

GCAS Report

Vol.12

Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2023

GCAS Report

Vol.12 2023

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

目次

講演

- 6 ICAによるアーカイブズ記述のためのRiC(レコード・イン・
コンテキスト)概念モデル及びISO 23081記録管理の
メタデータ標準:レコードキーピングの新しい世界
エイドリアン・カニンガム

参加記

- 32 2022年11月19日開催、上記講演会参加記
アーカイブズ記述の国際標準化への歩みと現在地
千代田 裕子
- 39 2022年11月26日開催講演会
エイドリアン・カニンガム「レコードキーピングにおいて世界を先導する
オーストラリアの革新—それを支えた人々、出来事、環境—」参加記
オーストラリアのレコードキーピングの過去・現在・未来
阿久津 美紀

書評

- 48 高澤紀恵・山崎鯛介 編
『建築家ヴォーリズの「夢」：戦後民主主義・大学・キャンパス』
香村 由佳
- 58 Alice Blackford Millea 著
『Oxford University: Stories from the Archives』
津久井 恵子
- 64 西村慎太郎 著
『「大字誌浪江町権現堂」のススメ』
井出 竜郎

報告

- 72 [2022年度入試説明会講演]
私のキャリアとアーカイブズ学
—資料現場における気づきと問題意識—
清水 ふさ子
- 80 海外のアーカイブズ機関等のオンライン会議やウェビナーに
参加して
筒井 弥生

彙報

- 88

Title of Contents

lecture

- 6 The International Council on Archives' 'Records in Contexts' conceptual model for archival description and the International Standards Organization's ISO 23081 standard 'Metadata for Managing Records': A new world of recordkeeping
Adrian Cunningham

report

- 32 Participation Report on Lecture Above, 19 November 2022
The Progress and Present Position of International Standardization of Archival Descriptions
Yuko Chiyoda
- 39 Participation Report on Lecture, 26 November 2022, Adrian Cunningham, "The People, Events and Environment underpinning Australia's world-leading innovations in recordkeeping"
The Past, Present, and Future of Recordkeeping in Australia
Miki Akutsu

review

- 48 Norie Takazawa, Taisuke Yamazaki, "Kenchikuka vorizu no yume: sengo minshu shugi·daigaku·kyanpasu"
Yuka komura
- 58 Alice Blackford Millea, "Oxford University: Stories from the Archives"
Keiko Tsukui
- 64 Shintaro Nishimura, "'Ooazashi Namie-machi Gongendou' no susume"
Tatsuro Ide

report

- 72 Let's Study Archival Science: From a Graduate
Fusako Shimizu
- 80 Joining Online Conferences and Webinars held by Oversea Archival Institutions
Yayoi Tsutsui

miscellany

- 88

講演

lecture

講演

ICAによるアーカイブズ記述のためのRiC (レコード・イン・コンテキスト)概念モデル及び ISO 23081記録管理のメタデータ標準: レコードキーピングの新しい世界

The International Council on Archives' 'Records in Contexts' conceptual model for archival description and the International Standards Organization's ISO 23081 standard 'Metadata for Managing Records':
A new world of recordkeeping

講演者: エイドリアン・カニンガム

訳者: 井出竜郎、寺澤正直、中村友美、保坂裕興

Lecturer: Adrian Cunningham

Translators: Tatsuro Ide, Masanao Terasawa, Tomomi Nakamura, Hirooki Hosaka

2006年から2011年にかけて、国際標準化機構 (ISO) は「記録管理のためのメタデータ」という複数の部からなる標準を発行した。この一連の標準は最近ISOによって更新され、第2版として再出版された。これらの標準は、レコードキーピング・メタデータに関するオーストラリアの研究と実践から大いに影響を受け、記録の内容、コンテキストおよび構造についての重要な情報を記録するため、ある関係の、または「複数実体」のアプローチを提示した。記録のメタデータを管理する以前のアプローチは、単一の概念的実体としての記録自体に関する情報／メタデータの取得にのみ依存していたが、ISO 23081は、記録の作成と使用に関与する様々な実体 (記録、行為者／人、業務／機能、および命令) に関する情報を、これらの実体間の関係を文書化する追加情報とともに取得するモデルを提示する。メタデータへのこのアプローチは、他の単純なアプローチよりも複雑であるが、その提案者たちは、真正であり、かつ信頼できる証拠としての記録の作成と保持を特徴づける正当な複雑性をよりよく反映するものであると主張している。

2012年以降、国際アーカイブズ会議 (ICA) は、ISAD (G) を含むこれまでのアーカイブズ記述のための一連の標準に取って代わることを意図して、Records in Contexts (RiC) というアーカイブズ記述用の新しい概念モデルおよびオントロジーを開発している。RiCは、オーストラリアの関係論と「複数実体」の考え方、およびISO23081に大きな影響

を受けてきた。ISO 23081とRiCの両方が、記録に関する情報（一方は記録管理の観点から、他方はアーカイブズの観点から）を捉えるモデルであることを考えると、この2つのモデルにいくつかの注目すべき類似点があることは驚くには当たらない。

この講演では、記録を記述するための二つのモデルを支える知的・概念的思考を説明し、主要な類似点と相違点を探る。また、両者がレコードキーピングの実務に与える影響を考察し、将来における実施と発展の課題について思索をめぐらせる。

Between 2006 and 2011 the International Standards Organization (ISO) published a multi-part standard called ‘Metadata for Records’. This suite of standards has recently been updated and reissued by ISO as second edition versions. These standards were heavily influenced by Australian research and practice relating to recordkeeping metadata, presented a relational or ‘multiple entity’ approach to recording important information about the content, context and structure of records. Unlike earlier approaches to managing metadata for records, which relied solely on capturing information/metadata about records themselves as a single conceptual entity, ISO 23081 presents a model whereby information is captured about the different entities involved in records creation and use (Records; Agents/People; Business/Functions; and Mandates) together with additional information documenting the relationships between these entities. Although this approach to metadata is more complicated than other simpler approaches, its proponents argue that its use better reflects the true complexities that characterise the making and keeping of records as authentic and reliable evidence.

Since 2012 the International Council on Archives (ICA) has been developing a new conceptual model and ontology for archival description called ‘Records in Contexts (RiC)’, which is intended to supersede the ICA’s previous suite of standards for archival description including ISAD(G). RiC has been heavily influenced by Australian relational and ‘multiple entity’ thinking and by ISO 23081. Given that both ISO 23081 and RiC are models for capturing information about records (one from a records management perspective and the other from an archival perspective), it is not surprising that the two models display some notable similarities.

This lecture describes the intellectual and conceptual thinking underpinning the two models for describing records and explores key similarities and differences. It also considers their impact on recordkeeping practice and speculates about future implementation and developmental challenges.

旧来の記録記述の世界

人類が存在してきた限りにおいて、記録は出来事、コミュニケーション、承認、行動などの証拠および記憶の源泉として作られ、保管されてきたが、それらはしばしば重要な役割を担ってきた。それと同じぐらい長い間、記録を記述する必要があり、記録が使用されてきた数千年にわたって、多種多様な記述の実践とシステムが展開されてきた。

記録を記述することが必要である理由は、主に二つある。

1. 記録は大量に蓄積される傾向がある。記録の記述を作成することで、記録作成時から記録が保存されている限り、大量に蓄積された記録の中から、使用者が必要とする特定の記録を探し出すことができる。
2. 記録は、それ自体がすべてを語るということは、もしあるにしても、ほとんどない。記録は、誰が、いつ、どのような目的で、どのような一連の活動の一部として作成したのかという作成時のコンテキストからその意味を導き出すものである。記録の記述を作成することは、記録の意味、目的、コンテキストを文書化する一つの方法である。実際、記録に関するこのようなコンテキスト情報は、記録自体の不可欠な一部であること、また、それが存在しなければ、記録は信頼できる意味のある証拠としては存在できないことを主張する人は多い。

人類の歴史において、記録の作成と保存は、一般的に、ただし決して限定されるものではないが、政府および組織・企業の官僚機構に関連してきた。そしてこれらの官僚機構が高度であればあるほど、記録管理および記録記述の体制はより強固なものとなった。このような環境では、記録そのものを作成するのと同時に、記録記述も作成される。これらの記述は、ヘッダー、フッター、ファイル番号、相互参照の指示、署名欄など、文書そのものの一部であることもある。また、登録簿、索引カード、一覧リストなどに、別途記録されることもある。

人類の歴史の大部分において、個々の政府や企業の枠を超えて、こうした記述方法を標準化する必要は特になかった。どの官僚機構も、記録の作成、保存、記述のために独自のシステムを考案し、記録管理プロセスに携わる事務官やその他の人々は、当該官僚機構の記述のシステム、手順、そして期待に応えることに習熟していたのである。時には、官僚が他国の実践を模倣・採用し、事実上の標準化が進むこともあった。オランダ東インド会社や英国植民地局（British Colonial Service）などのより大規模な官僚機構では、その固有のレコードキープिंगおよび記録記述のシステムを世界中に普及させることを目指していた。

これに関連するのが、長期保存が必要になる、永続的な価値のある記録を記述するアーカイブズ記述という仕事である。多くの官僚組織では、業務に使用する現用記録を記述することと、後世の歴史的記録を記述することは、特に区別していない。しかし、18世紀後

半から、ヨーロッパでは、記録が元々作成され、使用されていたオフィスからアーカイブズ・プログラムに移管される、独立した歴史アーカイブズが出現し始めた。このような環境では、アーキビストは、記録が最初に存在したのち、しばしば何十年も経ってから、記録を「事後的に」リストアップし、記述するという課題に取り組むようになった。ここでもまた、アーカイブズ・プログラムの数と同じだけ、アーカイブズ記述に対するたくさんの様々なシステムやアプローチが存在した。どのアーカイブズ機関も独自の記述システムと実践を考案していた。

オランダのアーキビストはヨーロッパで初めて、アーカイブズの編成と記述に関する一連のルールを体系化を試みた。1898年にムラー、フェイト、フラウンの三人は、いわゆるダッチ・マニュアルを出版した。このマニュアルでは、「管理機関またはその職員の一人が公式に受領または作成した文書、図面、印刷物の全体」について実践すべき100のルールが提示された。これらの原則は、アーキビストが記録の原秩序を再構築する「編成」と、記録を識別し、検索可能にする「記述」というアーカイブズの実践に結び付くものであった。

ルール8は、出所原則の重要性を述べる。

このように定義されたアーカイブズは、「注意深く分離して保管されなければならない」、他の作成者のアーカイブズと混ぜたり、年代、地理、テーマに基づく人工的な編成の中に組み入れたりしてはならない。（テリー・クック、‘What is Past is Prologue’より（註7参照））

ルール16は原秩序の原則に関するもので、著者はこれが最も重要な部分であり、アーカイブズの編成および記述の基本理念と考えた。

このようなアーカイブズの編成は、「主にそれを生み出した行政機関の組織に対応する、アーカイブズ・コレクションの元々の秩序に基づいていなければならない。」（同前）

「原秩序」は、フランスの「フォンドの尊重（Respect des Fonds）」の原則と密接な関係がある。サミュエル・ムラーはパリのフランス国立文書学校（École des Chartes）に滞在し、講義の中で「フォンドの尊重」の重要性を何度も耳にしていた。

ダッチ・マニュアルに示された100のルールは、最初に出版されてから124年経った今でも、アーカイブズの実践に大きな影響を与え続けている。もし、アーカイブズの理論と実践に基礎となる原則があるとすれば、それは間違いなく出所とフォンドの尊重の原則である。シャロン・ティボドーの言葉には次のようにある。

このように、各構成文書ではなく、記録群の全体に焦点を当てること、つまり個別

性よりも集合性を重視することが、当時も現在もアーカイブズ記述の基本的な特徴である。アーキビストが記述するとき、アーキビストはあるレコードキーピング・システム全体に関する情報を取得し、照合し、分析し、組織化しているのである¹⁾。

ダッチ・マニュアルの影響が欧米諸国に広がり、大学や大きな研究機関でアーカイブズ教育プログラムが開設されるようになると、アーカイブズ記述の実践にある程度の共通性が生まれた。アーカイブズでは、所蔵資料の一覧リスト (inventories) や年代順リスト (calendars) を作成することが一般的になり、それぞれがダッチ・マニュアルの100のルールに厳格に準拠するようになった。20世紀初頭から半ばにかけて作成されたアーカイブズの検索手段 (finding aids) の例を見ると、共通する特徴や構造があることがわかる。アーキビストたちは相互に意見を交換し、アプローチを比較し、優れた機関の実践を模倣していた。ある程度の事実上の標準化が出現した。とはいえ、実践には多くのバリエーションがあり、各アーカイブズ機関は、自前による、地域の、独特な実践を行っていた。様々なアーカイブズを利用する研究者は、新しいアーカイブズを訪問するたびに、全体として新しい記述システムに精通しなければならなかった。

このことはアーキビストを悩ませることはなかったようであり、アーキビストたちは自分たちのローカルなアーカイブズ記述の方法に非常に愛着を持ち、そのやり方を変える理由は特にないと考えていた。対照的に、この間、図書館の専門職は、目録作業実務の世界的な標準化において大きな進展を遂げた。図書館員が標準化を受け入れ、アーキビストがそれに対応する強制力を感じなかった理由は、彼らが記述する資料の性質と関係がある。図書館が目録を作成するのは出版された資料であり、それは定義上、固有のものではない。図書館員は早くから、出版物の標準化された目録記述を共有することが有益だということを認識していた。ある出版物は一度だけ目録化する必要があり、そうすればその同じ目録記述を、当該出版物のコピーを所蔵するすべての図書館が使用することができるようになる。このような目録記述の共有は、図書館員がカタログ記録のための標準化された規則と構造に同意した場合にのみ可能であった。

これに対して、アーカイブズの所蔵資料は、定義上、固有のものである。それに伴い、アーカイブズ資料の記述もまた、定義上、固有のものとなる。常に固有であるべき記述を標準化する必要性は、はるかに低かった。ダッチ・マニュアルの100のルールを厳格に順守しても、特異性と不均質が支配していた。

1980年代、オンライン・コンピュータ・ネットワークの出現により、意識が変化し始めた。この場合も、最初のきっかけは図書館からで、目録記録の共有を可能にし、複数の図書館コレクションを同時に検索できるようにして利用者を支援する、オンライン書誌ユーティリティの開発に伴うものであった。アーキビストはしばしば図書館員と協力したり、

1——S. Thibodeau, 'Archival Description', in Luciana Duranti and Patricia Franks (eds), *Encyclopedia of Archival Science*, Rowman and Littlefield, 2015, p. 39.

同じ場所にいたりするため、アーカイブズ機関は、複数のアーカイブズ機関からの記述を集約したオンラインデータベースの中で、所蔵資料に関する記述情報を共有する可能性に関心を持つようになった。アーキビストたちは、これが自分たちの所蔵資料の存在を知らしめ、利用を向上させると同時に、多数のリポジトリに散在する記録を探す研究者にとって大きな助けになることを理解した。

ほぼ同じ時期に、自動化についても、内部システムや記述システムを改善するために情報技術を活用したいと考えるアーキビストにとって魅力的なものになった。アーカイブズ記述を作成し、アクセスできるようにする時間のかかる手作業のプロセスは、アーカイブズ管理ソフトウェアの使用によって革命的に改善できることが明らかになった。この過程は徐々に始まり、ワープロソフトを採用して検索手段を作成し、それをプリントアウトして検索室で使用できるようにした。しかし、まもなくアーキビストは、記述情報が機械可読形式で作成されれば、アーキビストの所蔵資料管理能力が大幅に改善されることとなり、それを通して資料を一元的に保存、集約、管理することができること、また、使用者がアーカイブズの所蔵資料検索をはるかに容易に行なうことができることに気づいた。

しかし、機械可読のアーカイブズ記述情報をうまく処理、管理、共有するためには、その記述が標準化されることが必要であった。コンピュータは、標準化されたフィールドを持ち、予測可能な構造で保存されている場合にのみ、データを処理することができる。突如として、アーカイブズ記述を標準化する理由が生まれた。アーカイブズ管理ソフトウェアの開発者は、アーキビストに、どのように記述情報を構造化し、表示する必要があるのかを説明するよう求めた。同じように、オンライン・アーカイブズ・ネットワークの開発者は、オンライン上でアーカイブズ記述を共有するための標準化した構造を決定しなければならなかった。

アーカイブズ専門職は、第一世代となるアーカイブズ記述標準を策定することによってこれに応えた。これらは次の通りである。

アメリカ合衆国 - 『アーカイブズ、個人文書および手稿資料 (APPM)』、1983年、スティーブン・ヘンゼン。MARC-AMC (機械可読目録作業 - アーカイブズおよび手稿コレクション) 図書館目録作業フォーマットと密接な関係にある。

イギリス - 『アーカイブズ記述マニュアル (MAD)』、マイケル・クック、1986年

カナダ - 『アーカイブズ記述のための規則 (RAD)』、1990年。

これらの国内標準はそれぞれ、国際的なアーカイブズ実践に一定の影響を与え、その後、第2版、場合によっては第3版へと改訂・更新された。2001年から2003年の間には、北米で統一したアーカイブズ記述の標準を開発しようという動きがあった。しかし、結局、カナダのアーキビストとアメリカのアーキビストの間でコンセンサスを作ることはできなかった。そのため、カナダは『アーカイブズ記述のための規則』を維持し、アメリカはAPPMに代わるものとして、『アーカイブズ記述：内容記述標準 (DACS)』を2004年に開

発した。

国際アーカイブズ会議（International Council on Archives:ICA）は、1990年に記述標準に関する特別委員会を設立し、国レベルの第一世代アーカイブズ記述標準に対応した。後に記述標準委員会と改称されるこの特別委員会は、1994年に『国際標準アーカイブズ記述（一般）』、つまりISAD（G）を作成した。ISAD（G）は、2000年に第2版として改訂されるが、26の記述要素を規定し、また、記述を全体からより具体的に進める、いわゆる「多階層」アプローチを義務づけている。ISAD（G）は20以上の言語に翻訳され、国際的なアーカイブズの実践に多大な影響を及ぼした。

ISAD（G）は、ICAの記述標準委員会（ICA/CDS）が策定した一連の国際記述標準の一つにすぎない。このCDSはまた、1996年に『国際標準アーカイブズ典拠記録（団体、個人および家族）』（ISAAR（CPF））を開発し、2004年に改訂した。また、2007年には『機能記述のための国際標準』（ISDF）も発表した。後の二つの規格の策定は、記録作成のコンテキスト、すなわち記録を生み出す関係のある行為者や命令を文書化することの重要性を、アーカイブズの専門職の間で認識するようになったことを反映したものである。言い換えるならば、記録を記述することには、記録を単に記述する以上のことがあるのだ。この重要なポイントについては、後ほどまた述べることとする。

MARC-AMCを除き、上述したすべての記述標準は、データ内容標準である。つまり、アーカイブズの内容記述に関する要素や領域を定義する標準である。アーカイブズを記述したデータがコンピュータネットワーク上で保存、処理、共有されることが求められる環境では、データ内容標準だけでは不十分である。もう一つ必要となるのはデータ符号化標準、つまり、コンピュータ・ソフトウェアが理解し処理できるように、規定の構文（syntax）で記述データを取得するための標準である。

最初に広く採用された（そして今でも広く普及している）アーカイブズのデータ符号化標準は、1998年にアメリカ・アーキビスト協会が公開したEncoded Archival Description（EAD）である。EADは当初SGML（Standardized Generalized Markup Language）を構文として選択したが、後に、よりシンプルでより普及しているXML（eXtensible Markup Language）を採用した。EADはアメリカで開発されたが、国際的に採用されており、ヨーロッパでも広く使われている。EADは、ISAD（G）、RAD、DACSといった類似するコンテンツの記述標準に対応した符号化標準といえるだろう。EADがISAD（G）に準拠した記述の符号化を可能にするように、2010年に公開された新しい符号化標準であるEncoded Archival Context（EAC）2010は、ISAD（G）と対になるISAAR（CPF）に準拠した記述の符号化を可能にしている。

アーカイブズ記述に関する伝統的アプローチの問題点——出所の複雑な実態

出所がアーカイブズを定義する特徴であることは、アーキビストの誰もが認めるところであるが、出所の実態はあまり理解されていないように思われる。多くの伝統的な記述方

式や、前述のアーカイブズ記述標準のほとんどは、ある出所の実体とアーカイブズ資料群の間にあるのはただ一対一の関係という単純化された前提に基づいている。これは、ムラー、フェイト、フラウンのダッチ・マニュアルで示された見解である²⁾。ムラーらが、アーカイブズ編成の取り組みにおいて出所の異なるアーカイブズを混在させないことの重要性を強調したのは、明確な理由があった。彼らは軽率に混在させたり仕分けたりすることでアーカイブズの出所を曖昧にしないことが重要であることをアーキビストたちに理解させる必要があった。しかし、今にして思えば、オランダの編成・記述ルールを厳格に採用したことで、アーキビストたちは、一つのアーカイブズの出所は一つしかないはずだと頑なに信じてしまった。後述するように、この考えは現実を正しく反映しないのである。

アーカイブズは、現実世界における生活や活動を反映し、記録するものである。この現実世界とは複雑なものである。現実世界における関係は一対一であることは稀であり、それどころか多対多である方が普通である。現実世界の中で、アーカイブズは様々な記録作成実体の間の動的な相互関係という複雑な現実を反映している。この複雑さがよく見られる例は、政府や大企業における組織改編である。これはアーカイブズ学の観点から、次々に現れる複数の出所として捉えることができる。しかし、複数出所はまた同時に発生することもあり、そのような場合は二つ以上の実体が一まとまりのアーカイブズの作成と使用に同時に関与することになる。この現象は今までも存在していたが、デジタル記録の普及に伴い、共有システム上で複数の別々の実体のために一つのアーカイブズ資料群が当たり前前に作成されるようになったことで、より一般的かつ明白になってきた³⁾。

このような複雑な現実を踏まえるならば、アーキビストはどのように出所を記録すべきだろうか。それは第一に、レコードキーピング活動の複雑な現実を歪めることなく反映させるアーカイブズのシステムを設計・構築することである。リレーショナル・データベース環境では、これは難しい課題ではない。必要とされるのは、アーカイブズの記述とアーカイブズを作成する様々な実体を別々に、しかしリンクしてサポートするシステムである。このようなシステムでは、データの入力については標準化する必要があるが、出力（つまり入力内容をヒューマン・インターフェースやプレゼンテーションのために表示する方法）については様々な使用者の要求に合わせていくらでも変えることができる。アーカイブズのためのコンピュータの大きな利点の一つは、私たちの記述管理システムの入力方法が、ユーザー・インターフェース（または検索手段）と同一である必要がなくなり、またそれらのシステムがカードカタログ、年代順リスト、一覧リストのような限定的で扱いにくいツールに制約される必要がなくなることである。

2—S. Muller, JA Feith and R. Fruin, *Manual for the Arrangement and Description of Archives: Drawn up by the direction of the Netherlands Association of Archivists*, English translation of the second edition by Arthur H Leavitt (Chicago: Society of American Archivists, 2003).

3—C. Hurley, 'Problems with provenance', *Archives and Manuscripts: Journal of the Australian Society of Archivists* 23 (2), November 1995, pp. 234-259.

問題の解決策——オーストラリアの「シリーズ・システム」

オーストラリアは若い国家である。ダッチ・マニュアルが出版された1898年当時、オーストラリアはまだ国家として存在しておらず、建国までさらに三年待たなければならなかった。議会図書館内の末端の職員としてだが、国家アーキビストが任命されるまでにはさらに50年近く待たねばならなかった。実際、オーストラリアでアーカイブズの専門職がある程度の必要な人数に達するのは、1960年代に入ってからのことであった。私たちのアーカイブズ専門職協会、オーストラリア・アーキビスト協会が設立されるのは、1975年まで待たねばならなかった。

1940年代後半にオーストラリア政府のアーカイブズ部門が設立されたときは、まっさらな状態で仕事ができたといい点で非常に好都合だった。オーストラリアの官僚制度とそのレコードキーピングの慣行の多くは何世紀も続くイギリス政府機関のモデルに基づいていたが、アーカイブズ制御システムは何もないところから構築しなければならなかった。もちろん、最初のうちアーカイブズ部門は保存に値する記録を特定し、それを救出し、適切な保管施設に持っていくだけで精一杯であった。しかし、1950年代半ばになると、同部門はそれらの記録をいかにして知的管理のもとに置くかということに目を向けるようになった。

初代オーストラリア政府アーキビストのイアン・マクリーン (Ian Maclean) とその同僚たちは、当然のことながら、ヒラリー・ジェンキンソン (Sir Hilary Jenkinson) の著作とロンドンの公記録館 (Public Record Office) が開発したアーカイブズ実務モデルに習熟していた。知的管理の初期の試みは、いわゆる「レコード・グループ」方式をオーストラリア政府の記録に適用しようとするものであった。1954年にアメリカ国立公文書館のシェレンバーグ (T. R. Schellenberg) がオーストラリアのアーカイブズ・システム開発について助言するために来豪したとき、この考え方が推進された。

どの国の政府も行政改革を経験するが、オーストラリアの政治家たちはそれを芸術的と言えるほどに高めている。オーストラリアの官僚機構は常に変化しており、非常に不安定な行政単位、政府機関、担当省庁 (portfolio) の間で絶えず機能が再配置されている。この傾向は時代とともに顕著になっているが、複雑な行政の歴史は常にオーストラリアの官僚機構の特徴であった。行政機能が再配置されると、記録も一緒に再配置されるのが普通である。例えば、1916年から1945年の間の移民制限機能 (およびその機能の遂行を記録した記録) は、外務省 (External Affairs)、内務・領土省 (Home and Territories)、内務省 (Home Affairs)、首相府 (Prime Minister's)、市場・移民局 (Markets and Migration)、首相府 (Prime Minister's)、運輸局 (Transport)、内務省 I (Interior I)、内務省 II (Interior II)、移民局 (Immigration) という10ヶ所の異なる政府省庁担当部局に移管された。

マクリーンや彼の同僚たちが、レコード・グループ方式を知的管理に適用しようとしたときに頭を悩ませたのは、この出所が複数存在する問題である。彼らは複雑な管理履歴には、記録が作成された背景をアーカイブズのため丹念に記録することが必要であることは

直感的に理解していた。1960年代初頭、ピーター・スコット（Peter Scott）という若い言語学者がアーカイブズに赴任してくると、彼らはますます困難な試みを続けることになる。スコットは1964年、知的管理の論議としてレコード・グループ論を捨て去り、代わりに機能ベースのシリーズを記録管理の手段として採用するという抜本的な提案を行った⁴⁾。

このように記録シリーズに焦点を当てたことから、おそらくスコットの戦略は必然的に「シリーズ・システム」と呼ばれるようになったのであろう。しかし、クリス・ハーリー（Chris Hurley）⁵⁾たちがそれ以来指摘してきたように、スコットの戦略の際立った特徴は、シリーズに焦点を当てることよりも、記録の記述と管理上のコンテキストを別々に文書化する必要性を主張したことにあった。スコットにとってシリーズは、記録記述を文書化する最も効率的な手段を提供するものであった。シリーズの記述は自由に書くことのできる実体となり、その存在に関わったすべての政府機関の記述に必要な応じて接続されることになった。

スコットは、出所原則を否定するどころか、自身の方法がレコード・グループ方式よりも、出所とレコードキーピング・システムの真の、しかもしばしば複雑となる性質を文書化する、より効率的な方法だと考えた。出所は記録作成者と記録との単純な一対一の関係には還元できないというのが、オーストラリア人の見解である。レコード・グループ方式によるアーカイブズ記述に象徴される単純化された出所表示は、私たちにとって、アーカイブズの原則である「フォンドの尊重（*Respect des fonds*）」を墮落させるものであるということになる。オーストラリアにいる私たちの多くにとって、レコード・グループ方式はむしろフォンドの軽視（*disrespect des fonds*）である。記録は、同時にあるいは連続して複数の出所との関係を持つことができ、またそうなることが多い。アーキビストとしての私たちの仕事は、レコードキーピングの動的で複雑な現実を反映する記述システムを設計することである。

つき詰めると、オーストラリア・システムは相互に関連する次の二つの要素で構成されている。

1. **コンテキスト制御**：記録の作成と他のそれを取り巻く実体を識別し登録すること、並びにそれぞれの実体の組織歴・履歴、その機能的責任及びそれらの相互の関係とそれぞれが維持するレコードキーピング・システムとの関係を文書化することにより達成される。

4—M. Wagland and R. Kelly, 'The Series System - A Revolution in Archival Control' in S. McKemmish and M. Piggott, eds, *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian Archives first fifty years* (Melbourne: Ancora Press, 1994), pp. 131-149. シリーズ・システムに関してスコットが最初に発表したのは、P. Scott, 'The Record Group Concept: A Case for Abandonment', *The American Archivist* 29, October 1966, pp. 493-504である。

5—C. Hurley, 'The Australian ('Series') System: An Exposition', in S. McKemmish and M. Piggott, eds, *The Records Continuum: Ian Maclean and Australian Archives first fifty years* (Melbourne: Ancora Press, 1994), pp. 150-172.

2. 記録制御：記録の集合体および／またはその集合体を構成するアイテムを識別、登録、文書化することによって達成される。

オーストラリア・システムでは、記録を文書化し、その記述に結びつける必要のあるコンテキストに関わる実体には、個人、家族、組織、政府機関と担当省庁、政府そのものの、機能と活動などを含む。記録作成の原因となる処理を支えているのは、様々な実体のあいだの複雑な動的関係の網状のつながりである。記録の理解に必要なコンテキストの知識を提供するために、これらの諸関係の文書化を行なうことは不可欠である。オーストラリアのコンティニウム論では、記録は「過去に遡って記述される受動的な対象」ではなく、行動の行為者、「業務プロセスへの能動的な参加者」として捉えられる⁶⁾。

オーストラリアのシステムとは、記録の知的管理に対する動的なアプローチである。このシステムを使うことにより、特定の記録群は複数コンテキストの多面的な性質を通して同時にまたは順次に捉えることができ、記録作成そのものの動的かつ付随的な性質を反映させることができる。このシステムの構造的要素は、概念のおよび文書的な部材を提供し、必要とされる限りにおいて伝統的または非伝統的な検索手段を構築することができる。

ポスト保管主義(Post-Custodialism)と レコード・コンティニウム(Records Continuum)

記録の知的管理に対するオーストラリアのアプローチには、もう一つ非常に重要な特徴がある。非現用記録の静的記述に焦点を当てた従来のアーカイブズ記述の事後的アプローチとは異なり、オーストラリアのアプローチは、レコードキーピング領域における現用・非現用の両方の記録の知的管理を達成するために取り入れられる。イアン・マクリーンは就任早々から、「アーカイブズという」残存物だけでなく、オーストラリア政府のすべての記録を統合的に管理するアプローチを追求することに力を注いだ。

この知的管理という考え方のもとでは、記録を収蔵する保管の仕組みは、もはや大きな意味を持たない。確かに、記録が常にどこに保管されているかを把握することは重要であるが、アーカイブズが戦略的な責任をもち、それらを知的管理下に置くことに意識を向けるのであれば、アーカイブズの保管である必要はなくなるのである。

カナダのテリー・クック (Terry Cook) は次のように語る。

スコットのアプローチは、アーカイブズ機関が保管する記録を、一人の記録作成者のための一つのグループに編成して記述することから脱却し、多数の記録作成者と多数の記録のシリーズの間の複数の相互関係を、その記録が作成元の機関、現在の管理機

6—B. Reed, 'Metadata: Core Record or Core Business?', *Archives and Manuscripts* 25 (2), November 1997, pp. 218-241.

関、あるいはアーカイブズ機関のどこにあるとしても、記述することを目指すものであった…スコットの基本的見識は、レコード・グループという拘束のみならず、レコード・グループや他の多くのアーカイブズへのアプローチが暗黙の基礎としているアーカイブズの「物性」をすべて打破したのだ。こうしてようやく認知されつつあるように、ピーター・スコットは世界中のアーカイブズの考え方に起こったポスト保管革命の創始者なのである。彼は紙媒体の領域で仕事をしていたが、その見識は現在、電子記録に直面しているアーキビストにとって特に価値がある。そこでは、スコットのシステムと同じように、記録の物性は、その作成の複数関係のコンテキストと同時代の使用に比べれば重要でない⁷⁾。

そして、デイビッド・ベアマン（David Bearman）が述べてきたように、「アーキビストは、記述システムの情報を作るのではなく、見つけるべき」である⁸⁾。言い換えれば、記録作成者が使用する記録管理システムにすでに取り込まれている記述情報（メタデータ）を再利用し、コンテキスト的な価値を付加すべきなのである。これは、アーカイブズ記述の伝統的な手段であった静的で事後的な目録作成とは全く異なる考え方である。

機能についてはどうか？

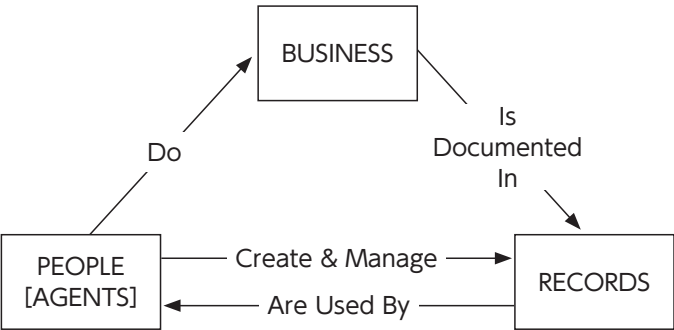
アーカイブズは、人々や組織が機能や活動を行う際に作成される。機能は、それ自体が実体、つまり、機能を文書化する記録と、機能を行う作成者の双方にリンクする個別の記述を求める実体とみなすことができる⁹⁾。機能とは、記録作成実体の存在における単なる側面ではない。それどころか、クリス・ハーリーが論じてきたように、政府機関のような記録作成者であっても、機能の存在期間における一つの発現に過ぎないと見なされることがある。三つのレコードキーピングの実体の関係を図示すると、次のようになる¹⁰⁾。

7—T. Cook, 'Archives in the post-custodial world: interaction of archival theory and practices since the publication of the Dutch Manual in 1898', paper delivered to the XIII International Congress on Archives, Beijing, 1996. また、T. Cook, 'What is Past is Prologue: A History of Archival Ideas Since 1898, and the Future Paradigm Shift', *Archivaria* 43 (Spring 1997), pp. 38-39を参照。

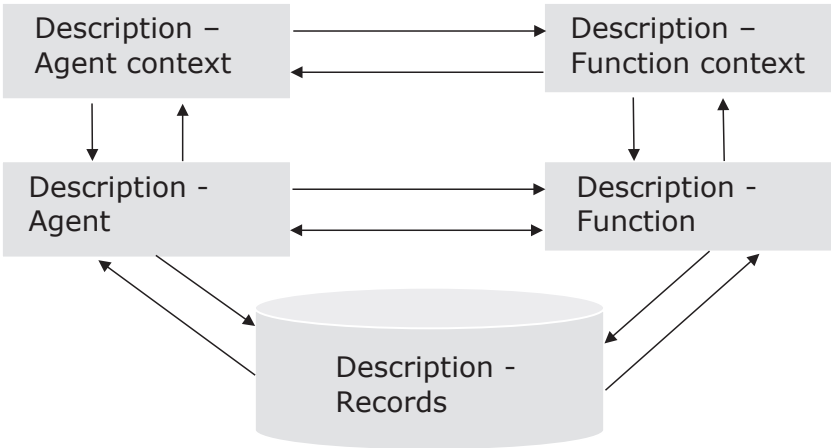
8—D. Bearman, *Archival Methods*, Archives and Museum Informatics, Pittsburgh, 1989.

9—C. Hurley, 'What, if Anything, is a Function?', *Archives and Manuscripts* 21 (2), November 1993, pp. 208-220 ; C. Hurley, 'Ambient Functions: Abandoned Children to Zoos', *Archivaria* 40 (Fall 1995), pp. 21-39.

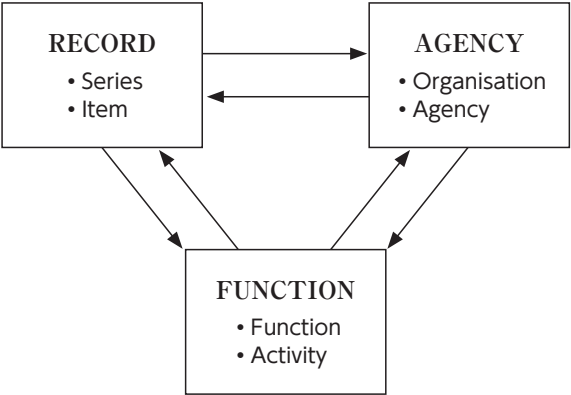
10—S., McKemmish; G. Acland; B. Reed, 'Towards a framework for standardising recordkeeping metadata: the Australian recordkeeping metadata schema', *Records Management Journal* 9 (3), 1999, pp. 173-198.



このモデルは、アーカイブズ記述の観点から、図（後掲 *Describing Archives in Context: A Guide to Australasian Practice*, 2007の発刊に向けた研究会のために作成したものである）のように表すことができる。



シリーズ・システムの実施では、3つの主要実体の実例を様々なレベルの粒度で記述し、異なるレベル間の関係もそれに応じて記述することができる。それは次の図（同前）の通りである。



ICAは、機能と記録との関係を文書化することの重要性を認識し、2007年に機能記述のための三つ目の標準であるISDFを作成した。2007年は、オーストラリアでMADとRADに相当する『コンテキストの中のアーカイブズを記述する：オーストラレーシアの実践ガイド』（*Describing Archives in Context: A Guide to Australasian Practice*）（Canberra, Australian Society of Archivists）が刊行され、最終的に「シリーズ」システムの正式な成文化が行われた年でもあった。

シリーズ・システムおよびアーカイブズ記述の標準

アーカイブズ記述のためのより古いガイドや標準のみに精通している人にとって、シリーズ・システムは、理解不能な知的管理のアプローチとは言わないまでも、非常に馴染みのないものであるだろう。ここでいうガイドとは、1898年のダッチ・マニュアル、イギリスの『アーカイブズ記述マニュアル（MAD）』^{11）}、カナダの『アーカイブズ記述のための規則（RAD）』第1版、アメリカの『アーカイブズ、個人文書および手稿資料（APPM）』^{12）}、1994年の『国際標準アーカイブズ記述（一般）（ISAD（G））』第1版などである。

しかし、より最近の標準は、シリーズ・システムのアプローチを幾分考慮したものとなっている。ここでいう標準とは、カナダの『アーカイブズ記述のための規則（RAD2）』第2版や、合衆国のガイド『アーカイブズ記述—内容記述標準—（DACS）』^{13）}などの出版物である。アーカイブズとその作成のコンテキストを分離させつつも関連付ける記述に基づいた、知的管理システムをもつ論理に国際的に移行してきた。ここで重要なのは、ICAによるアーカイブズ記述のための二つの手引きとなる標準の第2版、2000年のISAD（G）と2004年の『国際標準アーカイブズ典拠記録（団体、個人および家族）』（ISAAR（CPF））である。実質的に、この二つの標準を並行して展開することで、最小限のシリーズ・システム実施の基礎が得られる。記録記述はISAD（G）によって、記録作成者とその諸関係の記述はISAAR（CPF）によって制御される。

記録記述の新たな世界(1):メタデータ標準

上述のように、記録が最初に記述されるのは、記録の作成組織が運用する記録システムの中においてである。私はこれらの記述がしばしば次のような形式をとることを説明してきた。すなわち、記録そのもの（ヘッダー、ファイル番号、タイトル、署名欄、日付など）

11——現在、Margaret Proctor and Michael Cook, *Manual of Archival Description, third edition* [MAD3], (Gower, 2000) として入手可能。

12——Stephen Hensen, *Archives, Personal Papers and Manuscripts: a cataloguing manual for archival repositories, historical societies and manuscript libraries*, 2nd ed. (Chicago: Society of American Archivists, 1989).

13——Society of American Archivists, *Describing Archives: A Content Standard* (Chicago: SAA, 2004).

の一部であることもあれば、索引カード、登録簿、一覧リストなどのように別に記録されることもあった。アーカイブズ・プログラムがこれらの同じ記録を記述しようとする場合、記録作成者がすでに捉えた記述情報をアーカイブズ記述にとり入れ、その記述情報を必要に応じてさらにコンテキスト情報で補うならば、それは賢明なことである。アナログの世界では、記録作成者が取り込んだ記述情報を再利用することは幾分手間がかかる。デジタルの世界では再利用ははるかに容易であり、特に、誰もが記述情報の取得と管理のために共通の標準を使用する場合はそうである。

デジタルの世界では、記録作成者が記録を説明するために取り込んだ情報をメタデータと呼ぶ。実際、デジタルの世界はメタデータであふれている。デジタル情報システムといっても、標準化されたメタデータがなければ機能しない。メタデータは非常に専門的で理解しづらいが、本質的には、記録作成者が記録を管理し、検索し、理解するために常に保持してきたある種の記述情報の更新版にはかならない。すべての記録システムはメタデータ・システムである。デジタル記録の素晴らしいところは、必要な記述メタデータの多くが、人間が何もしなくてもソフトウェアによって自動的に生成されることである。より優れたデジタル記録システムは、人間がメタデータを作成・取得する必要性が最小になるように設計される。

アメリカのデイビッド・ベアマンは、1992年に『アーキヴァリア (Archivaria)』誌に発表した論文「ドキュメンテーションを文書化する (Documenting Documentation)」の中で、アーキビストに初めてそのことを指摘した¹⁴⁾。ベアマンがこの論考を最初に公表したのは、1991年にシドニーで開催されたオーストラリア・アーキビスト協会の大会であった。オーストラリアにはイアン・マクリーンとシリーズ・システムの歴史があるので、ベアマンはオーストラリアで受容性に富む聴衆を見つけたのである。実際、その後10年以上にわたって、オーストラリアの人々は、電子記録の管理と記述を改善するために標準化されたメタデータの有用性を特に熱心に提唱するようになった。

それでは、メタデータとは一体何なのだろうか。一般的な定義は、「データについてのデータ」である。より有用な定義は次のようになるだろう。

長期にわたってある情報を見つけ、管理し、制御し、理解し、保存することを可能にする、および／または説明する、構造化された情報。

メタデータには様々な種類と用途がある。メタデータの主な分類には次のものがある。

- ソフトウェア・アプリケーションにおけるシステム運用メタデータ
- データ管理メタデータ (ISO 11179など)
- オンライン・リソース・ディスカバリ・メタデータ (ダブリンコアなど)

14——D. Bearman, 'Documenting Documentation', *Archivaria* 34, Summer 1992, pp. 33-49.

- デジタル保存メタデータ（PREMISなど）
- 権利管理メタデータ
- 図書館目録メタデータ

これらの分類は相互に排他的ではない。レコードキーピング・メタデータは上記の分類のいずれかに見られるいくつかのメタデータを含むことがあるが、それ自体は別個の、やや複雑な分類となる。記録の内容、コンテキスト、構造を記述するすべての情報はレコードキーピング・メタデータであり、それはもちろんアーカイブズ記述や検索手段を含む。したがって、アーカイブズ記述標準はメタデータ標準と考えることもできるだろう。

2000年にオランダで開催されたレコードキーピング・メタデータ専門家会議において、次のレコードキーピング・メタデータの定義が合意された。

構造化された、または半構造化された情報であり、長期にわたって、また記録が作成された領域内および領域間で、記録の作成、管理および使用を可能にする。レコードキーピング・メタデータは、記録はもちろん、それらを作成、管理、維持、使用する人、プロセス、システムをも識別し、認証し、コンテキスト化するために使用することができる¹⁵⁾。

オーストラリアのアーキビストたちが電子記録の管理に関連する課題に取り組み始めた時に、最初に気づいたことの一つは、良い記録（good records）を作成、管理、記述する能力を向上させるためには、デジタル記録システムの設計と導入を働きかける必要があるということであった。メタデータがその成否においていかに重要であるかを理解すると、私たちはすぐに、記録作成者が使用する新しいデジタル記録システムの設計に情報を提供することを意図してメタデータ標準の開発に取り組んだ。

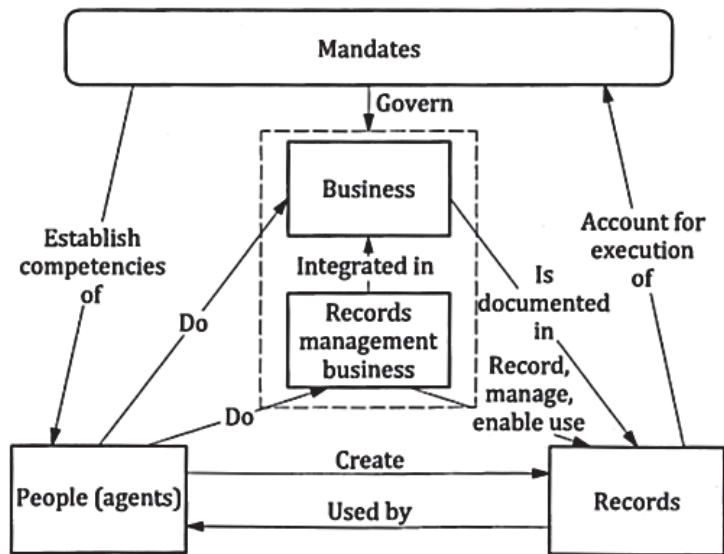
1990年代後半にモナシュ大学のスー・マケミッシュ（Sue McKemmish）教授が主導した共同研究プロジェクトでは、「政府、商業、社会、文化の目的のためにネットワーク環境における情報資源について長期的に管理及びアクセスするためのレコードキーピング・メタデータ・フレームワーク（Recordkeeping metadata framework for managing and accessing information resources in networked environments over time for government, commerce, social and cultural purposes）」を開発した。概念的には、このフレームワークはオーストラリアのレコード・コンティニュームおよびポスト保管理論に基づいており、アーカイブズ記述のための「シリーズ・システム」概念モデルにもしっかりと根ざしたものであった。私が先に述べた、ピーター・スコットや彼の同僚たちが開発し、記録作成に関する3つの主要な実体（行為者、機能、記録）を提示したモデルは、モナシュ大学のレ

15—D. Wallace, 'Archiving Metadata Forum: Report from the Recordkeeping Metadata Working Meeting, June 2000', *Archival Science* 1(3), 2001, pp. 255-256.

コードキーピング・メタデータ・フレームワークの開発に大きな影響を与えた。モナシュ大学の研究プロジェクトの目的の一つは、レコードキーピング・メタデータの国内標準及び国際標準の開発に影響を与えることであった。

その目的は、1990年代後半から2000年代前半にかけて、オーストラリアとニュージーランドの様々な国および州のアーカイブズ機関が発行した一連のレコードキーピング・メタデータ標準を通じて最初に実現された。その中で最も注目すべきは、オーストラリア国立公文書館『オーストラリア政府レコードキーピング・メタデータ標準 (Australian Government Recordkeeping Metadata Standard)』である。この標準のバージョン2.0は2008年に発行されたが、モナシュ大学のメタデータ研究プロジェクトの影響を大きく受けていた。

しかしより重要なのは、モナシュ大学の研究プロジェクトが、ISO 23081 (Metadata for Managing Records) として知られるレコードキーピング・メタデータに関する一連の国際標準の開発に影響を及ぼしたことである。この標準セットの第1部 (原則) は、2006年に国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO) から発行された。この標準に含まれる次の概念モデル図 (ただし、ここではISO 23081-2: 2021より引用) は、このモナシュ大学の研究プロジェクトの報告書から直接引用されたものであった。



ISO 23081の標準に加え、2015年のオーストラリア／ニュージーランド標準 *Recordkeeping Metadata Property Reference Set* (AS/NZS 5478) を含む、レコードキーピング・メタデータに関するすべてのオーストラリア標準の特徴は、レコードキーピングのための標準メタデータを構造化する、いわゆる「複数実体」アプローチを採用していることである。ISO 23081は、メタデータを取得すべき次の五つの実体を推奨し、そこにはこれら五つの実体間の相互関係を文書化するメタデータを含んだ。

1. 記録
2. 業務ルール、ポリシー、命令
3. 行為者
4. 業務活動とプロセス [すなわち、機能]
5. レコードキーピング・プロセス

オーストラリアのシリーズ・システムに精通している人であれば、シリーズ・システムの概念がISO 23081に示された概念モデルに直接的に影響を及ぼしていることが分かるだろう。

2006年にISO 23081の第1部が公表された後、以下のように後続のパートが発行された。

第2部：概念と実施の課題（2009年）

第3部：セルフアセスメントの方法（2011年）

より最近では、第1部は2017年に、第2部は2021年に第2版に改訂・更新された。

記録記述の新たな世界(2) :Records in Contexts (RiC)

前段で述べたように、ICAはアーカイブズ記述のための相互に関連する一連の標準、ISAD (G)、ISAAR (CPF)、ISDFの策定に取り組んできた。この三つの標準は、記録作成とレコードキーピングに関連する様々な主要実体（記録、行為者、機能）を分離しつつも関連付けて記述するという、オーストラリアのシリーズ・システムを支える概念モデルを暗示的に（明示的にではなく）支持するものであった。これらの努力は2010年までに実を結んだ。

しかし、ICAは、三つの別々の標準が長年にわたってばらばらに策定され、正式に明確化された概念モデルの中で実際に共存しているわけではないことを認識した。三つの標準には一貫性がなく、矛盾もあるため、三つすべてを一緒に実施することは困難であることが認識された。結局のところ、アーカイブズの実務者たちは他の二つの標準をほとんど無視し、国際的にISAD (G) の実施に力を注いだ。また、既存の標準は記録を記述するための古風でアナログなアプローチを反映しており、洗練されたソフトウェア・アプリケーションや、リンクトオープンデータ、セマンティック・ウェブなどの新しいトレンドを使ったアーカイブズ記述の革新の可能性を活用していないと認識していた。

2012年、ICAは前身の記述標準委員会に代わり、米国のダニエル・ピッティ（Daniel Pitti）が率いるアーカイブズ記述の専門部会（Archival Description Experts Group: EGAD）を設立した。EGADは、アーカイブズ記述のための一貫して統一された概念モデルを策定する責任を負っており、既存の標準から内容を集め、アーカイブズ記述の成果を高めるため新しい技術を活用する可能性を最大限に引き出す方法でその内容を提示した。

2012年以来、EGADは、前身の記述標準委員会の堅実で慎重な作業とは対照的に、不断の努力と新しいアイデアに対する寛容さをもって、その作業を続けてきた。当初予想していたよりも、作業はゆっくりと進んだ。実際、10年経った今でも、完成した概念モデルが公表されるのを待っているのだが、非常に前進した最終草案に近いものは入手可能で、完成も間近である。EGADの作業の進捗速度が遅いのは、彼ら自身が設定したプロジェクトの大望と、アーカイブズ記述のための包括的なモデルの策定が大規模で複雑な事業であるという理解の両方が反映されている。ISAD (G) はその簡潔さと単純さにおいていくつかの長所があったが、その短所は、極端に単純化された現実の表現を提示する記述を強いることによって、記録の複雑なコンテキスト上の現実を歪めるというアーカイブズ機関の傾向を支持することにあった。事実上、アーカイブズ機関は、アーカイブズ記述を単純化することによって、その記録とその記録の使用者の両方に不利益を与えていたのである。

EGADは当初から、ISO 23081で示された記録を記述するための概念モデルに触発されていた。レコードキーピング・メタデータ標準とアーカイブズ記述標準の両方が同じもの、つまり記録とそのコンテキストを記述するものであることを認識したのである。そのため、両方の標準が互いに可能な限り似ていることは非常に理にかなっている。EGADは、ISO 23081で示された複数実体のメタデータモデルに類似した、アーカイブズを記述する複数実体のアプローチを採用することを明言した。

EGADは2016年に「レコード・イン・コンテキスト (Records in Contexts: RiC)」と題する概念モデルの最初の協議草案を公表した。この草案は、国際的な専門家のコミュニティからかなりの量のコメント（ほとんどが肯定的なもの）を生み出した。そして、このことが、再度の改訂と専門家グループによる議論につながった。2021年には、大幅に改訂された第2次草案が公表された。最終完成版は2023年初頭に公表されることが期待される。

概念モデル (RiC-CM) の作業と並行して、EGADは三つの他の関連する刊行物にも取り組んできた。

- RiC-IAD: アーカイブズ記述概論。2021年後半に公表。
- RiC-O: オントロジー。2021年1月に0.2版をパブリックコメントのために公表。
- RiC-AG: アプリケーション・ガイドライン。計画進行中。2024年予定。

RiC-Oは特に重要である。ISAD (G) は技術にとらわれないデータ内容標準であり、EADはそのコンテンツをXMLにより標準化された機械可読形式で表現するための標準であった。そのように、RiC-CMは技術にとらわれないデータ内容標準であり、RiC-Oはセマンティック・ウェブシステムにおいて、記述情報をResource Description Framework (RDF) の三要素として共有・処理できるウェブ・オントロジー言語 (OWL) を用いてRiC-CM記述を表現するための詳しいガイドである。さらに、RiC-Oのようなオントロジーの開発を支える厳密なモデリングは、他の方法では気づけなかったかもしれないRiC-CMの論理的矛盾を明らかにすることで、RiC-CMの改善に貢献した。

では、RiCはISAD（G）とどのように違うのか。

- RiCは、検索手段のような特定の記述的な作成物ではなく、広く、記述されるべきものをモデル化する。
- ISAD（G）は検索手段という記述の作成物を暗黙のうちにモデル化したが、RiCでは、記述プロセスのアウトプットはインプットとは全く異なるものになる可能性がある。
- ISAD（G）の「記述単位」はRiCの次の実体 に細分化された。
 - 記録資源
 - 記録セット
 - 記録
 - 記録の部分
 - RiCは、ある記録の知的な内容とその内容の実際の表現を区別する。後者を**表示実体 (Instantiation)** と呼ぶ。
 - RiCは、ISAD（G）の「多階層記述」から「多次元記述」へ、一つの階層構造から一つの図式へと移行した。

ISO 23081の五つの主な実体とは対照的に、RiCはアーカイブズ記述のプロセスで、別々に記述できる七つの主な実体を示している。

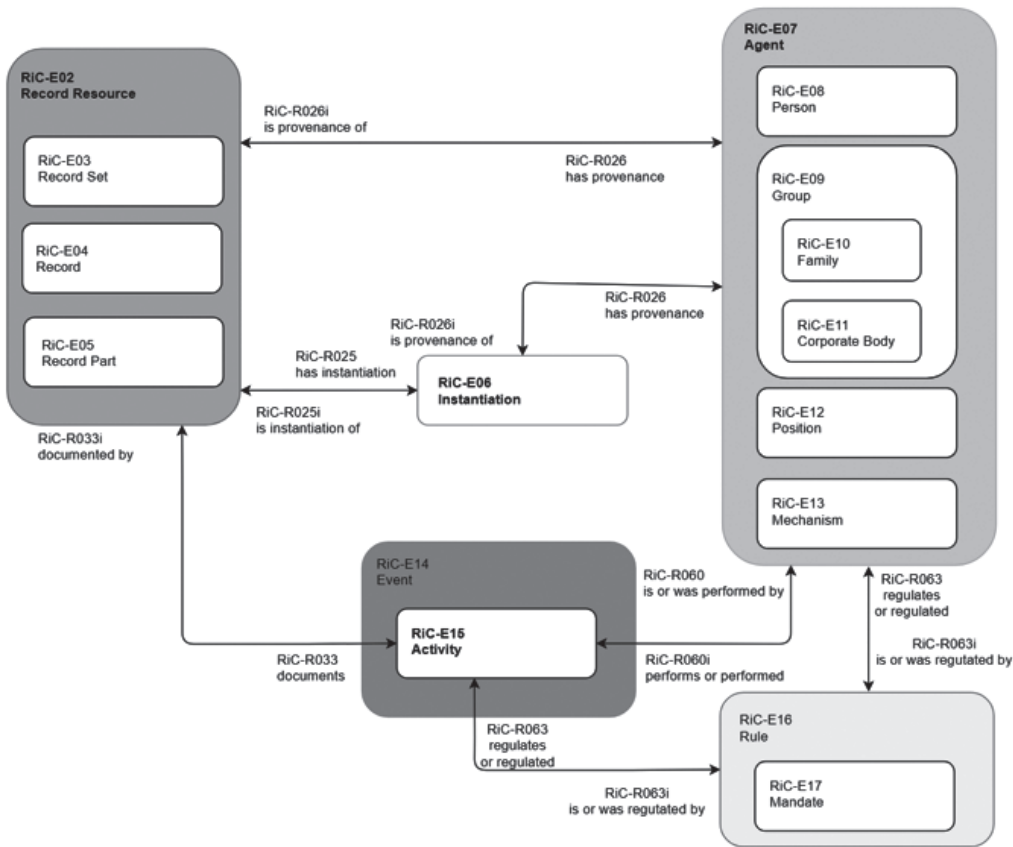
1. 記録資源
2. 記録の表示実体
3. 行為者
4. 出来事（機能を含む）
5. ルール（命令を含む）
6. 年月日
7. 場所

これらの異なる実体内及び実体間の関係は、記録の作成と使用のコンテキストを理解する上で絶対に重要である。実体内部の関係を確立することは、様々な実体を他のものと結び付け、完全なコンテキストの記述を形成する方法になる。RiCでは、記述できる78の関係を識別することができる。実体を結び付けるために使用できる関係は、RiC-CMの一つの章に次の三つの方法で示されている。

1. タイプ別（全体部分、順次、出所など）の分類に基づき、階層図（広義から狭義）で表示
2. 全78の関係を一つの連続で定義
3. 全78の関係を、領域、範囲、相互関係とともにリスト化

全ての関係は相互的である。例えば、人物AはグループXのメンバーである、またはであった。グループXには人物Aがメンバーでいる、またはいた。実体同様に、関係には次の属性を持つことができる。例えば、確実性、年月日、記述、識別子、情報源など。

次の図は、互いに関連する実体の概要を示している。



(RECORDS IN CONTEXTS: CONCEPTUAL MODEL, Consultation Draft v0.2, July 2021, https://www.ica.org/sites/default/files/ric-cm-02_july2021_0.pdfより引用)

ISO 23081とRiCを比べると、それぞれの実体関連モデルの間に高い類似性があることに気付く。時には、実体の名前が異なったり、RiCには追加された実体（年月日、場所、表示実体）がある場合がある。それでも、非常に強い類似性がある。

記録は業務を実現するものであり、証拠でもある。ご存知のように、記録を理解し管理するためには、業務のコンテキストを文書化する必要がある。コンテキストは、実体間の関係の集合として理解することができる。どのような種類のコンテキストの関係を文書化することが重要かを知らするためには、次の重要な質問をする必要がある。

- 業務はなぜ行われるのか？
 - 回答：目標/目的/成果（命令によって検証される）

- 何の業務が行われているのか？
 - 回答：機能/活動/アウトプット
- 業務とはどのように行われるのか？
 - 回答：プロセス（規則によって管理される）
- 誰が業務をするのか？
 - 回答：行為者（様々な種類の）
 - 命令によって業務を行う責任を与えられる場合がある
 - 特定の能力を必要とする場合がある
- どこで業務をするのか？
 - 回答：場所（管轄域を含む）
- 業務はいつするのか？
 - 回答：年月日

このように考えると、記録を記述するための統一的な実体のセットを提案することになる。

- | | |
|-------------------|-------|
| ■ 記録（集合物、表示実体を含む） | |
| ■ 行為者（団体、個人、家、職位） | 誰が |
| ■ 目的／目標／成果 | なぜ |
| ■ 活動／機能／アウトプット | 何を |
| ■ プロセス | どのように |
| ■ 命令 | 権限 |
| ■ ルール | 制約事項 |
| ■ 場所（管轄域を含む） | どこで |
| ■ 年月日 | いつ |

ISO 23081もRiCも上記のような実体のあり方を提案していないが、考えれば考えるほど、これらを提案するべきだと考える。現在までのところ、ISO 23081の策定を担当するグループは、RiCの開発を担当するグループEGADとは全体として別々である。各グループは互いの作業に非常に興味を持っていて、合同会議の開催を何度か試みたものの、これまで双方が会合したことはなかった。しかし、二つの標準が時間をかけて徐々に統合されるべきであるという点は、基本的に一致している。最終的には、記録作成システムの記述とアーカイブズ記述の両方に及ぶ記録を記述するための合意された一つの標準だけが存在する状況になるかもしれない。しかし、現時点では、二つの標準が互いにますます似てきていることを単純に喜ぶべきであり、その結果として、記録管理メタデータをアーカイブズ記述に再利用する作業がはるかに容易になり、費用対効果が大幅に上昇するのである。

最終的な考え——実施と収束に関する問題

記録を記述するために美しく作られた概念モデルを表現する標準を策定し、公表することは非常に良いことである。もちろん、それらの標準を実際の世界で実践するのは、全く別の課題である。もちろん、RiCについては、まだ初期段階である。RiC自体はまだ確定せず、アプリケーション・ガイドラインの公表もまだ数年先の話である。そのため、RiCへの関心は高く、ヨーロッパではすでにRiCの興味深い試験的な導入がいくつか行われているものの、国際的なアーカイブズのコミュニティですぐに採用されるとは考えていない。また、RiCがオーストラリアのシリーズ・システムと類似していることから、RiCはすでにオーストラリアとニュージーランドの多くのアーカイブズで実施されたと言いうことができるだろう。

しかし、この種の標準で実際に実装が行なわれるのは、ソフトウェア開発においてである。オフィス環境で記録を管理するためのソフトウェア・アプリケーションは、ISO 23081で示されたメタデータモデルに準拠することが推奨されているが、アーカイブズ管理ソフトウェアは、今後数年のうちにRiCを受け入れるように再開発されることが期待される。ひとたびそれが実現すれば、実務者はソリューション全体を自分で設計する必要がなくなるので、標準の実施が非常に容易になる。

ISO 23081とRiCの両方について理解しなければならないことの一つは、それらがメタデータのフレームワークであるということである。いずれの標準においても、単独の実装で全体を実施することはできないと考えられる。実施者は、どの実体、プロパティ、関係を記述することを望むのか選択する必要がある。ほとんどの場合、フレームワーク全体を簡略化したサブセットを最初に実装し、長い期間をかけてより多くの実体、プロパティ、および／または関係を追加することによって、徐々に実装を充実させることが期待される。

より伝統的な記述モデルと比較すると、ISO 23081もRiCもかなり複雑で理解するのが難しい。これらを実践することはまた、より単純なモデルを実践するよりもおそらく費用がかかることにもなる。このような複雑さが実施の障害になるかもしれない。しかし、リンクトオープンデータとセマンティック・ウェブが強力な牽引力となっている世界では、メタデータに実体関連モデルを採用することにかかなりの関心があり、このモデルがどのように機能し、どのような利点をもたらすかについて理解が深まっていると私は捉えている。

RiCとISO 23081の実施に伴う追加の費用と複雑さを考えると、実務者は必要とされる労力を投入することで得られる利益について納得する必要がある。一つの利点は、関連情報及びデータ管理の分野における新たなオントロジーとの整合性と相互運用性の可能性が高まることである。これらは全て、メタデータモデルにセマンティック・ウェブ及びリンクトオープンデータ・モデルを採用している。データ管理分野における出所メタデータを管理するためのPROV-Oオントロジーは、この良い例である。グローバルに相互接続された世界における関連リソースの探索と使用を可能にするという点で、ネットワーク環境における関連メタデータのコミュニティと私たちの記述メタデータをリンクできることから

潜在的な利点が得られる。しかし、これらの新しいモデルとフレームワークを採用する最も直接的な利益は、私たちが責任を負う記録の本当の意味と真正性を文書化し、保存するための、より良い仕事をするところからもたらされる。もし記録を発見し理解することに役立つ記述情報が、記録の作成と使用を進める複雑な相互関係と必要条件の網の目を正確に反映したものになっていれば、これらの記録の使用者は、はるかにより良いサービスを受けることができるのである。

二つのモデルの将来はどうなるのだろうか。RiCは、記録の内容、コンテキスト及び構造を文書化し、その発見と使用を可能にするフレームワークである。ISO 23081もまったく同じことを行う。唯一の違いは、一方はアーカイブズで使用され、もう一方は記録管理者によって使用されるということである。アーキビストは、記録管理者が取得したメタデータをアーカイブズ記述に取り込む必要があるので、理想的な世界では、私たちが全て同じ一つの記述モデルを使用していることが望ましい。この二つのモデルの融合は進んでいるが、まだかなりの道のりがある。私の考えでは、ISOの標準は今、前進すべきものである。二つのモデルのうち、RiCはより現代的で詳細かつ洗練されたモデルである。予測可能な将来、私たちはこの二つの別々の、しかし願わくばますます近似するモデルと共存していかなければならないと考える。この二つのモデルがすぐに一つのモデルに組み合わされるとは考えていない。二つのモデルの起草者であるISOとICAは、その知的財産を厳重に保護し、これらの標準の所有権を放棄する可能性は低い。また、同じ記録の専門家ではあるが、二つの標準の維持・開発を担当する二つのグループのメンバーには、驚くほど重なりがない。実際、国際的に見ても、両グループのメンバーであるのは私一人だけである。私は、それぞれのグループがもう一方のグループの作業について情報を共有し、それに関与するように努めてきたが、そこでの進展はゆっくりしたものだった。それぞれのグループのメンバーは、もう一方のグループの活動に関心を持っているが、私は、二つのグループがお互いを知り、二つのモデルをさらに融合する機会を探るような合同会議を手配することができなかった。この状況がやがて変わることを願っているが、今のところ、二つのグループの作業が全体的に合流する見込みはない。しかし、だからといってここ数年の進歩が損なわれるわけではない。その進歩は将来の協力と合流に向けた素晴らしい基礎を私たちに与えてくれた。

1898年にダッチ・マニュアルが出版されて以来、世界は非常に長い道のりを歩んできた。アーカイブズ記述の世界は、今、エキサイティングな時代を迎えている。私はISO 23081とレコード・イン・コンテキストの両方を皆様にお勧めする。

HAIKU

For documenting

Content, context and structure

Rich metadata

俳句

良いメタデータ

身・脈・構

記するため



参加記

report

参加記

アーカイブズ記述の国際標準化への歩みと現在地

The Progress and Present Position of International Standardization of Archival Descriptions

千代田 裕子

Yuko Chiyoda

1 はじめに

2022年11月19日および同26日に、学習院大学短期客員研究員であるエイドリアン・カニンガム先生の公開講演会が同校で開催された。本稿は、11月19日開催（学習院大学アーカイブズ学専攻主催）の「ICAアーカイブズ記述のためのRiC（レコード・イン・コンテキスト）概念モデル及びISO 23081記録管理のメタデータ標準：レコードキーピングの新しい世界」の参加記である。

エイドリアン・カニンガム先生はオーストラリア出身で、ニューサウスウェールズ州立図書館の司書からキャリアをスタートし、オーストラリア国立図書館、オーストラリア国立公文書館で勤務されたのち、国際アーカイブズ会議（International Council on Archives、以下、「ICA」という）において、ISAD (G) 2nd、ISAAR (CPF) 2nd及びISDF等のアーカイブズ記述の国際標準の策定に携わった。

本講演では、まずアーカイブズ記述の歴史を振り返り、その長い歩みのなかで生じた問題と解決策、記録管理のメタデータ標準化への経緯、そして最後にアーカイブズ記述の国際標準の新たな動きであるRecords in Context（以下、「RiC」という）開発の現状と展望について詳しくお話をいただいた。以下でその内容について紹介したい。

2 講演内容

2.1 アーカイブズ記述をめぐる国際的な経緯

講演の冒頭では、まず記録を記述する理由について説明された。その理由は主に、大量に蓄積されがちな記録のなかから、利用者が求める特定の記録を探し出すため、そして、記録の意味を導き出すコンテキスト情報を文書化して残すためとされ、人類は、記録を使用してきた数千年の間に、多種多様な記述を実践してきたと紹介された。

こうした歴史において、各国政府や個々の企業はそれぞれの枠を超えてまで記述方法を標準化する必要はなかったという。ところが、オランダ東インド会社や英国植民地局など世界規模の機構においては、組織固有の記録保持や記述のしくみを世界的に普及させるこ

とを目指すようになった。そして18世紀後半から、ヨーロッパで独立した歴史アーカイブズが現れはじめると、そうした環境で働くアーキビストたちは、記録が存在してから何十年も経過したのちに記録をいわば「事後的に」リストアップして記述するという課題に取り組むことになったようである。しかしここでも、アーカイブズ機関はそれぞれ独自の記述のやりかたを考案し、実践していた。

1898年には、オランダの3人のアーキビストによって「ダッチ・マニュアル」が出版された。これは、アーカイブズの編成と記述にまつわる一連のルールの体系化に関するヨーロッパ初の試みだったという。そして、ダッチ・マニュアルでは、出所原則や原秩序の原則など100のルールが提示されており、出版から120年以上経過した現在でも、アーカイブズの実践に大きな影響を与えていることが指摘された。このダッチ・マニュアルの影響が欧米諸国に広がり、大学などでアーカイブズ教育プログラムが開設されるようになると、アーカイブズ記述のやりかたにある程度の共通性が生まれてきたようである。とはいえ、各アーカイブズ機関は依然として独自かつ地域独特のやりかたを実践し、記述にはまだ多くのバリエーションが存在していた。その理由については、アーキビストたちは自分なりのローカルなアーカイブズ記述に愛着をもっており、そのやりかたを変える理由はないと考えていたからであると説明された。

一方で、図書館ではこの時期、目録記述実務の世界的な標準化において大きな進展を遂げていた。(定義上は固有のものではない) 出版された資料を扱う図書館に対して、アーカイブズの所蔵資料は、その定義からしてそれぞれ固有のものであり、その記述もまた固有のものとなる。ダッチ・マニュアルの100のルールを厳格に遵守したとしても、アーカイブズ資料には特異性があるため、記述を標準化する必要性は非常に低かったようだ。

しかしながら、こうした状況は1980年代にオンライン・コンピュータ・ネットワークの出現により大きく変化した。この変化のきっかけはやはり図書館からだったという。オンラインで目録の共有を可能にし、複数の図書館のコレクションを横断検索できるようにする、すなわち利用者の助けになる書誌ユーティリティが開発されたのだ。アーキビストたちは、アーカイブズ資料の記述情報も機械(コンピュータ)によって読み込める形式で作成できれば、所蔵資料の管理や、利用者の資料検索を現状よりはるかに容易に行うことができることに気がつき、そのことを契機として、アーカイブズ記述に対する意識と姿勢に変化が現れたようだ。そこで、機械が読むことのできる記述情報を処理・管理・共有するために、記述自体の標準化が必要とされるようになったという。突如として、アーカイブズ記述を標準化する理由が生まれた。

こうした状況を背景に、アメリカ、イギリス、カナダにおいてアーカイブズの国内記述標準が策定され、それぞれ改訂・更新がなされていった。これらの動きは国際的にも影響を及ぼした。ICAは、1990年に記述標準に関する特別委員会(後に記述標準委員会と改名)を設立し、1994年には『国際標準アーカイブズ記述(一般)』(General International Standard Archival Description、以下、「ISAD(G)」という)を策定した。ISAD(G)は20カ国語以上に翻訳され、国際的な記述の実践に多大な影響を与えた。記述標準委員会

はISAD (G) のほかにも、1996年に『国際標準アーカイブズ典拠記録（団体、個人および家族）』（International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families、以下、「ISAAR (CPF)」という）を、2007年にはさらに『機能記述のための国際標準』（International Standard for Describing Functions、以下、「ISDF」という）を策定した。

カニンガム先生は、ISAAR (CPF) とISDFの策定について「記録作成のコンテキストを文書化することの重要性を、アーキビストの間で認識するようになった。つまり、記録を記述するということはそれ以上のことがあり、重要なポイントである」と強調されていた。

2.2 「出所」についての問題とその解決策——オーストラリアの「シリーズ・システム」の出現

次に、国際標準化を果たしたアーカイブズ記述にどのような問題が生じたか、特に「出所」に関する複雑な状況について話がすすんだ。

前述した記述の国際標準のほとんどは「ある出所（の実体）とアーカイブズ資料群は一对一の関係にある」と想定されている。これはダッチ・マニュアルで示されていた見解であり、その影響からアーキビストたちは「ひとつのアーカイブズの出所はひとつしかない」と頑なに信じるようになったという。だが、実際のところ、政府や企業においてはたびたび組織改編が発生し、「出所と資料群が一对一の関係にある」ことは稀であり、現実を反映できていなかった。この問題に対して、オーストラリアのアーキビストが導入した解決策が「シリーズ・システム」だった。

シリーズ・システム誕生の背景には、オーストラリアの頻繁な行政改革がある。イアン・マクリーンなど初期のオーストラリアのアーキビストたちは、北米の「レコード・グループ方式」を自国政府の記録へと適用することを試みたようだ。レコード・グループ方式とは、政府機関や家族など個別の記録集合レベル（レコード・グループ）に対して、その存在が消滅するまで、記録を追加するアプローチである。しかし、オーストラリアの官僚機構は行政単位・政府機関・担当省庁の間で絶えず機能が再配置されており、この再配置に伴い記録も一緒に移管されてしまうのが一般的であったため、官僚機構の安定性に頼るレコード・グループ方式を知的コントロールに適用する際には、出所が複数存在することがネックになってしまったという。

1964年、オーストラリアのアーカイブズのアーキビストであるピーター・スコットが、知的コントロールの議論の中心からレコード・グループ方式を捨て去り、記録を生み出す機能ベースの「シリーズ」による管理を提案した。記録のシリーズに焦点を当てたスコットの管理モデルは「シリーズ・システム」と呼ばれるようになった。シリーズ・システムは、「Record」（記録そのもの）、「Agency」（組織や人など記録の作成者）、「Function」（記録を生み出す機能や活動）という3要素から成立しており、記録作成とその作成に関わるコンテキスト要素を分離させつつも、3つの構成要素を相互に関連付けて記述するという

アプローチをとっている。スコットは、シリーズ・システムがレコード・グループ方式よりも柔軟性があり、変化に耐えうる効率的な方法だと考えたとされる。

そして最近では、アーカイブズ記述の標準（ISAD（G）、ISAAR（CPF）、ISDF）にもシリーズ・システムのアプローチが取り入れられるようになったという。これらの標準は、記録作成と記録管理に関連する主要関連要素（Record、Agency、Function）を分離させつつも関連付けて記述するというシリーズ・システム概念モデルを、明示的ではないが支持するものであったようだ。

2.3 記録管理のメタデータ標準「ISO23081」(Metadata for managing records)

次に、記録管理のメタデータ標準である「ISO23081」の紹介がなされた。メタデータの一般的な定義は「データについてのデータ」であるが、もう少し具体的にいえば「記録作成者が記録を説明するために取得した記述情報」となり、コンテキストを示すものとして不可欠な情報である。メタデータの種類や用途はさまざまあるが、記録管理のメタデータはその中でもやや複雑な分類になるという。記録の内容、コンテキスト、構造を記述するすべての情報は記録管理のメタデータといえるが、記録管理がこうしたメタデータにより構造化できれば、記録の保全やアクセスなどに有効な管理が可能となる。記録管理のメタデータにはアーカイブズ記述と検索手段も含まれるため、メタデータ標準はアーカイブズ記述標準ともいえるようだ。

記録管理のメタデータ開発は、1990年代後半にモナシュ大学（オーストラリア）の共同研究プロジェクトによって始められたという。この研究プロジェクトは目的のひとつに「記録管理のメタデータに関する国際標準の開発に影響を及ぼすこと」をあげており、その開発もまたシリーズ・システム概念モデルに根ざしたものだだった。そして、この研究プロジェクトの成果は、実際に記録管理メタデータの国際標準であるISO 23081の開発に影響を及ぼし、それは大きな功績であったと紹介された。

ISO23081で取得すべき要素として定義されているのは「記録のメタデータ」、「業務ルールやポリシー、命令についてのメタデータ」、「行為者のメタデータ」、「業務活動とプロセスのメタデータ」、「レコードキープ・プロセスのメタデータ」の5つである。ISO23081のモデルでは、記録管理のメタデータはこれら5つの構成要素の相互関係性を捉えて表現すべきとされており、カニンガム先生は「ここにもシリーズ・システム概念の影響をみてとることができる」と指摘された。

2.4 アーカイブズ記述の新たな世界——Records in Contexts (RiC)の開発

記録管理メタデータの紹介に続き、いよいよアーカイブズ記述の新たな国際標準であるRiCの説明に移っていった。

ICAは、ISAD（G）、ISAAR（CPF）、ISDFの策定に取り組んできたが、これらの標準が長年にわたりばらばらに整備され、正式に概念化されたモデルのなかで共存できていな

いことを認識していたようである。実際のところ、アーカイブズに携わる実務者たちは、国際的にISAD（G）の実施に力を注いでおり、こうした状況を背景に、ICAは2012年、これまでの記述標準委員会にかえて、アーカイブズ記述のための統一された概念モデル策定を目的としてアーカイブズ記述の専門部会（Archival Description Experts Group、以下、「EGAD」という）を設置したという。

ISAD（G）はそのシンプルさにおいて利点があったが、記録の複雑なコンテキストの関連性を表現しきれないという短所があった。そこでEGADは当初から、ISO23081で示された、記録を記述するための概念モデルに着目していたそうである。EGADは、記録管理のメタデータ標準と、アーカイブズ記述の標準はいずれも「記録とコンテキストを記述するもの」であることを認識し、ISO23081で示された複数構成要素のメタデータモデルに近い、アーカイブズを記述する複数構成要素のアプローチを採用して、2016年に「RiC」と題する概念モデルについてパブリックコメントを求めるための草案を公表した。この時に寄せられたパブリックコメントをもとに議論を重ねたうえで、2021年には大幅に改訂された第二次草案の公表に至った。そしてRiCの最終完成版は、2023年初頭に公表される予定ということだ。

RiCは、ISAD（G）の「マルチレベル記述」から脱却して「多次元の記述」へと移行しているという。これは単一階層から、構成要素の関係性を表現するのに適したグラフデータベースへの移行ともいえ、RiCの大きな特徴になるという。すなわち、記録そのものと記録を生み出した要素を、相互に関連する集合として理解し、その構造を文書化して記録の発見と利用を可能にするフレームワークなのだという。

また、ISO23081とRiCの構成要素モデルを比較し、RiCにおいて新しく追加された構成要素はあるものの、どちらも「メタデータのフレームワーク」という点で両者は似通っていると指摘された。唯一の違いは、RiCはアーカイブズで利用され、ISO23081は記録管理で利用されるという点にあるようだ。

RiC紹介の締めくくりとして、カニンガム先生から、以下9つの「記録を記述するための統一要素」の提案がなされた。

- 記録（集合物、表示実体を含む）
- 行為者（団体、個人、家、職位）…WHO
- 目的／目標／成果…WHY
- 活動／機能／アウトプット…WHAT
- プロセス…HOW
- 命令…典拠
- ルール…制約事項
- 場所（管轄域を含む）…WHERE
- 年月日…WHEN

カニンガム先生は、上記提案の前提として「記録は、業務を実現させることができるものであり証拠にもなるもの」、「記録を理解し管理するためには、業務のコンテキストを文書化しなければならない」ことを挙げられた。そして、どのようなコンテキストを文書化することが重要かを把握するためには「WHY（業務はなぜ行われるのか）」、「WHAT（どういった業務が行われているのか）」、「HOW（業務はどのように行われるのか）」、「WHO（誰がその実務を行うのか）」、「WHERE（どこで業務をするのか）」、「WHEN（いつ業務をするのか）」という6つの質問が必要であると説かれた。

2.5 RiC導入のメリット

最後に、RiC導入後についての話があった。RiCはまだ初期段階で、アプリケーション・ガイドラインの公表も数年先となるようである。しかし、この種の標準でまず行われるのはソフトウェア開発であるため、今後数年のうちに現場で使用可能なRiC対応アーカイブズ管理ソフトウェアが登場することに期待が寄せられているという。そして、カニンガム先生は、私たちアーキビスト自身も「RiC（及びISO23081）の実装に伴う費用及びその仕組みを理解する複雑さなど必要とされる労力の投入から得られるメリットがあるのだと納得する必要がある」とし、続けて、RiC及びISO23081を採用するメリットの最たるものは、アーキビストが責任を負うべき記録のコンテキストと真正性について、より適切に文書化し、保存できる点であることを改めて強調された。そして、RiC導入によって記録の構成要素の複雑な相互関係と必須事項が記述に正確に反映されれば、記録の理解に役立つ記述情報を提供できるようになり、利用者は現在よりはるかに良いサービスを受けることができるとして、講演を終えられた。

3 おわりに

ここまで、エイドリアン・カニンガム先生による講演内容の概略を紹介してきた。本講演では、アーカイブズ記述の国際標準が策定されるまでの経緯を丁寧にたどりながら、記録を記述する新たな国際標準についての解説がなされた。「ダッチ・マニュアル」が出版された当時は国家として存在していなかったオーストラリアが、伝統的な欧米型管理モデルにとらわれず、柔軟な発想でユニークなモデルを開発していった経緯は非常に興味深い。「出所と記録作成者及び記録とは、一対一の関係には還元できない。それならばアーカイブズの知的コントロールに対して動的なアプローチをとろう」というオーストラリアの発想は、日本のアーカイブズ管理を考えるうえでも大きなヒントになる。

また、ピーター・スコットの仕事を記録管理のメタデータ標準の世界で発展させ、さらに複数の国際的な記述モデルを協調的な方向へ収れんさせていくことに尽力されてきた、カニンガム先生をはじめとする多くの関係者の熱意に敬意を表したい。

しかし、新しい記述標準の導入に期待が高まると同時に、慣れ親しんだISAD（G）から移行することにいささかの不安を感じる部分もある。また、ISAD（G）の記述に限界

を感じつつ、同時にRiCの複雑なモデルの理解に敷居の高さも感じている（本稿でも、筆者の理解が及ばずRiCのパートが舌足らずなものになっていることをお詫びしたい）。そこで想起したのは、講演内で紹介されたコンピュータ・ネットワークの発達以前のアーキビストたちのエピソードである。当時、ダッチ・マニュアルは存在していたものの、アーキビストたちはそれぞれのオリジナルの記述方法に愛着をもち、それを変える理由はないと考えていた。しかし、彼らもアーカイブズ記述の国際標準の導入によって適切な所蔵資料の管理や、利用者の資料検索が改善できることに気がつき、それを受け入れていった歴史がある。それと同様に、RiCの導入が記録への理解をより深め、利用者サービスの向上とアカウントビリティの支柱としての記録保全に寄与するのであれば、私たちはこれから少しずつRiCを学んでいけばよいのではないか。カニンガム先生も、講演後の質疑応答において「現在の記述標準からRiCに今すぐ置き換わるということはない。アーキビストを驚かせないよう、ISAD（G）のやり方を踏襲しつつ、新しい記述のアプローチへと導いていく」と仰っていたのだから。

最後に、ICAにおいて国際標準の策定に携わったご経験をふまえて、記録管理のメタデータ標準とアーカイブズ記述の双方のお話をしてくださったエイドリアン・カニンガム先生、そして、新型コロナウイルス感染症の蔓延により2019年度から相次ぐ延期を経ながら、地道な準備を重ね、本講演を実現してくださった学習院大学アーカイブズ学専攻に感謝を申し上げます。

参加記

オーストラリアのレコードキーピングの過去・現在・未来

The Past, Present, and Future of Recordkeeping in Australia

阿久津 美紀

Miki Akutsu

はじめに

2022年11月26日(土)、オーストラリアからエイドリアン・カニングム氏 (Adrian Cunningham) を招聘しての公開講演会が学習院大学で開催された。前週に引き続き行われた講演会は、対面・オンラインのハイブリッド形式で実施され、大変盛況であった。2回目の講演のテーマは「レコードキーピングにおいて世界を先導するオーストラリアの革新—それを支えた人々、出来事、環境— (The People, Events and Environment underpinning Australia's world-leading innovations in recordkeeping)」で、国際規格、レコードコンティニューム、シリーズシステムと記録管理の分野に多大な貢献をしてきたオーストラリアについて、レコードキーピングの観点から歴史を紐解いていただいた。

まず、当日の講演会で氏が話された内容を順番にトピックとして下記に示した。

- 先住民のレコードキーピング
- コロニアルレコードキーピング
- 20世紀初頭の発展
- イアン・マクリーンとオーストラリア政府公文書館創設の数十年
- ピーター・スコットと「シリーズ」システム
- 1970～1980年代にかけての結合強化
- 1990年代、オーストラリアのレコードキーピングの理論と実践の再出発
- ポスト保管主義とレコードコンティニューム
- 標準策定
- オーストラリアのアプローチに対する批判
- 最近の動向と今後の方向性

講演の内容は多岐にわたっており、オーストラリアのレコードキーピングに関する過去から現在までの出来事を網羅している。このように充実した内容で講演ができるのは、氏自身がオーストラリアの州立アーカイブズや国立公文書館などでアーキビストとして実務

に携わってきた一方で、実務の他にも国際標準化機構（ISO）や国際アーカイブズ会議（ICA）において国際的な仕事を担ってきたからに他ならない。限られた紙幅のため、筆者の研究関心から講演の内容をオーストラリアの記録管理の歴史と先住民の記録管理というトピックとして語られていた記憶のレコードキーピングの2つのテーマにまとめ、概観していきたい。

近代・現代の記録の管理を出発点として

中世や近世の公文書が存在しないオーストラリアが時代の新しいレコードキーピングに関心を寄せていき、オーストラリアにおいて国家規格、国際規格、そしてレコードコンティニウムといった理論が発展してきた過程が、前回の講演の中でも説明されてきた。そして、今回の講演でも語られていたように、中世や近世の公文書を多く保有し、そうした時代のレコードキーピングに重点を置いてきたヨーロッパの国々からの冷ややかな見方もオーストラリアのレコードキーピングの発展のための専門家たちのモチベーションに繋がってきたと言えるのではないだろうか。

オーストラリアへの入植は公文書の管理とも密接にかかわっている。1788年以降オーストラリアは、イギリスの流刑地として、流刑地の管理とイギリスへの報告のための記録を残す必要があったからである。例えば、その時代に作成された公文書として、1788年から1842年に約8万人の囚人が送られたニューサウスウェールズ州（以下、NSW州）は、他の州と同様に囚人たちの管理に関する記録を州立公文書館で公開している¹⁾。公文書館のウェブサイトで提示している「囚人ガイド」では、「自分の家族に受刑者がいるかどうか、どうやって知ることができるのか？裁判や移送の記録、流刑地、解放、受刑者の家族など、どこから手をつけて、どのように記録を掘り下げていけばよいかを調べよう²⁾」と表記されている。カニンガム氏によれば、過去には「多くのオーストラリア人が、いわゆる「囚人の汚点」を忘れようとし、囚人制度に関する記録は失われる方が好ましい」と考えたそうだが、こうした考え方は時代を経て、変化した。実際にオーストラリアは、2010年にシドニーをはじめとする11の囚人遺跡群をユネスコの世界遺産群として登録している。このことは、負の遺産と捉えられていたものが、時代の変化に伴い、人々に受容される可能性を示唆している。

1980年代には、オーストラリア各地の組織的な腐敗から、公文書館に基準の設定と監視の役割を与えることが提言された。アーキビストが記録作成の「フロントエンド」で働くことは、電子記録のレコードキーピングに限らず、こうした腐敗を未然に防ぐ手立てにもなるはずだ。そうした意味でも、現在オーストラリアのアーキビストたちが取り組んでいる「盗まれた世代」として虐待を受けた先住民や児童福祉施設で養育されたケアリーヴァー

1——NSW State Archives,「囚人ガイド (Convicts Guide)」<<https://mhnsww.au/guides/convicts-guide/>>（最終アクセス日：2022年12月18日）

2——前掲注1。

たちに対する共同設計と参加型のレコードキーピングの重要性は今後も高まるであろう。それは、これまで自分の人生でありながら、多くの意思決定から遠ざけられてきた人たちが、自分を取り戻すためのプロセスでもある。また一方で、こうした記録に携わるアーキビストにとって、精神的な負担は避けられない問題でもある。組織の記録の管理やレファレンスへの対応を行うという、いわゆる矢面に立つ責任と当事者たちの処遇が書かれた深刻かつ個人的な守秘義務が求められる記録の狭間で、アーキビストは様々な不安や葛藤を抱えていることもある。

現在、オーストラリア・アーキビスト協会は、「アーカイブズを管理するための心的外傷（以下、トラウマ）に基づいたアプローチ」をオンライン学習コースとして提供している³⁾。このコースは、トラウマ情報に対する実践、アーカイブズ環境におけるトラウマ情報に対するアプローチ、トラウマの身代わり体験者の支援の3つの分野から構成される。コースでは、利用者が再びトラウマを負うリスクを軽減するとともに、スタッフの身代わりのトラウマにも言及している。こうしたトラウマとアーカイブズの関係を取り上げた論考も近年は増えており⁴⁾、記録がもたらす様々な影響を考慮することが求められている。

記憶のレコードキーピングをめぐる

オーストラリアの博物館やアーカイブズ機関のウェブサイトを見たり、使用したりしたときに、他の国の博物館やアーカイブズ機関とは異なる部分に気づいたことはあるだろうか。例えば、オーストラリアの博物館のウェブサイトアクセスすると最初に「オーストラリア博物館（Australian Museum）は、ガディガル族（Gadigal）を、博物館が位置する土地と水路の第一先住民族および伝統的管理者として尊重し、認めます。私たちは、過去・現在・未来の長老たちに敬意を表します。このウェブサイトには、アボリジニおよびトレス海峡諸島民の故人の名前、画像、音声が含まれている場合があります」との表示を目にすることになるであろう。このように、オーストラリアの歴史を考える上で、先住民である人たちの存在を忘れてはならない。

講演の冒頭で氏が話題にあげたのは、オーストラリアにおけるカカドゥ国立公園に代表されるような先住民の人々が残した洞窟壁画だけでなく、タンデルラム（Tanderrum）と呼ばれる条約締結の一種、メッセージ・スティックと呼ばれる記憶装置、ドリーミング

3——オンラインコースについての詳細は、オーストラリア・アーキビスト協会のウェブサイトから確認できる。Australian Society of Archivists, A trauma-informed approach to managing archives. <<https://www.archivists.org.au/events/event/a-trauma-informed-approach-to-managing-archives>>（最終アクセス日：2022年12月18日）

4——トラウマとアーカイブズの関係について書かれた論文としては以下のようなものがある。Gilliland, AJ & Caswell, M. (2016). 'Records and its imaginaries: imagining the impossible, make possible the imagined.' *Archival Science*, vol. 16, no. 1, pp. 53-75. Evans, Ferrin. (2022). Love (and Loss) in the Time of COVID-19: Translating Trauma into an Archives of Embodied Immediacy.' *The American Archivist*, vol. 85, no. 1, pp. 15-29.

と呼ばれる信仰（思考）体系の3つの先住民の記録管理であった。氏はこの3つについて、マイケル・ピゴット（Michael Piggott）の著作を引用し、説明している。

ピゴットによれば、タンデルラムは、近隣のコミュニティを訪問する代表者が、狩猟や他国への安全な通行のために一時的に土地への立ち入りを許可される伝統的な合意儀式である。この儀式を行うことにより、訪問者の安全が保証された。現在のビクトリア州とNSW州の一部で行われていたこの儀式は、ホスト側の代表者（通常は一族の長）が、木の枝、葉、草、水、食べ物など、自分たちの土地の証しをゲストの代表者に正式に贈ることによって承認された。訪問者に「保護ビザ」が発行されたことを証明する文書は、取引の当事者とその証人の記憶に保管され、ホストの権威によって真正かつ信頼できるものとされた⁵⁾。

そして、メッセージ・スティックは、何万年もの間、アボリジニの部族や民族間のコミュニケーション手段の1つとして、よく使われていた。メッセージは、棒に描かれ、刻まれ、そして手で運ばれた。メッセージ・スティックを携帯する者は、伝統的に他の国の領土に安全に入ることを許可され、保護された。自分の土地でメッセンジャーを見つけた人は、メッセンジャーを安全に民族の長老のもとへ届ける義務があった。使者は長老にメッセージを伝える。そして長老達は、メッセンジャーが自分達の土地を安全に移動できるようにする義務を負っていた。棒に刻まれたメッセージは（描く、彫る、燃やすなど）、主にメッセンジャーが伝えるための「促し」であり、メッセージがそれぞれの異なる民族の長老に一貫して伝わるようにするために、典型的なメッセージの内容は、儀式、紛争、招待、警告、会議、イベント、ハプニングの告知などであった⁶⁾。

ドリーミングに関しては、1994年にテリー・クック（Terry Cook）が、記録の背後には、記録する行為とその必要性があることに言及している。これは、電子的な記録に焦点を当ててはいたが、それでもクックは「記憶を創造し維持する」ことの深い必要性を指摘した⁷⁾。その必要性は、「オーストラリアとカナダのアボリジニと先住民のコミュニティにとって」⁸⁾依然として大きな意味をもっている。1788年当時、オーストラリア先住民は、ヨーロッパ人を含む無数の人々と何ら変わりはなかった。しかし、西洋の狭い意味での読み書きを必要とせずに生活していた。日々の記録は、認識、記憶、判断、推論といった意味での「認知」であった。過去の行動、出来事、思考、学んだこと、身につけた知識は記憶される。その持続性は、心理的、文化的、その他の要因によって重要なものとして固定され、反復されることによって、共有の記憶として一括して保存されない限り、忘却の彼

5——タンデルラム、メッセージ・スティック、ドリーミングについての説明はそれぞれピゴットの文献を参考にまとめている。Piggott, Michael. (2012). 'Acknowledging Indigenous Recordkeeping.' *Archives and societal provenance : Australian essays*, Oxford : Chandos Pub, pp. 256-262.

6——前掲注5。

7——Cook, Terry. (1994). 'Electronic records, paper minds: the revolution in information management and archives in the post-custodial and post-modernist era,' *Archives and Manuscripts*, vol. 22, no. 2, p. 302.

8——前掲注7。

方へと向かっていくのである。このような文化的な評価設定が⁹⁾、オーストラリア先住民の記録管理を、先に述べたような無数の記録管理とは異なるものにしていく。

2005年にスー・マケミッシュ (Sue McKemmish) が書いているように、「アーカイブズの形態としてのオラリティ (口述) は、近代西洋のアーカイブズの言説において、決して真剣に考察されたことはない」¹⁰⁾のである。これには、口承文化が (過去にも現在にも) 記録管理を実践した、あるいは実践していることへの否定もみてとれる。先史時代と歴史時代という区分が研究者によって長年にわたって確立されたことが、記録に関する見方を長い期間を経ても固定化してきたと言える。しかし2007年には、先住民族の権利に関する国際連合宣言が採決され、文化、アイデンティティ、言語、健康、教育、雇用に関する権利を含め、先住民族の個人および集団の権利が定められた。その第11条の文化的伝統と慣習の権利では、先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれると述べられている。こうした先住民族の権利を認める世界的動きも、オーストラリア先住民に特有な記録管理を受容していくことに関係しているのではないだろうか。

この数十年間で記録の考え方には大きな変化があり、エリザベス・シェパード (Elizabeth Shepherd) が「最近、記録の概念は、物語、あらゆる種類の口述、ダンス、歌、絵画を含む他の文化的対象など、異なる文化や伝統からの記録を含むように拡張されている」¹¹⁾と述べるように、端的に記録の意味の拡張に触れている論考も見受けられる。シェパードが言及するような「記録」の認識も次第に広がり、オーストラリアにおいても様々なプロジェクトが開始された。

口述記録の大規模プロジェクトとしては、オーストラリアのアボリジニやトレス海峡諸島民の人々と緊密に相談しながら構成されたオーストラリアの国立公文書館の展示会「2つの世界の間で (Between Two Worlds)」や、19世紀から20世紀の間に政府の政策によって家族から引き離された当時に、まだ子どもだった人々の経験などを聞き取りした「彼ら、彼女らを家に連れて帰る (Bring them Home)」という報告書¹²⁾も含まれる。こうしたプロジェクトは、それまでも多くの記録の対象者であり、記録される側であった先住民たちが自らの隔離の経験を語ることで、これまで知ることがなかった側面を我々に見せてくれている。

9——前掲注7。

10——McKemmish Sue, et al. (eds), (2005). *Archives: Recordkeeping in Society* (Wagga Wagga: Centre for Information Studies, Charles Sturt University), p.18.

11——Shepherd, Elizabeth. (2010). 'Archival science,' *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, Vol. 1 (Boca Raton, FL: CRC Press), p. 180.

12——Human Rights and Equal Opportunity Commission. (1997). *Bringing Them Home : Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*.

「Bring them Home」報告書では、「調査は、決して「過去を掘り起こす」ために行っているわけではありません。真実は、オーストラリア先住民の生活を破壊し続ける過去が、今日も私たちとともにあるということです」と記されている¹³⁾。このことは、先住民に起こったことが過去の出来事ではなく現在も続いていることを物語っている。それは、健康、雇用、教育、生活条件、自尊心の観点から現在に続く数々の先住民が抱える課題や家族との別離による悲しみや喪失が、これまでの隔離政策の影響を受けていることとも関係している。

講演の中で触れられたスー・マケミッシュによる論考「Evidence of Me」は、「個人のレコードキーピングの本質と、個人の生活を目撃し、社会の集合的な記憶と文化的アイデンティティの一部を構成するというその役割について、幅広い社会的要請を探る」¹⁴⁾とともに、「個人のレコードキーピングの行為の範囲や、個人のアーカイブズを個人の人生の境界を越えて、集合的なアーカイブズに持ち込む際にアーキビストが果たす役割、つまり、私という証拠が私たちという証拠になる方法についても考察している」¹⁵⁾。これからは、先住民という口述を尊重した人々、または、子どもとして施設で養育され、記録する側にいなかった人々をどのように「私の記録」から「私たちの証拠」に昇華していくのか、という支援もアーキビストに求められる気がしている。

未来に向けて

講演終了後には、参加者からいくつかの質問があがった。質問の内容は、前述したスー・マケミッシュの「Evidence of me」に関するテリー・クックやヴァーン・ハリス (Verne Harris) からの批判に対してのオーストラリアのアーキビストたちの受け止め方や、オーストラリアの国立公文書館が2020年より電子記録の保存のためにアメリカの企業であるPreservicaと結んだパートナーシップに関するものなど多岐にわたっていたが、氏はどの質問にも丁寧に、真摯に答えてくれた。そのいくつかの内容は、今後の日本のアーカイブズ学の制度や教育の発展のためにも重要なものであったと筆者は感じたため、参加できなかった方のためにもここで共有しておきたい。

着目した質問は、「日本の国立公文書館は制度的にまだ弱い立場にあるが、その中で専門職のアーキビストとして何かできることがあれば、ご助言をいただきたい」という趣旨の発言である。講演では、1970年代から1980年代にかけてまだ公文書館法が成立していなかったオーストラリアの国立公文書館が、法制上の権限を全くもたなかったため、単に行政指導と各省庁の善意に頼って、その職務を遂行していたことが明かされた。氏によれば、質問にあるような国立公文書館を取り巻く状況は日本だけでなく、世界的に見受けられるとのことで、こうした状況に、アーキビストは戦略的に対応していく必要があるとして、

13——前掲注12 (Part 1 Introduction, ページなし)。

14——McKemmish Sue. (1996). 'Evidence of me.' *Archives & Manuscripts*, vol. 24, no. 1, p. 28.

15——前掲注14。

いくつかの助言を授けてくれた。

まず、啓発活動が必要だということである。啓発活動の必要性は、日本の多くの公文書館や民間のアーカイブズ機関で働く専門職は常に感じていることだと推察する。アーキビストは現場の職員に対して助言や支援、標準の作成は提供できるが、代わりにレコードキーピングをすることはできない。そのため、レコードキーピングがいかに重要であるかを現場の職員に説明し、理解し、実行してもらう必要がある。このためにこれまで、アーカイブズの歴史や文化的な部分を強調することが多かったのではないかと思うが、それでは政府や行政機関にはひびかない。歴史や文化を中心に置いた対話ではなく、レコードキーピングがもたらす、行政側を含む現場側の利点を説明する。そして、レコードマネージャーや現場の職員だけでなく、トップにより近い人に説明することをカニンガム氏は強調していた。また、こうした啓発活動を推進していくことも重要ではあるが、より法的拘束力が強い罰則規定を盛り込んだ法律の整備は啓発活動に勝るとのことだった。

啓発活動と類似するものとして、オーストラリアにおける教育現場へのアウトリーチ活動や連携に関する質問があがった。オーストラリアでは、アウトリーチ活動や教育現場との連携に法的根拠はなく、アーキビストがカリキュラムを開発したり、教育関係者にアーカイブズの利用について伝えてきたりしたことがきっかけになり、現在ではウェブサイトを通じて提供するサービスの発展を見せている。また、国立公文書館のキャンベラ分館では、社会科学見学や高校生の修学旅行先として訪問してもらうことで、業務を知ってもらう機会にしている。若い世代の認知度を高めることで、利用者の裾野を広げることは日本のアーカイブズ教育の中でも更に力を注いでいきたいところである。

カニンガム氏の講演には、これから記録に関わる専門職がとるべき行動のヒントが多く隠されていたのではないかとこの参加記と向き合い、改めて思い返している。特に、国立公文書館の職員が1年間通常業務を休み、モナシュ大学で学ぶ機会を得られることは、国立公文書館の職員だけでなく、大学側にとってもアーカイブズの現場の課題を認識できる良い機会であるのではないだろうか。今後日本においても、このようにレコードキーピングに関わる職員、研究者、利用者が様々な立場で常に新しい知識を吸収し、またそれぞれが交流する場が増え、レコードキーピングの重要性が社会的により高まることを期待したい。

書評

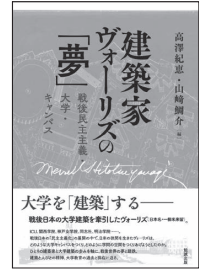
review

書評

高澤紀恵・山崎鯛介 編

『建築家ヴォーリズの「夢」：
戦後民主主義・大学・キャンパス』

Norie Takazawa, Taisuke Yamazaki,
“Kenchikuka vorizu no yume :
sengo minshu shugi・daigaku・kyanpasu”



大学を「建築」する——
戦後日本の大学建築を牽引したヴォーリズ 日本第一建築家
勉誠出版/2019年1月/
A5判/316頁/
定価 4,500円+税

香村 由佳

Yuka komura

はじめに

本書の内容は単に大学の歴史的建築物を分析し紹介するものではない。ミッション系建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズが設計した国際基督教大学（以下、ICU）キャンパスとその建築物を契機に、建築物の設計、キャンパス計画の経緯を明らかにし、大学創設の背景、思想、戦後の時代精神をも読み取り、現在の大学教育までを論じるものである。

本書は2016年のICUアジア文化研究所・平和研究所共催のシンポジウム「ヴォーリズの夢 平和と大学」での議論を元に、執筆者を加えて編纂された¹⁾。文系、理系問わず様々な分野を専門とする執筆者による多角的な分析と、創立関係の記録、設計事務所に残された記録、そして建築家と大学とのやりとりの記録を駆使した論考は、単なる建築物保存論を超えて、社会と大学建築物、キャンパス空間との関係とその意義とは何かを問いかける。本書の問いは建築物に関する記録の価値を論じる上でも示唆に富むと考え、本書を取り上げる。

本書の構成

ヴォーリズと戦後の「夢」一序にかえて 高澤紀恵

執筆者一覧

図版出典一覧

1——ICUアジア文化研究所・平和研究所共催シンポジウム「ヴォーリズの夢 平和と大学」<https://subsite.icu.ac.jp/iacs/symposium/s2013-2017/s20161029.html>（2022.9.27最終確認）

第I部 ヴォーリズとキャンパス 空間を読む

第1章 ミッション建築家ヴォーリズとICUのキャンパス計画 山形政昭

はじめに

- (一) ヴォーリズの履歴と建築活動について
- (二) 建築活動とその特色
- (三) ヴォーリズ建築事務所におけるミッション・スクールの建築
- (四) キャンパス計画
- (五) ICUの建築

第2章 日本で最初の学生会館 ディッフェンドルファー記念館の建設経緯

山崎鯛介

はじめに

- (一) マスタープランと教会堂に込められたヴォーリズの意図
- (二) ディッフェンドルファーが求めた「現代の教会」
- (三) 「ディッフェンドルファー記念館」建設に至る経緯
- (四) 計画案の変遷
- (五) 竣工建物のデザイン

第3章 空間・時代・社会 ヴォーリズのいる場所 村上陽一郎

はじめに

- (一) 空間は歪んでいないか
- (二) 数学的空間と物理的空間
- (三) デカルトの数学的空間
- (四) コスモスの崩壊と空間の意味構造の中性化
- (五) 建物の場合
- (六) 平等という価値
- (七) ヴォーリズの建築

第II部 大学と戦争 時代を読む

第4章 明日の大学 明日の都市 コミュニティとしての大学=都市 吉見俊哉

はじめに

- (一) 中島飛行機三鷹研究所 軍都としての東京
- (二) 軍都から大学と公園の東京へ ICUキャンパスの誕生
- (三) もうひとつの大学都市構想 南原繁と上野・本郷・小石川文教地区
- (四) リベラルアーツと都市コミュニティとしての大学

第5章 ヴォーリズの夢、そして大学の未来 ICU本館建替え問題の向こうに

田仲康博

- (一) 戦争の記憶と大学
- (二) 国際基督教大学の誕生

- (三) 占領と大学
- (四) 軍事占領下の琉球大学
- (五) 布令大学の誕生
- (六) 占領者の思惑
- (七) 「文化的発電機」としての琉球大学
- (八) 本館建替え問題が意味するもの
- (九) 大学の未来

第6章 冷戦と民主主義の蹉跎 現実と理想の狭間で M・ウィリアム・ス
ティール (岸佑 訳)

はじめに

- (一) 戦後の大学としてのICU そのさまざまな声
- (二) 冷戦の産物としてのICU キリスト教と共産主義
- (三) 結論

第7章 二〇世紀のリベラルアーツの歴史の中で 立川明

はじめに

- (一) トインビーと一九一四年体験
- (二) アメリカの教養教育と科学
- (三) ネオ・ヒューマニズム
- (四) 第一次世界大戦と人文学の復権
- (五) 小規模カレッジの存続と学寮への回帰
- (六) コロンビアとウィスコンシンでの教養教育プログラム
- (七) シカゴ大学の試み
- (八) 戦後日本の大学改革と教養教育
- (九) トインビーとICU

第Ⅲ部 ヴォーリズのことば

第8章 ヴォーリズの手紙 ある名建築家のコミュニケーション 樺島榮一郎

はじめに

- (一) ヴォーリズの手紙概要
- (二) 距離を超える英語とタイプライター
- (三) カウンターパートとしてのハロルド・W・ハケット
- (四) ヴォーリズは建築設計という仕事をどう考えていたのか
- (五) 親切と親しみ
- (六) アメリカとのつながり
- (七) クレームへの対処
- (八) ヴォーリズ、最後の手紙
- (九) ヴォーリズの夢は実現したのか

第9章 記憶の宿る場所 稲富昭がヴォーリズから引き継いだもの 岸佑
はじめに

- (一) ヴォーリズ事務所に入るまで
- (二) ヴォーリズ事務所の所員としてICUへ
- (三) アメリカ留学
- (四) ICU顧問建築家として
- (五) 記憶の宿る場所
- (六) 解題

あとがき 山崎鯛介

各章の内容

ヴォーリズと戦後の「夢」一序にかえて 高澤紀恵

本書の編者高澤による、本書の議論の出発点となった2016年のシンポジウム、ウィリアム・メレル・ヴォーリズとICUとの関係、そして本書の目的と構成を紹介している章である。建築物が失われる前に、創立期に携わった人々のキャンパス計画への思い、大学にとってのヴォーリズ作品の意義を学問的に明らかにし、後世に伝える責任があると高澤は主張する。そして大学建築は公共財であり、キャンパス空間の変容は「知」がいかに生み出され、世代を超え、継承されるかという「本質的問いと不可分にかかわり、これを表象している」と指摘する。加えて、ICUのヴォーリズ建築を足がかりに大学創設プロセスを検討することが、「戦後」の複雑な位相を理解する格好の素材たりうる」ことを提起している。

第1章 ミッション建築家ヴォーリズとICUのキャンパス計画 山形政昭

本章はヴォーリズ研究の第一人者である山形による。山形はまずヴォーリズの履歴を概観し、彼の建築活動がキリスト教団体「近江ミッション」の事業の中の一つであることを指摘する。そして彼の建築活動と設計の特色を、「種々の専門分野を持つ建築技師の協働による設計を目指し」ていること、「機能における合理性と穏健な表現を特色としたものだった」と評価する。次にミッション・スクール建築がヴォーリズの建築事務所にとって主要事業であったことを指摘する。山形はICU キャンパス計画がミッション建築家と言われたヴォーリズの、長年の学校建築に対する計画的思想によってもたらされた重要なプロジェクトであると共に、新しい建築を目指すヴォーリズ建築事務所の動きが結実したものであると主張する。

第2章 日本で最初の学生会館 ディッフェンドルファー記念館の建設経緯 山崎鯛介

建築史家の山崎は、ディッフェンドルファー記念館の建設経緯を、設計意図、受注者ヴォーリズと発注者側の中心人物ラルフ・E・ディッフェンドルファーの意図に着目しつ

つ明らかにする。山崎は、ディッフェンドルファー記念館がキャンパス計画の中心であった教会堂の教会会館であったことを、学内に残されていた総合大学構想、実施計画のマスタープラン、大学とヴォーリズの往復書簡から指摘する。ディッフェンドルファーは大学自体が社会や都市の縮図として機能するための教会会館を期待し、1950年代には「学生会館」としてのイメージをも加えていった。その後、施設の利用主体となる全学生加入の「学生会」と、行政部、教員、学生三者を結ぶ学生教授連絡協議会が設立され、計画に参加したことで現在のディッフェンドルファー記念館の姿が誕生したことを、具体的に明らかにしている。

第3章 空間・時代・社会 ヴォーリズのいる場所 村上陽一郎

科学史家の村上は、古代ギリシアから現代に至るまでの空間理念の中にヴォーリズの建築を置き、彼の建築設計と、日本に残した功績を見出している。村上は「私たちが実際に経験する生活空間」が歪んでいることを歴史的に示した上で、日本においてヴォーリズが当初アマチュアの立場であったこと、彼の「最小限度の経費を以て、最高の満足を与え得る建築物を、人々に提供する」設計理念を紹介し、芸術的独自性を求める必然性がなかったのではないかと考察している。最後に、村上はヴォーリズが日本の近代化の歴史に対し果たした役割を評価するとともに、ポストモダン後の時代の空間理念の探索の必要性を問うている。

第4章 明日の大学 明日の都市 コミュニティとしての大学＝都市 吉見俊哉

都市論、文化社会学が専門の吉見は、草創期ICUと東京大学の、大学キャンパスと都市の関係に対する挑戦を通し、当時の両校の共通性を見出している。吉見は、ヴォーリズのキャンパス計画が大学を中核として、「三鷹から小金井にかけての地域全体を、文化的コミュニティとして発展させていく都市計画的な発想である」と評価し、この点が、南原繁総長の下での東京大学戦後構想に通じると指摘する。南原は英国の大学をモデルに、「思想においてのみならず、それと生活との統一が維持」される大学と市域の関係を構想し、戦前までの日本の帝国大学に決定的に欠けていたこととして、大学を全人的な人格形成の場とすることを目指した。吉見は、明治前期からの「帝国」理念に基づく帝国大学を「リベラルアーツ」理念に基づくものへ転換させることが、南原や後任の矢内原忠雄、そしてICUの湯浅八郎らキリスト教知識人らの共通の目標であったはずだと推測する。そしてこの大学知の転換は無数の都市的要素を入れ込んだ理想的な「明日の都市」コミュニティとして空間ごと転換させていくべきものであり、大学と都市は境界線を超越し共に進まなければならないという認識を、キリスト教徒であった彼らの方がより明確に持っていたのだと分析する。

第5章 ヴォーリズの夢、そして大学の未来 ICU本館建替え問題の向こうに 田仲康博

社会学、メディア論を専門とする田仲は、ICU本館ビル建て替えの議論を出発点に、平和と大学、大学と社会、学問の自由といった、現在の「知」の問題を本章で問う。田仲は占領下にあった日本において同時期に誕生したICUと琉球大学の草創期を比較し、両校が当時の国際政治による制約を受けたことを共通点として見出している。更に、ICU本館が戦後日本の歩みを記録・記憶する〈場〉として重要な意味を持つこと、日本の戦争に突き進んだ時代、敗戦後それを克服しようとした時代双方の記憶を留める場であると指摘する。最後に、本館建て替え問題は歴史や記憶を巡る立場、学生や社会にとっての大学の役割を問いかけていると指摘し、「学生や教員が自らを歴史の中に置き考えることを可能にする空間であること、そして広い意味でのコミュニケーションの〈場〉であること」に、大学の意義がかかっているのだと主張する。

第6章 冷戦と民主主義の蹉跎 現実と理想の狭間で M・ウィリアム・スティール(岸佑 訳)

日本近現代史が専門のスティールは、ICUの草創期から開学後の、複雑で論争を伴う歴史の様相を、初代学長の湯浅八郎を軸としつつ明らかにしている。スティールはICU設立計画に関わった複数の異なる支援グループに焦点を当て、それぞれが新設の大学に抱いていた理想像、思惑を洗い出す。1945年以降の大学改革は経済的かつ政治的な現実に対応しなければならず、ICUを含め当時新たに作られた大学、再編された大学は「戦後の大学」であると共に「冷戦の大学」でもあった。だが、ICUにアメリカの民主主義と福音伝道主義が根付くことはなかった。1950年代を通じ、湯浅はリベラルな理想像、すなわちリベラルアーツ、「自ら思考する力」、国際主義、民主的シチズンシップ、普遍的人権とキリスト教的人道主義への大学の取り組みを強め、このことは1960年の日米安全保障条約の強行採決反対デモへの学生、教員の参加へと繋がったと分析している。

第7章 二〇世紀のリベラルアーツの歴史の中で 立川明

教育史家の立川は、ICU創設を20世紀前半のアメリカ合衆国での大学教育の変遷に置く。立川はヘレニズム研究家トインビーの体験を入口として、世界大戦がアメリカ合衆国の知識層に与えた影響を検証する。20世紀前半の合衆国では科学と研究大学の興隆に抗して、人文学重視の教養教育と小規模カレッジとが生き残ったこと、1920年代と30年代に研究大学の代表校が実施したユニークな教養教育の試みについて、成功失敗にかかわらず紹介する。立川は、日本の大学が今後教養教育の改善を試みるのであれば、合衆国を経由し改造されたイギリスの大学教育方式の可能性を真剣に検討すべきだと主張する。最後に立川は、トインビーが創立期ICUと、東京大学で行った人文学のイデオロギー性に関する講演を紹介し、彼のトゥキュディデスを再発見し現代を深く反省した経験が、大学教育や学問研究に課題を突きつけ、その一端をICUも担い続けなくてはならないと結論づける。

第8章 ヴォーリズの手紙 ある名建築家のコミュニケーション 樺島榮一郎

本章はメディア産業論が専門の樺島による。樺島は建築家に求められる施主とのコミュニケーションに着目し、ヴォーリズとICUとの手紙のやり取りを分析している。樺島は、一粒社ヴォーリズ建築事務所東京事務所²⁾に残されていたICUに関する275点の手紙や資料と、ICU図書館に保管されていたICU財務担当副学長ハロルド・ハケットがヴォーリズ建築事務所とのやり取りをファイルしたもののうち、1954年から1956年のものを整理している。樺島は手紙や資料の内容を具体的に引き上げ、ヴォーリズの仕事観、人格、コミュニケーションの特徴を示している。ICUのプロジェクトは度重なる変更や工期の短縮、インフレや資金不足、複数主体とコミュニケーションを取らなくてはならないこと、ヴォーリズ自身や彼を支えた幹部社員の老齢化と、様々な困難があった。樺島は、残された手紙と、キャンパスの建築物を確認し、ヴォーリズが彼らしく誠実に仕事に取り組み、できる範囲で最良の建物を残したと評価している。

第9章 記憶の宿る場所 稲富昭がヴォーリズから引き継いだもの 岸佑

日本近現代建築思想を専門とする岸による本章は、ヴォーリズ建築事務所所員としてICUキャンパスで現場監理に関わり、1964年から1978年までICUの顧問建築家を務めた建築家の稲富昭へのインタビューで構成される。岸は、稲富のヴォーリズやICUとの関わりを中心に、生い立ちから顧問建築家として立案したキャンパスプラン等について、広範にわたって聞き取りを行っている。稲富がICUキャンパスプランに込めたのは、教育理念を空間に表すことであった。また寮、校舎、食堂、ロビーの椅子に至るまで対話による「学びの家」であるべきだとし、全人的な教育の場としてのキャンパスを理想としていたことがインタビューから窺える。岸は、稲富の作品集の中でのICUキャンパスプランへの言及について触れ、稲富の言葉を「記憶の宿る場所」であり、「人を育てる」空間としてのキャンパスだと解釈している。そうした空間を作るには理念が重要であり、その理念を達成するための教育プログラムと、それを実践する空間が大切だという稲富の考えは、教育の場を形成する上で広く参考になると岸は主張している。

あとがき 山崎鯛介

山崎は、本書の主題を「現在のキャンパスと建築をどう読み解くか」といった建築的関心から、「何が彼らをそうさせたのか」といった思想的背景に視点を移し、その答えを多くの執筆者の論考から浮かび上がらせようと試みることであり、とまとめる。山崎は、ディッフェンドルファー記念館の設計プロセスから、実際の利用者（学生会）の意見を取り入れる柔軟な姿勢、既存の施設や景観を活かして全体を意味づけようとする手法を読み解き、ヴォーリズがそこにあるものを観察し、寄り添う民主主義的な建築家であると言及

2——本書p. 29注(5)に、一粒社ヴォーリズ建築事務所が、ヴォーリズ建築事務所の後継組織であることが示されている。

する。山崎は、ディッフェンドルファー記念館が現在も学生や卒業生にとって心の拠り所となっており、ディッフェンドルファーとヴォーリズが描いた建学の理念を伝承するには絶好の場所であるとしている。

本書が示唆するものと、それに対する呼応

評者は本書が、大学のキャンパスと建築物が、大学の理念、時代背景、大学教育のあり方、関係する人々の精神を内包しているということ、そして大学の建築物を巡る議論が歴史学、教育学に発展し、大学と社会との関係性を分析する手がかりとなることを、各章全体を通じ示していることに着目したい。このことは、アーカイブズ学における建築物に関する記録に対する議論をも提起すると考える。背景には、現在のアーカイブズ学において、建築記録や「建築アーカイブズ」にまつわる議論が著名な建築設計者の作成した記録の整理、保存に関することを中心としている点が挙げられる。加えて、建築物を中心とした記録認識に関する研究や、建築物の竣工後に生み出される記録に着目した研究は少ない³⁾。

本書が議論を提起すると考える理由のひとつめは、本書の指摘する大学のキャンパスや建築物が内包する記憶とそこから生み出される公共的価値の継承は、建築物が内包する記憶自体を示す記録（本館草創期の記録や学生紛争など）の継承と切り離せない問題だと考えるためである。ふたつめに、本書が建築計画や建築物は発注者と受注者双方の意図や理念を多分に含むことを示していることが挙げられる。

ひとつめの理由について、第5章で田仲は、ICU本館を残すべき理由として、軍需産業の記憶を留める戦争遺跡であり、また「戦後日本の歩みを記録・記憶する〈場〉」であること、「建物は、建物自体として、大学に学び、そこから巣立っていく学生たちに記憶されるとともに、彼女／彼らを歴史の中に位置づける学びの空間としても存在理由がある」と述べている。「この国が総力を挙げて戦争に突き進んだ日々と、敗戦後それを克服しようと尽力した日々の双方の記憶をとどめる本館がすでに存在する以上、それをどう活かして未来につなげていけばいいのかという責任をわれわれ大学責任者は負っている」、「本館はもはや国際基督教大学だけの財産ではないということだ。記憶の風化が懸念される社会にあって、本館を保存し、学びの場として使い続けることは、近隣社会のみならず、日本社会全体に対しても強いメッセージを発することになるだろう」と主張している。田仲の指摘する大学建築の歴史的、社会的意義の重大性とその継承の問題は、アーカイブズ学と

3—日本アーカイブズ学会2022年度大会の自由論題研究発表会において、藤本貴子氏が「建築物に着目した近現代建築資料の記述方法について」という発表を行なっている。【「会告」日本アーカイブズ学会2022年度大会開催概要および参加登録について】<http://www.jsas.info/?cat=5>（2022.09.28 最終確認）また関連する研究として、2021年度日本建築学会大会（東海）建築歴史・意匠部門パネルディスカッション（2）において、森本祥子氏が「東京大学文書館の建築資料 施設建築関連文書と内田祥三資料を例に」と題し、東京大学で保存されている施設建築関連文書について保存先を見出し、アーカイブズ機関において個々の資料を論理的に探し出す方法について発表している。「研究集会 研究協議会・研究懇談会・パネルディスカッション」<https://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2021/syukai2021.pdf>（2022.09.28最終確認）

も無関係ではないと考える。

吉見や田仲の指摘している、ICUキャンパスや本館が中島飛行機三鷹研究所の跡地であることや学生紛争については、ICUアーカイブズに当時の様子を伝える記録が残されている⁴⁾。キャンパス空間で起こった出来事の記録が確かに存在するからこそ、田仲の重要視する建築物の内包する記憶が認識できると共に、個々人を歴史的時間軸の中で認識できる学びの場として建築物が再定義されるのではないか。つまり、こうした記録と建築物は公共的価値を相互補完する関係にあると考えられないだろうか。しかし建築物の内包する記憶の証拠となるこのような記録自体は、建築物の来歴や設計内容などを示すものではないため、建築学的な評価の範疇から外れてしまう。一方、建築物を保管する組織全体の記録を扱い、そのコンテキストを保持するアーカイブズ学のアプローチはこの点を克服できる⁵⁾。

ふたつめの理由について、第2章で山崎が使用した資料は、主に「国際基督教大学図書館歴史資料室所蔵のディッフェンドルファー記念館関係書類と、一粒社ヴォーリズ建築事務所所蔵のヴォーリズと国際基督教大学との往復書簡である」⁶⁾と述べている。このことから、受注者、発注者双方が作成した記録が残されていたからこそ、ディッフェンドルファー記念館の建設経緯を、利用者である学生会の関与も含め分析することができたと言える。本書の第1章と第9章では、山形と樺島はヴォーリズによる伝道報告誌、遺稿⁷⁾や書簡から人物像と建築活動の特色を描き、ICUキャンパス計画と本館、ディッフェンドルファー記念館を、ヴォーリズの建築活動や個人としての思想の中に捉えようと試みている。大学のキャンパス計画や建築物は、大学が実施しようとする教育理念やプログラムに依拠しているということが、第4章の吉見による大学と都市コミュニティとの関わりに関する論考、第7章での立川によるアメリカの大学の方針転換がキャンパスの変化を伴ったことへの指摘⁸⁾、第9章での岸による稲富へのインタビューにおけるアカデミックプログラム

4—— 本書における中島飛行機時代の記述は高柳昌久氏の研究を元としている。高柳氏は中島飛行機関係者や地主への聞き取り調査を行っている。本書p. 101, 120~121, 144。また、学生紛争に関してICUアーカイブズデータベースを検索すると、“student strike”というタイトルの資料や、学生紛争後のICUキャンパスの様子を伝える当時のgazetteを発見できる。たとえば以下を参照されたい。資料名「Student Strike- Spring, 1967」(資料No. D-07-04-048)、「Student Strike, History of (Spring 1967)」(資料No. D-D-03-055)、「ICU GAZETTE - vol.09 no.01 - April 28, 1967」(資料No. D-G_J_1967.0428)など。「ICUアーカイブズ データベース」<https://opac.icu.ac.jp/repo/repository/ArchiveDatabase/> (2022.12.20最終確認)

5—— 評者はアーカイブズ記述によって組織全体の記録を記述し、建築物に関する記録をその一部として位置付けることで、組織記録の文脈の中で建築物を捉えることが可能となると考える。アーカイブズ記述がもたらす成果について、Laura A. Millarは「(アーカイブズ) 記述はアーカイブズの内容、コンテキスト、構造、アーキビストが資料群を保護するためにとった行動を明らかにし、その証拠としての価値を支え、利用を可能にする」(評者訳、括弧内は評者追記)と述べている。Laura A. Millar, *Archives: principles and practices*, 2nd ed, Facet publishing, 2017, p. 214.

6—— 本書p. 64 注(2)を参照。

7—— 本書p. 28 注(1)において山形が基礎的史料として挙げている。

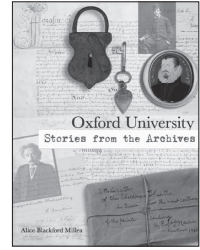
8—— 本書p. 189.

の重要性の指摘⁹⁾によって示されている。このことから、建築計画に伴って生み出される記録を、建築物に関わる組織が社会に向けて果たそうとする目的、理念すなわち社会的機能に着目し、組織記録の一部として認識することで、結果的に建築物自体をより広い枠組みの中に捉えることができるのではないだろうか。

このように、大学建築を題材に、その社会的意義や大学教育の役割、設立時の国際情勢等を論じる本書は、アーカイブズ学に対し、建築物に関する記録の認識、管理についての議論を投げかけていると考える。

書評

Alice Blackford Millea 著 『Oxford University: Stories from the Archives』



Bodleian Library,
University of Oxford/
2022年5月/
Hardback/208頁/
定価 £30.00

津久井 恵子
Keiko Tsukui

1. はじめに

本書はオックスフォード大学の大学アーカイブズのAssistant Keeper、アリス・ブラックフォード・ミレア（Alice Blackford Millea）によって執筆された。Assistant Keeperとはオックスフォード大学のアーカイブズの管理者であるKeeper of the Archives（以下、Keeper）を補佐する専門職員である。大学アーカイブズは1634年に同大学のボドリアン図書館（Bodleian Library）内に設立され、13世紀初頭から現代に至るまでの800年以上にわたる大学の活動の記録を保管している。本書では、そのうち52点の史料を紹介し、それに関わる大学の歴史を解説している。

2. 本書の内容と所感

本書の序文ではアーカイブズやアーキビストの役割、オックスフォード大学の歴史及び同大学の大学アーカイブズの概要について触れられている。その後の本編では、各項目は13世紀初頭から現代まで、おおそ時代順に並んでおり、それぞれ独立したものとなっているが、複数の項目にわたって共通するテーマも存在する。いずれのエピソードも大変興味深く、どこから読んでも楽しめる構成となっているが、紙面の都合もありここでは個人的に印象に残ったテーマに関わる項目を中心に紹介する。

まず、序文及び本編のアーカイブズに関連する項目について述べる。これらの項目において語られていることの内、多くの読者にとって意外に思われるであろう点は、オックスフォード大学がイギリスで最も古い大学であるにもかかわらず、自身が所有する歴史的価値ある記録を残すことについては、長い間無頓着であったといえることである。一般的に大学アーカイブズの事業では、年史編纂が契機となって史料の収集・整理が進み、創立者の顕彰や建学の理念の継承といった目的のもとアーカイブズの設置につながるケースが多い。しかし、オックスフォード大学においては、長きにわたって自身が持つ記録をその歴史的価値ゆえに後世に伝えていくという発想が存在していなかった。また、1634年に設立されたオックスフォード大学のアーカイブズ及びその管理者であるKeeper of the

Archivesの役職は400年近い歴史を持つものである。しかしながら、長い間歴代Keeperにとってアーカイブズの業務は、あくまでも自身の研究者としての業務の合間に行う活動に過ぎなかった。それゆえ、記録の評価選別の基準もその時々Keeperによって大いに異なっていた。アーカイブズが一貫した管理のもとに置かれるのは、Keeperを補佐するために専門職としてのアーキビストが採用されるようになった1970年代に入ってからであった¹⁾。また、本書の著者であるアリス・ブラックフォード・ミレアの役職でもあるAssistant Keeperは2001年に新設されたものである (pp. 17-18, Introduction、以下掲載ページと見出しを示す)。

アーカイブズ設置以前のオックスフォード大学においては、名誉総長、総長、学生監らの業務の助けになるように記録をつける習慣自体は早い段階で存在していた。14世紀以降、約3世紀にわたって代々の名誉総長に受け継がれてきた書物には、国王からの勅許状など重要文書の写しや諸規則など業務に必要な文書がまとめられていた (p. 26, The Chancellor's Book)。しかし、記録管理は必ずしも常に順調に運んだわけではなかった。大学の記録は貴金属などとともに保管庫に保存されていたが、時代が下るにつれ記録の量が増え、管理責任の所在もあいまいになっていったため、15世紀には整理がつかない状態になっていた。これを受けて、名誉総長や学生監とともに記録の整理にあたる委員が教員の中から任命されるものの、前述の通り、史料的高い記録を残すという発想は存在せず、その時点における必要性を基準に評価選別がなされた。さらに、1544年に大学内に強盗が押し入り、大学は金銭的な打撃を受けるとともに、保管庫にあった文書も破損・散逸するなど大きな被害を受けた (pp. 35-36, The Great Burglary of 1544)。

1634年になって大学のボドリアン図書館内にアーカイブズが設置されたのも、やはり、歴史的関心によるものではなく、後述するオックスフォード市との市内の権益をめぐる紛争において自らが有利になるように証拠を残しておくことが求められたからであった。1620年代から1630年代にかけて、大学では、国王チャールズ1世の側近で名誉総長となるウィリアム・ロード (William Laud) の強い勧めにより大学のあらゆる法規を一本化するプロジェクトが実行された。事業にあたり、必要な調査を手掛けていたのは、大学の記録に関しては最も知識のある人物として知られていた古物学者のブライアン・トワイン (Brian Twyne) であった (p. 56, The Laudian Statutes)。トワインの働きに報いる形で、アーカイブズの管理者であるKeeper of the Archivesの役職が設置されたのであった。トワインはまた、初代Keeperとして国王からさらなる特権を得るための勅許状を求めるにあたり、根拠となる先例を求めて大学に残っている史料の調査に時間を費やし、彼の知見は大学と市の法廷闘争において強力な武器となった (p. 59, 'Mechanicall Persons')。

1——本書では言及されていないが、2000年にサイモン・ベイリー (Simon Bailey) がフルタイムのアーキビストとして初めてKeeperに就任した。https://web.archive.org/web/20110609225650/http://www.ox.ac.uk/gazette/2000-1/weekly/210900/notc.htm#10Ref (Oxford University Gazette, University of Oxford, 21 September 2000. のウェブアーカイブ。http://www.ox.ac.uk/gazette/2000-1/weekly/210900/notc.htm) 2022年11月25日最終閲覧。

1642年から始まったイングランド内戦においては、オックスフォードの街はチャールズ1世が率いる国王軍の拠点となり、アーカイブズがあるボドリアン図書館は武器庫として使用された。1646年に国王がロンドンに逃れた直後、オックスフォードは議会軍によって包囲された。停戦交渉の結果、議会に服従することと引き換えに大学と街の安全が保障された。この交渉には2代目Keeperであるジェラルド・ラングベイン (Gerard Langbaine) も関わっていた (pp. 67-68, *The Civil War*)。

これらの項目から読み取れるのは、アーカイブズが歴史資料としてではなく、当初は大学の日常の業務の助けとなるもの、そして自らの利益を守るための証拠としての価値を持つものであると認識されていた点である。日本の大学アーカイブズは、年史編纂事業を機に整備が進んだ場合が大半であるが、近年は特に国立大学において、アーカイブズに大学のアカウントビリティを果たす役割が期待されている。もっとも、オックスフォード大学の場合、その動機は社会に対して説明責任を果たすという公益的な性格というよりは、自らの権益を守るといった利己的な性格が強いものであったという印象である。とはいえ、アカウントビリティのためのアーカイブズともいえる発想がオックスフォード大学では400年近く前に存在していたという点は興味深い。

その一方で、出版物については後世に残す試みがなされていた。ボドリアン図書館の創設者であり、その名の由来となったトマス・ボドリー (Thomas Bodley) は、1610年にロンドンの書籍出版業組合との間に、出版物は全て1部を大学に納本するよう恒久的な契約を結び、イングランドで出版された全ての本を図書館で所蔵することを試みた。この試みは結局不首尾に終わり、実際に大学に納本された本は一部に過ぎなかったが、1709年の最初の著作権法に定められた納本制度につながった (pp. 47-48, *The Beginnings of a Copyright Library*)。

そして、アーカイブズが大学のみならず、地域の歴史にとっても重要なものであることを示すのが次に挙げるオックスフォード市と大学との関係の歴史についての項目である。今日では大学都市として世界中にその名を広く知られているオックスフォードであるが、大学と市の関係性は長い間良好とはいえないものであり、「タウン (街) とガウン (大学) の争い」と呼ばれる対立が何世紀にもわたって続いてきた。1209年に市で起こった殺人事件の容疑者として学生2名が死刑に処せられたことから、大学は一時オックスフォードより離れた (この時オックスフォードから離れた学者の一部は後にケンブリッジ大学を設立した)。その後、教皇特使の仲介により大学がオックスフォードに復帰することを認められるとともに、学生を処刑したことへの賠償として、市は大学に対して、毎年貧しい学生の支援のため52シリングを支払う、市内の商人は学生に安価で食品等を提供するなど、大学の市に対する特権が認められることになった。この時の教皇特使による1214年の仲裁裁定状は大学アーカイブズに現存する最も古い史料の一つである (pp. 20-22, *University Returns to Oxford*)。

1355年の聖スコラスティカの日にはパブでの学生と市民の喧嘩を発端として起きたとされる暴動は、市と大学双方に死者が発生するほど悪名高いものであった。大学は王室からの

庇護を受けていたため国王エドワード3世はオックスフォード市側にこの事件の非を認めさせた。その結果、大学は市内の商取引や治安維持においてさらなる特権が認められたのに対し、市は大学に対して毎年賠償金を支払うほか、市長らは暴動で亡くなった学生の追悼ミサに毎年出席することを義務付けられた (pp. 29-31, St. Scholastica's Day Riot)。その後も様々な権利をめぐる両者の間ではしばしば争いがあり、13世紀から17世紀の間には市内の清掃という現代では想像のつき難い事柄をめぐる対立が起きた一方で、両者は疫病対策のために協力することもあった (pp. 69-70, Keeping the City Clean)。

また、1702年にアン女王がオックスフォードを訪問した際に、女王に随伴する総長や教員が興奮した群衆に押し出されるという出来事があった。これを受けて大学はオックスフォード市長に対し苦情を申し立て、これに対し市長は反発したため、大学は4人の市民を大学との取引から「締め出す」処分を下した。さらに、今後再び王族が市を訪れた際の大学と市の職員の行列の並び順の提案をめぐる、大学と市で一悶着があった。この一連の諍いの過程では大量の文書が作成され、それらは重要文書として専用の革袋に入れて保管されていた (pp. 78-80, The Brawl at the Visit of Queen Anne)。

両者の関係は19世紀頃から改善の兆しが見え、市と大学が正式に和解するのは聖スコラスティカの日の暴動から600年後の1955年のことであった (pp. 172-174, Town/Gown Reconciliation)。

最後に、女性と大学にまつわる項目について触れておきたい。大学アーカイブズに残されている史料は社会における女性の立場の変化も読み取ることができることから、女性史においても高い史料価値を持っているといえるだろう。本書を初めから順に読んだ場合、後半に差し掛かるまで女性の存在は(18世紀にオックスフォードを訪問したアン女王を除けば)全くと言ってよいほど語られてこない。ようやく女性に言及されるようになるのは、19世紀後半になってからの話である。この時代、女性の存在は大学にとって脅威と認識されていた。当時、学生数の増加により大学外で下宿せざるを得ない学生が出ると、未成年の学生が規則の厳しい学寮ではなく、大学外で暮らすことによって風紀が乱れることを懸念する声が大学内外で出た。さらに外部からは、下宿に雇われている使用人には売春婦や「評判の悪い女」もいるとする激しい批判もあり、大学は下宿人や全ての下宿における女性の使用人の数について調査をする羽目になった (pp. 112-114, The 'Mischievous Consequences' of Lodging Houses)。また、市内では少なくとも学部生数の5分の1以上の売春婦が存在したとされ、大学警察は市内の巡回や売春宿の捜査など、その対処に追われた。その際、明白な証拠もなく若い女性が売春の疑いをかけられて投獄される一方、彼女らと関係をもった学生が罰せられるケースは極めて稀であるという不公平さがメディアでは批判された (pp. 122-126, The Problems of Prostitutes)。

その一方で、19世紀後半は女性の高等教育の機会を求める運動が起こった時代でもある。こうした運動に圧され、オックスフォード大学では1877年から男性とは別に「女性のための試験」を受けることが認められるようになり、1879年以降5つの女性専用のカレッジ(当初はソサエティ (Society) と呼ばれ、正式なカレッジとしてはみなされていなかった)

が設立される。しかし、女性は大学の正式なメンバーとみなされず、授業や試験を受けることができても学位を得ることはできなかった。19世紀末より女性が正規の学生として受け入れられるよう提案が何度かなされたが、それが実現するのは第一次世界大戦終結後の1920年のことであった (pp. 141-144, *The Admission of Women*)。また、男性と同席して授業を受けることができるようになったのは、20世紀初めに正規の学生以外を対象とした1年間の研究科であるディプロマ (Diploma) が導入されてからである。

大学アーカイブズには、人類学のディプロマを修了したマリア・アントニーナ・ツァプリカ (Maria Antonina Czaplica) が師であるロバート・ラルフ・マレット (Robert Ralph Marrett) に宛てた手紙が残されている。そこには、彼女が当初はシベリアにおける集団結婚について講演をするつもりであったが、「レディには甚だふさわしくない」という理由でテーマを考え直さざるを得なかった旨が記されている。ツァプリカは後にオックスフォード大学初の女性の人類学の講師になるが借金に苦しみ、志半ばで自殺を遂げる (pp. 133-136, *Pioneer Women in Anthropology*)。

女性の入学が認められた翌年の1921年には、オックスフォードにおいて長年女性の高等教育に貢献したシャーロット・バイロン・グリーン (Charlotte Byron Green) とエリザベス・ワーズワース (Elizabeth Wordsworth) の2人に対して、女性として初めての名誉学位が授与された。しかしながら、この2名の女性に授与されたのは、通常授与される名誉博士号より一段格下の名誉修士号であり、かつ授与が行われたのは名誉学位授与の主要な場である大学記念祭においてではなかった。この経緯について、大学アーカイブズに残されている議事録にはほとんど言及がない。これについて筆者は、女性の教育の機会を求めて長年大学と闘ってきた女性に対して大学が名誉学位を与えるということに、大学側が皮肉を感じていたからかもしれないと推測したうえで、記録がほとんど残っていないという事実がかえってこの出来事の重大さを物語っていると指摘している (pp. 145-146, *Women and Honorary Degrees*)。

こうした19世紀後半から20世紀初頭の一連の女性に関するエピソードには、当時の社会における女性の立ち位置が如実に表れているといえる。しかし、それから約100年後の2016年に、ついにルイーズ・リチャードソン (Louise Richardson) がオックスフォード大学史上初の女性総長に就任する。ラテン語で総長の女性形である、“Vice-Cancellaria”という単語が初めて用いられた総長就任式の式次第の紹介をもって、本書は幕を閉じる (pp. 189-190, *Admission of the First Female Vice-Chancellor*)。

3. おわりに

序文において著者は、本書は大学の歴史についての本ではないと述べている。その言葉通り、本書で取り上げられている史料は大学の歴史にとどまらず、地域の歴史、王室との結びつき、戦争、女性の社会進出などイギリスの社会と文化の歴史を語る上で高い価値を持つものである。それゆえ、アーカイブズ学やオックスフォード大学に関心を持つ人に限

らず、イギリス史全般に興味を持つ人にも薦めたい1冊である。

大学や企業など、特定の組織の歴史というと、一般的にその組織の関係者以外にとってさほど興味を惹くものではない場合もあるが、本書のように広く一般にアーカイブズが所蔵する史料の内容を伝える本が世に出たのは喜ばしいことである。

また、紹介されている史料は色鮮やかに装飾されたものから、タイプライターで打たれた文書やモノ史料まで多岐にわたり、一つ一つの項目が短く読み易いため初学者でも楽しめる。さらに、掲載されている図版はフルカラーでサイズが大きいため史料の細かい点まで見て楽しむことができるのも本書の魅力である。

一つ評者の希望を述べるならば、本書で取り上げられているのは種類こそ様々であるがいずれも「アナログ」な史料であり、「デジタル」な史料にも本編で言及があってもよかったのではないかという点である。コンピューターの普及は大学の業務や研究に極めて大きな影響を与え、デジタルメディアの登場は大学の記録管理のあり方に大きな変化をもたらしたはずである。世界有数の歴史と規模を有するオックスフォード大学において、このような時代の転換点には、興味深いエピソードが多々あるのではないだろうか。

日本の大学においても、近年ではアーカイブズへの関心が高まりつつある。その一方、リソースの問題から発展途上の段階にある大学が大半だろう。オックスフォード大学と日本の大学では、歴史的背景の面でも規模の面でも大いに異なるため、一概に比較することができないのは確かである。しかし、本書で述べられているように、オックスフォード大学のアーカイブズが辿ってきた歴史も決して順風満帆なものではなかった。日本でも、それぞれの大学アーカイブズが所蔵する史料の魅力を積極的に発信することを通して、大学アーカイブズがその大学の関係者のみならず、社会にとって大きな意義を持つものであるという認識が一般に広まり、大学アーカイブズのさらなる発展につながることに期待したい。

書評

西村慎太郎 著

『「大字誌浪江町権現堂」のススメ』

Shintaro Nishimura,

“‘Ooazashi Namie-machi Gongendou’ no susume”



いりの舎/2021年9月/
四六判/256頁/
定価 1,500円+税

井出 竜郎

Tatsuro Ide

1. はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災によって、福島県の浜通りは広い範囲で地震・津波・原子力発電所事故が重なる複合災害の影響を直接的に受けた。テレビや新聞の報道を介して、被災地となった浜通りの状況が広く伝えられたことにより、多くの人にとって、浜通りといえば災害以降の街の風景が記憶されているかもしれない。

本書は歴史研究者である西村慎太郎による研究実践の記録である。著者自身が自らさまざまな資料にあたり、各地を訪問し、人びととの交流を通じて地域の歴史を学びながら、被災地において歴史研究が果たすことのできる役割を模索していく。その過程の記録が紙面の上で編み合わされたことにより、本書は地域の歴史を立体的に、多角的に、彩り豊かに伝える貴重な書となっている。

まず、本書のタイトルに示された「大字誌浪江町権現堂」を確認することから本評を始めたい。本書の説明によれば大字とは「市町村内部の地名」のことであり、大字誌とは「大字の歴史や文化などを表した本」である。そして「浪江町権現堂」とは、福島県浜通りの双葉郡に属する浪江町の中に位置付けられる大字「権現堂」のことを指している。

著者である西村は、地域の歴史資料を保存・保全し、地域の人びとと共にそれを継承する活動を行なっている。その活動の一つに、西村が代表理事を務める「NPO法人歴史資料継承機構じゃんぴん」があり、このNPO活動を通じて、福島県浜通りの各地域でも震災で被災した歴史資料を救出する活動に取り組んでいる。西村自身は福島県出身ではなく、この地域にゆかりがある訳ではなかったが、この活動を通じて浜通り地域の人びとと交流するようになっていった。

本書のテーマである、浪江町権現堂の大字誌の編纂が始まるきっかけとはどのようなものだったのか。西村は、本書の取り組みが始まる以前から、福島県浜通りの複合災害被災

地域において大字誌の編纂に取り組んできた¹⁾。その後、2021年1月11日に福島県二本松市で開催されたライフミュージアムネットワーク2020のオープンディスカッション「浪江町の記憶の残し方・伝え方」に西村が登壇したことが、西村と浪江町権現堂を引き合わせる。そのイベントで浪江町出身の原田雄一、歌人・三原由起子と対談し、その場で「浪江町の中で大字誌を作りたい」と宣言したことから話が動き出す。西村は、イベントに参加するまで浪江町の海岸沿いの地域は訪れたことがあるものの、権現堂を含む浪江町のその他の地域については全く知識がなかったと本書の中で率直に語っている。

浪江町の地域や歴史を学ぶことを目的として、西村がブログ『大字誌 浪江町権現堂』(仮) 編さん室²⁾を始めたのは、2021年3月12日午前5時44分である。この日時は「東京電力福島第一原子力発電所事故によって、日本政府が10km圏内の避難指示を発出し、浪江町大字権現堂の人びとが避難を余儀なくされたその瞬間からちょうど10年目」(156頁)であった。その日から、調査を終えて更新を休止する2022年3月31日まで、西村は毎日欠かさず投稿を続けてきた。

2. 本書の構成

本書は、西村が始めたブログ投稿のうち70日分(2021年3～5月)をまとめた「調査日誌」と、歌人・三原由起子との対談「大字誌から立ち上がるもの」で構成されている。本書の「はじめに」では、ブログの投稿が研究の成果というよりも勉強日誌や学習日誌のような位置づけであると述べられている。しかし、西村が浪江町権現堂の資料を集めながら一つ一つ学んでいく過程を日誌というかたちで書き記したことにより、本書はひとりの歴史研究者による調査研究の活動記録という性格を持つに至っている。

ブログというメディアの特徴から、ときにはネットスラングや絵文字も織り交ぜた口語体の文体は軽妙で読みやすい。一方で、学術論文のように研究の成果として体系立てて整理されているわけではないため、古代史から近代史へ、公文書から釣具店のチラシへ、日々の投稿はさまざまな年代と主題を行き来しており、その往来に読者はしばしば振り回される。だが、本書のページをめくるに従い、読者は研究者である西村が学びながら知識を深めていく過程を辿っていくような体験を得られる。本書の目次にはテーマ別索引も用意されているが、まずは西村の学びに並走するように、ページ順に時系列で読んでいくことをおすすめしたい。

調査日誌のページ右側には、本書の発行時点での後日談として、ブログの内容を振り返るコメントを西村自身が追記している。後に調べて分かった事実や、その時点の認識の誤りについてコメントが入ることで、読者はブログとは別の知識の広がりを得ることができる。ブログ投稿時の内容には追記や修正がほとんどなく、必要な場合のみ、補足や訂正の

1——西村慎太郎、「複合災害地における歴史的实践：福島県浜通りの大字誌」『BIOCITY』、85号、ブックエンド、2021年、14～20頁。

2——現在は『大字誌 浪江町権現堂』執筆日誌」と改題の上、投稿が継続されている。

コメントが添えられている。ここではあえて示さないものの、西村はある大きなミスをしてしまっているのだが、それもコメントであっけらかんと露呈させている。このようなコメントも、本書の魅力の一つになっていると言えるだろう。

資料調査の経緯と共に、地域の人びととの交流を通じて研究成果が蓄積されていく過程を見ることができるのも、本書の魅力の一つである。ブログの投稿は、まず浪江町権現堂がどこにあるのか、地図を見ながら位置を確かめ、地名辞典で権現堂の大字の由来を調べることから始まる。ここで、多くの読者と西村は出発点を共有することになる。そこから、『浪江町史』や『相馬藩史』といった自治体史や、浪江町出身で昭和の作曲家である佐々木俊一の歌碑を調べ、文化財レスキューで発見した茶碗の裏の文字を読むなど、さまざまな資料にまつわる調査の成果を日々の投稿へと結びつけていく。さらに、ブログではSNSなどを介して浪江町の住民や他の研究者から情報が寄せられていることにもたびたび言及されているが、その情報をもとに、西村は聞き取り調査を行ったり、資料の新たな事実を発見したりしている。このような人びとから聞いた活きた情報が、文献や資料と共に丁寧に編み込まれたことによって、紙面の上に浪江町権現堂の歴史と文化が鮮やかに立ち上がっていく。人びととの交流という点において、本書に浪江町出身の三原との対談が掲載されていることは、著者が発する大切なメッセージの一つだろう。

本書の調査日誌は時系列の記録であり、体系的かつ分かりやすい章立てがなされている訳ではない。紙幅の都合上、本評で70日分の調査日誌の内容を全て紹介することができないため、次節で大きく4つに焦点を絞り、巻末の三原との対談も加えて、評者の所感も交えながら紹介したい。

調査日誌の内容① さまざまな文献の調査

前節で触れた『浪江町史』や『相馬藩史』と共に、頻繁に参照される文献の一つが相馬市指定文化財にも指定されている『奥相志』である。『奥相志』は安政4（1857）年に編纂が開始された相馬藩領の地誌であり、その内容は自治体史『相馬市史 4 資料編1』（相馬市、1969年）にも収載されている。

まず、「調査日誌（勉強中）24日目 江戸時代の権現堂の人口」（69～70頁、以下本文の引用時は副題と頁数のみ示す）では、『相馬市史 4 資料編1』にある権現堂村の人口にまつわる記述を読み解いていく。同書には、江戸時代後期以降、天明3（1783）年から文久元（1863）年にかけて、家数が85→74→88軒、人口が338→344→565名で推移していることが記録されている。その推移には天明の飢饉による影響などがうかがえることから、自治体史とは当時の人々の暮らしを思い起こさせる貴重な資料とも言えるだろう。

また、「まぼろしの長安寺」（71～73頁）では、文久元年には権現堂村に寺が2軒あったという記録があるが、現在は1軒しか残されていないことについて、再び『相馬市史 4 資料編1』を開いて確かめている。同書の記録によれば、もう1軒の寺院は長安寺という名称であり、このまぼろしの長安寺をめぐる西村の考察もたいへん興味深い。

「『わが郷土なみえ』（45～48頁）では、福島県を中心に店舗を展開するスーパーマーケッ

トチェーンであるヨークベニマルが、出店した地域の郷土史をまとめて刊行していることが紹介されている。内容が読みやすいだけでなく、自治体によって編纂された『浪江町史』を補完する内容であるため、このヨークベニマルによる郷土史『わが郷土なみえ』はブログでもたびたび参照されている。地域の生活とスーパーマーケットの関係は現代社会において切り離せないものであり、その意味でも同書は、生活者の視点から地域の歴史をまとめたユニークな資料だと言えるだろう。

調査日誌の内容② 古文書の所在調査と大火の歴史

「福島県立図書館で収蔵している権現堂関係の資料を確認しよう」(220～225頁)では、研究の基礎となる古文書の所在調査について取り上げている。地域史を研究する上では、地名辞典や『浪江町史』のような自治体史を確認する作業のほかに、古文書などの一次資料に触れることも重要であるという。最近では歴史研究においても「一次資料」「二次資料」という作成主体による分け方はされないそうだが、本書では「原資料」という意味合いを込めて、敢えて「一次資料」と表現していることがコメントで付言されている。こういった古文書などの資料は、元の所有者の手を離れ、博物館や図書館などに寄贈・寄託され保存・管理されている可能性があり、地域史の研究ではそのような状況を確認した上で、実際にそれらの資料を閲覧することが求められているとある。

浪江町については、当地の図書館が災害の影響で閉まっていたため、西村は福島県立図書館のデータベースで「浪江」「権現堂」といったキーワードを検索し、6点の資料を確認している。そのようにして確認した資料のうち、『双葉郡浪江町大火原因及焼失戸数并罹災者姓名調』³⁾には、浪江町がたびたび大火に見舞われてきたことが示されていた。西村は「安政の浪江大火と街路の変更」(76～79頁)の中で、安政6(1859)年2月9日未明に発生した安政の浪江大火の記述を取り上げているが、『相馬市史 4 資料編1』に掲載されている『奥相志』の記述によれば、この大火によって、火災対策のために街路を変更することになるほど街が焼き尽くされてしまったそうである。

さらに「近代権現堂の大火」(122～123頁)では、西村は自治体史『浪江町近代百年史』所収の一篇「浪江消防史」⁴⁾を参照し、浪江町における前近代資料の少なさは、幕末から近代にかけて同町が数十年おきに大火に見舞われたことによるものではないかと述べている。

このような災害の記録について読むことは、被害があった事実を後世に示し、同時に災害に対する記録の脆さを浮かび上がらせるものであることに評者は気付かされた。この気付きは、現在進行形で続く複合災害の災厄とも結びつき、改めて記録を残すことの難しさと、それを伝え続けることの大切さを痛感させられた。

3——浪江町編、資料『双葉郡浪江町大火原因 及 焼失戸数 并 罹災者姓名調(写)』浪江町、1902年(福島県立図書館蔵、請求記号：L/317.7/N4/1)。

4——「浪江消防史」『浪江町近代百年史 第1集』、浪江町郷土史研究会、1984年。

調査日誌の内容③ 人びとの「移動」

西村自身の関心もあり、調査日誌には鉄道やバスといった「移動」に関わる内容もよく見られる。例えば、鉄道関係では「浪江駅とホームのレール」(52～55頁)において、浪江駅の歴史や国鉄時代のレールを再利用した駅舎の話に始まり、大正時代の鉄道敷設計画についても触れている。

一方、大字権現堂という大字の小さな生活圏に暮らす人びとにとって、移動手段としてより身近なのは鉄道よりも公共バスであるかもしれない。ここではバスに関する投稿を2件紹介したい。西村は、「福浪線時刻表をゲットしました」(79～83頁)で古書店にて購入した昭和25(1950)年の福島市内「汽車・電鉄バス改正時刻表」について取り上げ、「浪江新町バス停と町営バス」(175～179頁)では、東邦銀行浪江支店前に遺された浪江新町バス停を原子力災害直前の貴重な文化財として写真で記録している。この点について西村は、バスに関する研究は少なく、路線の廃止・改変、バス停の廃止が頻繁にあり、時刻表自体がとても大切な歴史資料であるとコメントで述べている。

前者の時刻表には、鉄道先行路線として設置された福島と浪江を結ぶ国鉄バス「福浪線」の路線時刻が記されており、1950年代には1日3往復の運行で3～4時間ほどかかっていたことが分かる。

その後、2004年には福浪線のうち川俣町内のバス停から浪江間が廃止され、川俣町と浪江町による代替の町営バスが運行されるようになる。後者で触れられているバス停は、この町営バスのために設置されたものであり、バス停に貼られた時刻表は劣化していたが、西村はかろうじて確認できる文字を読み解いて時刻表を書き写している。

このバスの時刻表にまつわる2件の投稿は、評者に強い印象を残した。「移動」という観点は、震災と原発事故の複合災害によって故郷から避難することを余儀なくされた人びとの思いとも重なる。過去の時刻表を集めたり、バス停の消えかけた時刻表を書き写したりすることは、「移動」が制限される災厄への抵抗として力になるだろう。

調査日誌の内容④ 浪江座

評者が特に興味を引かれたのは「浪江座」(119～121頁)だ。本文中の説明によると、浪江座は浪江の近代化にも大きく貢献したと考えられる郡豊太郎が中心となり明治41(1908)年に建設された。常設の劇場ができることは近代化の象徴であり、今よりも娯楽の少なかった時代においては、地域の文化を豊かにさせたであろうことが想像できる。この浪江座では、大正末期から昭和初期にかけて映画(活動写真)の上映が開始され、戦後に至るまで、映画や舞台などで浪江町の多くの観客を楽しませてきた。しかし、資料があまり残っていないため、活動や閉鎖時期についてはまだ分かっていないことも多く、本書発行以降に投稿された記事にも、聞き取り調査などを継続しているとある。

評者は、2013年にドキュメンタリー映画『ASAHIZA 人間は、どこへ行く』⁵⁾を鑑賞し

5——藤井光監督、『ASAHIZA 人間は、どこへ行く』、74分、2013年、製作：ASAHIZA 製作委員会、朝日座を楽しむ会。

たことがある。この映画の主題は、同じく福島県浜通り南相馬に大正12（1923）年に開館した木造劇場の「朝日座」である。映画には、地域住民に対してインタビューを行い、朝日座についての記憶を語ってもらう様子が記録されている。そこから浮かび上がるのは、劇場が地域コミュニティの拠点として重要な役割を担ってきた歴史であり、その歴史が住民たちの語りを通じて静かに描かれている。

この映画を鑑賞したときの印象とも重なり、浪江座に関する資料は、福島県浜通りにおける劇場文化の側面を豊かに伝える記録になりうるのではないかと感じられた。建物が現存する朝日座と異なり、すでに閉鎖されてしまった浪江座の資料は少ないだろうが、今後の大字誌の編纂を通じて、浪江座のすがたが明らかにされていくことを期待したい。

対談「大字誌から立ち上がるもの」

本書の後半に収載されているのは、大字誌の編纂のために浪江町権現堂を調査する西村と、権現堂出身で歌人の三原由起子の対談である。西村は、大字誌のテーマとして「身近な歴史を解くことの意味がどこにあるのか」ということを常に問い続けていると語る。これを受けて、三原は「自分の生まれ育った権現堂の歴史的なことを知りたくても、調べ方が分からない」し、「そんな大した歴史のある場所じゃないよというのをずっと思っていました」と率直に述べてつも、西村の調査によって、教科書で学ぶ歴史ではなく、身近な権現堂の歴史の大切さを痛感するようになっていき、自分の土地に誇りをもつためにも大字誌が大事だと思うようになったと期待を込めて話している（244頁）。そして、大字誌に抱くイメージを問われた西村は、「…実際には大字の歴史というのがダイレクトに日本の歴史とはつながらない。でも本当は、ルートとしては逆で、大字から立ち上げる歴史っていうのが大事なんですね」と応答している（245頁）。

研究者である西村と権現堂出身の三原の対談を読み、両者のまなざしは、過去の記録から読み解ける事実を知ることだけではなく、地域の人びとの営みにも向けられているように感じられた。記録の背景にある人びとの営みに視点を向けることで、西村が指摘するように、大字から地域の歴史を立ち上げていくことが実現できるかもしれない。

また、この対談では、10年という時間が経って、ようやく震災の経験を話せるようになってきたという被災者の言葉が取り上げられている。震災の記憶を受け入れることは容易なことではないが、いずれ時間が経ったときに、大字誌を通じてその記憶に向き合うことが可能になるかもしれない。このように、本対談は、災厄によって歴史が分断されてしまった被災地において、大字誌が持つ可能性を感じさせる内容となっている。

3. 所感

本書は、西村が浪江町に足を運び、資料を手にとり、内容を書き記し、人びとの言葉に耳を傾けながら、日々の考えをブログに書き留め、それを書籍としてまとめ上げたものだ。西村の言葉の繰り返しになるが、本書の調査日誌は、研究の成果というよりも勉強日誌や

学習日誌として位置付けられている。そのため、浪江町権現堂の体系的な歴史がまとめられるのは、大字誌の編纂を待たなければならない。しかし、近道のない地道な学びの積み重ねをそのまま提示した本書の内容は、西村の研究者としてのありのままの姿であり、そのような活きた学びに触れることができる読書体験は他に類を見ない。その過程で示された地域に向き合う姿勢や研究手法は、歴史研究者やアーキビストのような記録を扱う立場の専門家が共有していくべきことの一つであろう。それゆえ、本書は歴史研究や資料整理の実践的な指南書として読むことができる。

先述の対談で、三原は「暮らしの記憶を原発事故で消されたくないな、っていう気持ちがあるんですよね」と語っている（247頁）。私たちは、被災地に関わりを持つ当事者たちの切実な思いに耳を傾け、応答するために何ができるのか。浪江町や浜通りの原風景を知らない評者のような非当事者にとって、その応答とは、その地域の歴史を知ることから始められるのだと、本書で示された西村の姿勢を受け止めて考えさせられた。

本書を読み進めることで、報道を介して伝えられる被災地としてではなく、生きた歴史が綿々と受け継がれてきた大字という浪江町権現堂の一面を知ることができる。西村のような歴史研究者の実践を通じて、さまざまな人々が地域の歴史を知ることが、災厄によって地域の歴史を失わせないための抵抗の手段にもなりうる。そして、私たちが被災地に寄り添うために踏み出す最初の一步を、本書は導いてくれるだろう。

報告

report

報告

[2022年度入試説明会講演]

私のキャリアとアーカイブズ学
—資料現場における気づきと問題意識—

Let's Study Archival Science: From a Graduate

清水 ふさ子

Fusako Shimizu

はじめに:自己紹介

みなさん、はじめまして。東京大学で特任研究員をしております清水ふさ子と申します。まず最初に、アーカイブズ学に少しでも興味を持ってくださり、この入試説明会をのぞきに来てくださったことをとてもうれしく思います。

今日は「私のキャリアとアーカイブズ学」というタイトルでお話しさせていただきます(スライド1)。私がこのアーカイブズ学専攻にたどり着くまでの、前職の資料現場における問題意識と、そこからどのようにキャリアが転換していったかを、私個人の体験を通じてお話ししたいと思います。あくまで専攻修了生の一例として個人的な体験をお話するのですが、進学を目指す皆さんの何かのご参考になれば幸いです。

私は2012年までは一般企業(製造業)に勤務しており、企業文化施設の担当として、いわゆる学芸業務に従事していました。ここで、これからお話しする資料現場での問題意識が生まれ、2013年に学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(以下、専攻)に入学します(スライド2)。2015年の修士論文の提出後は博士後期課程に進学し、出産を

学習院大学大学院 人文科学研究科

アーカイブズ学専攻 入試説明会

2022年10月29日(土)
14:00~16:30

開催場所 学習院大学(目白キャンパス)
中央教育研究棟 303 教室

PROGRAM

【第1部】修了生の声をきく

●講演者
清水ふさ子さん(東京大学 人文社会系研究科 特任研究員)
「私のキャリアとアーカイブズ学」
小澤 梓さん(平成30年修了生)
「公文書館の普及活動を考える」

【第2部】専攻紹介・受験案内・個別相談会

※入場券はなし
※Zoomでの参加も受付可能(申込、下記URLを参照ください)
※当日もZoomでの参加も受付可能(申込、下記URLを参照ください)
※お名前「説明会参加希望」(日本文化館)にご連絡メールアドレス

※2023年度 春期入学試験(入試日程) 博士前期課程(博士後期課程)
出願期間: 2023年1月10日(火)~12日(木)
試験日: 2023年2月18日(土)・19日(日)

学習院大学大学院 人文科学研究科 アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1
TEL: 03-3955-1234(直通) E-mail: gcas-office@gakushuin.ac.jp
https://www.arch-ai.gakushuin.ac.jp/

記録を守り
記憶を伝える

GCAS
Graduate Center for Archival Science

この報告は、2022年10月29日(土)に開催された入試説明会に伴う講演会「修了生の声をきく」の記録である。なお、部分的に加筆修正した。

経たのちに、他大学での非常勤職を得ることになりました。私は日本アーカイブズ学会の登録アーキビスト（2016年登録）と国立公文書館の認証アーキビスト（2022年認証）という2つのアーキビスト関連の資格に登録されていますので、「アーキビスト」と名乗ってもよいかなと思っています。



私のキャリアと アーカイブズ学

資料現場における気づきと問題意識

清水ふさ子

東京大学人文社会系研究科 特任研究員
一般財団法人 小峰研究所 理事

スライド 1

自己紹介

- 学歴
 - 2015年 学習院大学人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程修了（アーカイブズ学修士）
 - 2021年 同専攻 博士後期課程単位取得満期退学
- 経歴
 - 2006～2012年 一般企業（製造業）勤務 企業文化施設担当 学芸業務に従事
 - 2017～2021年 慶應義塾大学社会学研究科 研究員（非常勤）
 - 2021年～ 東京大学人文社会系研究科 基礎文化研究専攻 死生学応用倫理講座 特任研究員
- 資格
 - 2016年4月 日本アーカイブズ学会 登録アーキビスト
 - 2022年1月 国立公文書館 認証アーキビスト



スライド 2

1. アーカイブズ学を学ぶきっかけ

アーカイブズ学を学ぶきっかけは、先ほどもふれた企業文化施設における体験です。企業資料の現場では、媒体別にさまざまな「資料」がありました。たとえば、過去製品の現物資料や、ポスター・写真・コマーシャルフィルムといった宣伝制作物、そして文書資料などがデジタル媒体も含め混在しており、こういった資料の多様さが特徴でした。これらに関して、社内外から日々多くの問い合わせが寄せられるのですが、中でも多かったのは社業にかかわる事実関係や文脈（コンテキスト情報）に関するものでした。しかし、私が学んできた「博物館学」と現場で活用されている「一点目録」では、こういったリクエストにこたえることは困難でした。博物資料、いわゆるモノ資料を表現する一点目録では、複数の書類がかたまりで存在する文書資料を十分に表現しきれていなかったということだったのだと思います。

問い合わせを受けた時、意外と役に立ったのは「社史」でした。会社の過去のできごと、例えば新製品の発売やその経緯、または役員交代などの人事的なことなどが、年月日や前後関係も含めて記述されているのです。重要な部分にびっしり付箋が貼られているなど、社史は現場でかなり活用されていました。ところが、ある日、上司から「社史にも間違いがあるから事実確認は慎重にね」と言われます。この一言により、「それでは一体何を見れば確実なことがわかるのだろうか？」と自分の中の問題意識が振り出しに戻りました。

ここから本格的に「信頼できる記録」に関する学問というものについて調べ始めました。そして、どうやら「史料管理学」「アーカイブズ学」というものがあるらしいということに行きあたります。自分なりにいろいろ考えたのですが、ここでいったんキャリアを中断することを決意します。退職後すぐに2012年度国文学研究資料館主催アーカイブズ・カレッジ（長期コース）を受講し、さらなる学びを求めて2013年に専攻へ入学し、本格的にアーカイブズ学の道に入っていました。

ここでの決心を後押しした要因は大きく2つあります。ひとつは「専門職の必要性」、もうひとつは「公文書管理法」の制定（2009年）です。企業資料の現場で、博物館学芸員や図書館司書とは違う専門職の必要性を痛感していたちょうどそのころに、公文書管理法の制定が話題となっていました。公文書管理法は、それまでの公文書管理の不備がさまざまに問題化し制定されたものです。「消えた年金問題」などがその代表例です。私はこのニュースに接し、おそらく公文書管理だけの問題ではないだろうと感じました。企業における文書管理も同様の課題を抱えていて、このような法整備は企業における問題解決の糸口、もしくはヒントになるのではないかと考えたのです。



2. 博士前期課程から後期課程へ:入学してみて気づいたこと

2013年に専攻に進学すると、さまざまな気づきがありました。まず、自分の学部時代(1990年代)とは研究環境が様変わりしていました。図書館の蔵書・資料検索のオンライン化、海外文献も含めた専攻室の専門書の充実ぶりなどです。コロナ禍以降はオンライン授業も始まり、ますます時間と空間を超えた学びが可能になってきています。



そして、この専攻では基本的な教科書として*Keeping Archives*¹⁾というオーストラリアの書籍を用いるため、入学して早々に英語文献と格闘することになり、もう少し英語を勉強しておけばよかった!と思いました。さらに、先行研究を調べていくと、自分の抱えていた問題意識は自分一人だけのものではなかったことに気づきます。先人たちがすでに取り組み、ある程度答えが出されていた問題もありました。「研究」といったときには、何か一足飛びに「宇宙の大発見」をするような大げさなことを考えがちですが、現実にはきわめて地味な作業で、自分のなかにある問題意識を問い、答えをつくることなのだ、と、修士論文をまとめつつ思いました。

それから、当専攻で発行している研究年報『GCAS Report』のおかげで、博士前期課程の早いうちから書評や報告などの発表の機会を得られること、また編集委員会の作業を通じて学ぶ機会を得られることも、この専攻の大きな魅力だと思っています。そして、授業、学会、仕事、プロジェクトを通して先生方や研究仲間との交流が生まれたほか、人脈も広がりました。

3. 出産・子育て:出産後のキャリアに関しては無計画

2015年1月に修士論文を提出し、博士後期課程へ進学が決まった瞬間に妊娠が発覚します。そんな思いがけない展開から私の博士後期課程が始まりました。

出産前の7月に企業史料協議会²⁾主催の「資料目録セミナー」の講師を務め、修士論文で研究したアーカイブズ目録について発表しました。企業アーカイブズを担当する方々とのセミナー後の交流を通じて、自分の問題意識は間違っていなかったと自信が持てました。また、このセミナーで初めてアーキビストとして謝金をいただきました。自分にとって、とても感慨深く、思い出深いお仕事となりました。

ゼミには2015年前期まで出席しましたが、その夏の国内研修旅行(三重)は残念ながら

1——Jackie Bettington, Kim Eberhard, Rowena Loo, Clive Smith eds., *Keeping Archives 3rd ed.*, The Australian Society of Archivists, 2008.

2——<https://www.baa.gr.jp/> (以下、アクセス日は全て2022-12-12)

不参加となりました。専攻の友人達が研修旅行のお土産に伊勢神宮の安産守りを持ち帰ってきてくれて、そのおかげで出産を乗り切ることができたと思っています。そして、学習院開院記念日（!）の10月17日に男の子を無事に出産しました。

翌2016年4月からゼミに復帰し、修士論文を元に論文を書き始めます。無計画に進んでいた出産後のキャリア計画ですが、夫が1年間の育休を取得（これのみ計画的）し、育児を分担してくれました。そのおかげで少しずつゼミや研究にも復帰できたので、夫にはとても感謝しています。

2016年9月には、専攻の先輩にご紹介いただき、非常勤の仕事を開始します。これは、文化庁平成28年度メディア芸術アーカイブ推進事業「アニメーション・アーカイブの機能と実践」のマニュアル制作というもので、2017年3月までの期間限定のプロジェクトでした。アニメーションの制作過程におけるさまざまな資料とその保存管理及び活用を検討する、といったとても意義深いプロジェクトでした。そして、これがある意味、キャリアのプチ再開となります。

そして、この年の10月、子供が1歳児になるところで保育園（短時間保育ですが）に入園することができました。就学+就業のポイントで運よく入れたようです。

4. アーキビスト(研究職)としての仕事:キャリア再開

前述したアニメーション制作資料の仕事に続いて、専攻関係者の紹介により別の仕事のお話をいただきました。とある医学史研究チームに参加し、医療アーカイブズを整理・分析してほしい、という依頼です。日本学術振興会の科学研究費助成事業（科研費）による雇用であり、2017年から2020年度までは慶應義塾大学所属、2021年度からは東京大学に所属しています。具体的には小峰研究所³⁾收藏の医療アーカイブズの編成、記述と分析が主な仕事です（スライド3）。

2017-2020年度の科学研究費助成事業「20世紀日本の長期療養型疾患の歴史—ハンセン病・精神疾患・結核の比較統合的検討」では、アーキビストの参加による資料分析精度の向上を目指しました。翌2021年度からの研究課題「20世紀日本の医療・社会・記録—医療アーカイブズから立ち上がる近代的患者像の探求」では、タイトルに「アーカイブズ」が入ってきています。それだけ、研究現場におけるアーカイブズの重要性が増してきているということであり、アーキビストとしても大きなチャレンジです。

ここで、私の仕事場の写真をご覧いただこうと思います（スライド4）。左の写真は私が資料整理にかかわり始めたころの小峰研究所の一室の様子です。それを右の写真のように整理しました。これは、ただお掃除して資料を箱詰めしただけではありません。資料をクリーニングしながら概要目録を取り、状態を分析しながら整理を進めています。

次のスライドでは、以前の資料編成と、私が資料整理・分析したのちの新資料編成をご

3— <https://komine-labo.info/>

アーキビスト（研究職）としての仕事：キャリア再開

- 2017年6月～現在 一般財団法人 小峰研究所収蔵の医療アーカイブズにかかわり現在に至る（専攻関係者の紹介）
- 日本学術振興会（学振）の科学研究費助成事業（科研費）による雇用（2017～2021年 慶應義塾大学 2021年～東京大学）

▪ 科研の研究課題

「20世紀日本の長期療養型疾患の歴史—ハンセン病・精神疾患・結核の比較統一的検討」（研究課題/領域番号：17H00830 研究代表者：鈴木晃仁 2017-2020年度）

「20世紀日本の医療・社会・記録—医療アーカイブズから立ち上がる近代的患者像の探求」（研究課題/領域番号：21H04343 研究代表者：鈴木晃仁 2021-2024年度）

スライド3

仕事風景：資料整理



スライド4

説明します（スライド5）。私がかかわる以前の資料編成「旧資料編成」では、症例誌とそれ以外（小峰雑資料A～D）、といった分け方がなされていました。「症例誌」とはいわゆるカルテのことですが、全体に占める物量が圧倒的なので、こういった区分となるのはある意味仕方ないかもしれません。ただし、「小峰雑史料A～D」は、何らかのカテゴリ分けを意味していたものでもありませんでした。これでは、症例誌以外に何があるかわからず、組織活動の把握にもつながらないといえます。

私が調査した結果、この資料群の作成主体となる組織は3つあることと、資料の編成は

仕事風景：小峰資料群の資料編成

▶旧資料編成（2002年頃）

1. 症例誌（病床日誌、看護日誌、体温板、処方箋）
2. 小峰雑史料A～D

症例誌以外何があるかわかりにくい
組織活動の把握につながらない資料編成

▶清水調査による資料編成（2017年以降）

- 対象組織： 王子脳病院（精神病科・脳病科・脳脊髄病科）1901-1945
小峰病院（神経病科・内科、小児科、X線科）1925-1945
財団法人小峰研究所 1924-（1945休止-1985再認可）-現在
- 年代幅：明治期～昭和20年代ごろまで（組織活動が空襲によって休止～その後の事後処理まで）
- 箱 数：250箱
- 資料編成： 1.医療記録 2.組織管理記録 3.研究資料 4.個人資料



スライド5

仕事風景：さまざまなしごと

- ・ 学会発表、展示発表
- ・ 資料のレファレンス：研究者、学生や遺族の閲覧対応、海外からの依頼も
- ・ 共同研究：研究ネットワークを通じて目録作成の相談、資料室立ち上げの相談
- ・ プロジェクト：英ウェルカムトラストとの共同プロジェクト「Mindscapes Tokyo」
- ・ 小峰研究所のしごと：本年9月より資料責任者として理事に就任



国際ワークショップ「精神医療の「過去」と「現在」」を展示する：医学史博物館と美術ギャラリーの社会的役割をめぐって」2018年9月10、11日
於：慶応義塾大学（日吉）来往舎ギャラリーにて



スライド6

大きく「1.医療記録、2.組織管理記録、3.研究資料、4.個人資料」に分けられるということがわかりました。私はこの調査を通じて、組織活動に対する理解度を高め、資料群をより立体的に把握することを目指したのです。

このような資料整理と目録作成以外にもさまざまな業務があります（スライド6）。たとえば、研究成果のアウトプットや、資料に関する問い合わせ、相談があります。また、小峰資料のことだけでなく、資料整理や目録に関して他大学に勤務する研究仲間から相談を持ちかけられることもあります。現在は、英国ウェルカム財団（大規模な医学図書館・

博物館を持つ研究機関)⁴⁾と連携し、Mindscapes Tokyoというプロジェクトにもかかわっており、仕事の現場においても再び語学の必要性を痛感しているところです。もっとちゃんと英会話も勉強しておけばよかった……（2回目）と後悔しています。

そうこうしているうちに、本年9月に小峰研究所の資料担当として理事に就任することになりました。財団の運営や、とりわけアーカイブズ運用ポリシーの策定にも決定権をもつことができる一方で、資料に対して大きな責任を担うことだと感じています。

まとめ:研究と仕事は地続き

ここまで、アーカイブズ学を軸に私個人のキャリアがどのように変化したかをお話してきました。私とアーカイブズ学とのかかわりは「信頼できる記録とは何か?」、「どのように文書資料群を理解するのか?」といった現場での問題意識から始まったものです。それは今でも私の研究関心の根底にあり続けるもので、先人たちの研究成果に助けられながら、少しずつ答えを出せるように努力しているところです。博士後期課程の研究のお話がありできませんでした。メインテーマは企業アーカイブズであり、私の就業環境では仕事も研究もいわば地続きのところにありえるでしょう。アーキビストとしてのこれまでのキャリアを振り返ると、ありがたいことに専攻関係者からのご紹介が仕事へとつながっています。また、私自身も小峰資料群の整理の際には専攻の後輩数名に手伝ってもらったこともあります。アーカイブズ学のコミュニティはそれほど大きいものではありません。そのため研究上も、業務上も、先輩と後輩、知人同士がゆるやかにつながって、助け合いながら進めているような印象があります。

私のケースは、就業先がいわゆる公文書館や大学文書館といったアーカイブズ機関ではない事例になります。資料を収蔵しているものの、長年にわたり資料整理が十分ではなかった機関（小峰研究所）とその資料を研究利用したい研究チーム（鈴木科研）がアーキビスト（アーカイブズ学研究者）を求めたケースといえます。とはいえ、任期付きの雇用のため、先を見据えて就職活動をしなくてはなりません。キャリアとしては道の途上であり、研究と仕事はまだまだ続きます。私からのお話は以上になります。ありがとうございました。

報告

海外のアーカイブズ機関等のオンライン会議やウェビナーに参加して

Joining Online Conferences and Webinars held by Oversea Archival Institutions

筒井 弥生

Yayoi Tsutsui

1. はじめに

本稿では2021年1月から2022年9月末までに筆者が参加、または傍聴した海外の会議や受講したウェビナー等について、記録の参照がしやすく、アーカイブズを学ぶ者に身近なものを中心に紹介する。COVID-19の猛威によって、これまでの会議や研究会等のありようが変わった。感染拡大で混乱の中にあった2020年については、国際機関の取組を中心に『記録と史料』誌上に報告した¹⁾。2021年は、災害と資料保存、危機管理といった関心をデジタルプリザベーションなどにも広げ、日本文化に関するものも参加対象としてここに報告する。

2. オンライン会議への参加の方法

オンライン会議の情報は主にSNSを通じて入手したが、一度参加すると、関連の会議についてもメールによる告知がある。リストサーバや国立国会図書館のカレントアウェアネス・ポータル²⁾に掲載される情報も有用である。

Zoomでの開催が多くなってきているが、申込方法は英国国立公文書館や米国のミュージアムのイベントのようにeventbrite等を通す場合や会議用プラットフォーム上で開催されることもある。Zoomの機能が向上して、主催者側の設定によっては、チャットの保存、音声テキストの保存が可能な場合もあり、またキャプションや通訳がつくこともあって、それほど参加のハードルは高くない。録画が一般公開される、または参加者のみが後日利用可能となる場合も多い。団体によっては参加証を発行しており、登録アーキビストや認証アーキビストの更新にも資するだろう。

1—— 筒井弥生「COVID-19感染拡大に呼応した国際機関のウェビナー等に参加して」『記録と史料』31号、2021年3月。

2—— 国立国会図書館、「カレントアウェアネス・ポータル」、<https://current.ndl.go.jp/>（2022年11月23日入手。以下すべてのURLの最終アクセス日は2022年11月23日である。）

当初は無料で参加できたものが、その後のイベントは有料になる場合もある。感染状況の変化で、対面での開催も行なわれている。例えば、2022年9月のICAローマ隔年会合は現地開催のみであった³⁾。ハイブリッド開催は主催者への負担が大きい。今後、オンラインのみの開催、ハイブリッド開催、現地開催というあり方がどのようになっていくかも注目したい。

オンライン会議の効用として、動画によって実際に話す姿を見、声を聞くことができ、これまで本や論文の著者として知っていた方が身近に感じられ、今この分野で活躍している人を知ることでもできることが挙げられる。多くの場合、質疑の機会もある。

3. 実際に参加した会議、受講したウェビナーの主なもの

以下に筆者が参加した会議や受講したウェビナーのうち、この報告執筆時点で録画が公開されている、詳しい報告があるなどで、ある程度内容が把握でき、アーカイブズ学徒に資するものを選んで列記する。なお、会議名は筆者による仮訳であり、原題はURLとともに註で示した。丸カッコ内は現地での開催日である。

◇ユネスコ国際連合教育科学文化機関

- ・「第2回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム」(2021年9月21日～22日)⁴⁾

このフォーラムは報告書表紙等に“From the People of Japan”とあるように日本政府信託基金拠出金(文部科学省拠出ユネスコ信託基金)に拠っている。ユネスコ事務局次長の録画メッセージに続いて、国立公文書館の鎌田薫館長がフランス語で挨拶、日本から東日本大震災に対する取組を報告、ユネスコで活躍する日本人の方々も登壇、またはコーディネートしていた。第1回、第2回をふまえたプロジェクトの最終報告書には日本語仮訳がある⁵⁾。第3回は2022年11月21日～22日に東京で開催された⁶⁾。

- ・「シンポジウム コロナ禍に直面したアフリカのメモリー・インスティテューションの回復力を強めること、そしてその先へ」(2021年9月7日～8日)⁷⁾

3——アーカイブズ記述の専門家グループEGADによるRiC(Records in Contexts)のVer.0.2の紹介セッションや初心者向けワークショップがあり、参加できなかった人のため動画が10月のリソースとして公開された(https://youtu.be/oHG_pupre8w)。

4——UNESCO Digital Library, *Second Memory of the World Global Policy Forum: Disaster Risk Reduction and Management for Sustainable Preservation of Documentary Heritage*, <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000375170.locale=en>

次の報告書を踏まえての開催でもある。UNESCO, *Documentary Heritage at Risk: Policy gaps in digital preservation*, https://en.unesco.org/sites/default/files/documentary_heritage_at_risk_policy_gaps_in_digital_preservation_en.pdf

5——文部科学省, “政策立案と能力開発を通じた記録遺産の保存”, https://www.mext.go.jp/content/220907-mxt_kokt01-000023941_02.pdf

6——ユネスコ, “第3回「世界の記憶」グローバル・ポリシー・フォーラム”, <https://www.unesco.org/ja/mow-global-policy-forum>

7——UNESCO, *Strengthening the resilience of African memory institutions in the face of Covid-19 and beyond*, <https://events.unesco.org/event?id=2796704781&lang=1033>

アフリカのメモリー・インスティテューションとあったが、実際にはアフリカ、アジア太平洋からの報告で、日本からは立命館大学の矢野桂司氏が講演した。

- ・「グーグル・アート&カルチャー（Google Arts & Culture）で世界の記憶登録を見つける円卓会議」（2022年1月27日）⁸⁾

「教育の国際デー」（1月24日）にグーグル・アート&カルチャー上で、世界の記憶の紹介を始めた。円卓会議の前半でその経緯と実際、後半では具体的な3つの教育用リソース（スマートフォンアプリなど）の報告があった。

◇ブルーシールド国際委員会

- ・「25周年記念パネル：ブルーシールドの創設」（2022年6月6日）⁹⁾

初代委員長カール・ハプスブルグを迎え、1996年6月6日の創設について語り合った。

- ・「25周年記念会議」（2021年12月14日～15日）¹⁰⁾

2日間の会議に先立ち、ティム・スレイド監督の2016年制作の映画『*The Destruction of Memory*（記憶の破壊）』の限定公開があった。

◇国際アーカイブズ評議会（ICA）

- ・「国際アーカイブズ週間（IAW）2021」（2021年6月7日～11日）¹¹⁾

国際アーカイブズ週間には前年に引き続き12のウェビナーが用意された。

- ・「第1回ヴァーチャル会議 知識社会に力を与えること」（2021年10月25日～28日）¹²⁾

延期されたICAアブダビ大会の部分的ヴァーチャル開催で、参加費を必要とした。

- ・「ICAFAN 国立公文書館長フォーラム 関連し続けるために変わることに」（2022年4月5日～7日）¹³⁾

日本からは国立公文書館理事が認証アーキビスト制度について講演した。

◇レコーズとアーカイブズの歴史についての国際会議（ICHORA）

- ・「ICHORA2022」（2022年7月25日～29日）¹⁴⁾

第10回は英国国立公文書館の主催で、ジェフリー・ヨーのアーカイブズ史¹⁵⁾についての講演ではじまった。感想を述べあう少人数のセッションもあった。英国国立公文書館はこ

8—UNESCO, *Discover the Memory of the World Register on Google Arts and Culture*, <https://en.unesco.org/news/discover-memory-world-register-google-arts-culture>

9—Blue Shield International, *Blue Shield 25th Anniversary, Panel: The Creation of the Blue Shield*, <https://theblueshield.org/panel-the-creation-of-the-blue-shield/>

10—Blue Shield International, *25th anniversary conference*, <https://theblueshield.org/blue-shield-25th-anniversary-conference-online/>

11—ICA, *International Archives Week*, <https://www.ica.org/en/international-archives-week-iaw2022> 各ウェビナーの動画も公開されている。

12—ICA, *Empowering Knowledge Societies*, <https://www.ica.org/en/ica-2021-virtual-conference-empowering-knowledge-societies>

13—ICA, *FAN Virtual Conversations - Changing to stay relevant*, https://youtu.be/nRkuj2SKZMw?list=P_Lru9FNsjTJG4q56gQtH1OMo4Ya6I9nvm4他

14—The National Archives, *ICHORA2022*, <https://www.nationalarchives.gov.uk/about/our-research-and-academic-collaboration/research-events/ichora-2022/>

15—Geoffrey Yeoの近著に*Record-Making and Record-Keeping in Early Societies*, Routledge (2021) がある。

のほかにも多様なオンラインイベントを開催している。

◇デジタル保存

- ・デジタル保存連合 (DPC)¹⁶⁾「DPCの20周年を祝うイベント」(2022年2月25日)¹⁷⁾
- ・オープン・プリザベーション・ファンデーション (OPF)¹⁸⁾「ウェビナー動画や音声のデジタル保存」(2021年12月16日)¹⁹⁾

DPCは、前掲IAWにも参加していた。OPFのウェビナーについては、有料会員は優先的に参加でき、過去の録画も視聴可能である。

◇アメリカアーキビスト協会 (SAA)²⁰⁾

- ・「SAAフォーラム：安全にアーカイブズを再開する」(2021年6月3日)²¹⁾
- ・TPS集団「TPSフェスト」(2022年8月2日～4日)²²⁾

TPS(注22参照)は2019年までSAA大会中に集まっていたが、COVID-19のパンデミック後は拡大したTPS集団としてオンラインでイベントを開催した。

◇カナダアーキビスト協会 (ACA)

- ・「ブリティッシュ・コロンビア大学でのACA第13回国際シンポジウム」(2022年4月28～29日)²³⁾

学生のためのシンポジウムであり、世界中の学生に参加を呼びかけている。学生は無料、参加者には録画へのリンクが送付された。

◇米国の機関

- ・タフツ大学同窓会「光と闇のタペストリー：日本の小さなアニメスタジオがどのように世界を変えたか」(2022年4月4日)²⁴⁾
- タフト大学教授スーザン・J・ネイピアの講演で、スタジオジブリの宮崎駿作品を中心

16— Digital Preservation Coalition, <https://www.dpconline.org/> なおDPCについては、平野泉「『デジタルをおそれずに』—電子記録の保存に関する2つの取り組み—」『アーカイブズ学研究』33号、2020年12月、渡辺悦子「デジタル保存連合によるデジタル保存スキルの普及にかかる取組について」『アーカイブズ』78号、2020年11月を参照。

17— DPC, *Online celebration of DPC's 20th Anniversary*, <https://www.dpconline.org/events/past-events/dpc-20th-ann>

18— Open Preservation Foundation, <https://openpreservation.org/> なおOPFについては、工藤哲朗「Open Preservation Foundationの概要と活動」『カレントアウェアネス-E』No.355 (E-2063)、2018年10月参照。ウェビナーのいくつかは公開されている (<https://www.youtube.com/user/preservationhub>)。

19— OPF, *Digital Preservation for Moving Image and Sound*, <https://youtu.be/1V4SRpdVLuU>

20— Society of American Archivists, <https://www2.archivists.org/>

21— SAA, *SAA Forum Reopening Archives Safely*, <https://www2.archivists.org/news/2021/saa-forum-reopening-archives-safely>

22— TPSとはTeaching with Primary Sources 一次資料を用いた教育であり、TPS集団については、拙稿「米国の例に学ぶ「一次資料を用いた教育 Teaching with Primary Sources」」『筑波大学アーカイブズ年報』5号、2022年5月で報告している。TPS Collective, *TPS Fest*, <https://tpscollective.org/events-and-opportunities/tps-fest-2022-august-2-3-and-4-2022/>

23— ACA@UBC, *13th Annual International Symposium*, <https://acasymposium.arts.ubc.ca/past-symposiums/2022-symposium/>

24— Taft Alumni, *A Tapestry of Light and Dark: How a Small Japanese Animation Studio Helped to Change World*, <https://youtu.be/hzvi7-CWm3o>

に京都アニメーションなどにも言及した。

- ハーバード大学²⁵⁾

ハーバード美術館、ケネディ・スクールはじめ多くの機関がオンラインイベントを開催している。edXで展開しているオンラインコースは、無料でも受けられる。受講したデジタル・ヒューマニティーズ概論²⁶⁾は有益な内容だった。

- ロサンゼルス保存ネットワークLAPNet「アーティストと小さなアート組織のためのデジタル画像保存」(2022年4月28日)²⁷⁾

写真資料の保存についての講演は人気が高く、質疑応答も活発だった。ネットワーク活動についても参考になる。

上記以外にも、イェール大学やカリフォルニア州立大学、スミソニアン協会、ゲティ研究所などのオンラインイベントに参加した。

◇その他

- 「持続可能なソフトウェアの持続可能性についてのオンラインワークショップ WoSSS21」(2021年10月6日～8日)²⁸⁾

Europeanaで活躍する方々が中心となって運営しており、参加者同士の交流も重視したプログラムだった。Google DocsとSlackを同時進行で用いた。

- 「AICCM 予防SIGオンラインフォーラム2021 変化の要因:10か月間で10の要因」(2021年3月～12月)²⁹⁾

AICCMはオーストラリアの文化財保存の研究所で2021年の3月から12月まで毎月フォーラムを開催した。#1から#8は温湿度から災害までの劣化要因を扱い、#9では“Covid”と題して感染症が国の内外で修復専門家に与える影響を論じた。

4. おわりに

当初は、会議システムもZoom、Webex、Google Meet、Microsoft Teamsなどさまざまあり、配信方式もYouTubeやVimeo、Facebook等の種類があったが、Zoomが一般的になった。そのZoomの機能も進化して、オンライン会議がセミナー形式に、さらにはYouTubeでの配信など参加の方法も多様になった。Zoom会議によっては、Miro、Kahoot!、Mitti、Vatom、Whova、Open DNAなどを併用することもある。

25——Harvard University, <https://www.harvard.edu/>

26——Harvard University, *Introduction to Digital Humanities*, <https://pll.harvard.edu/course/introduction-digital-humanities?delta=0>

27——Los Angeles Preservation Network LAPNet, *Digital Image Preservation for Artists and Small Arts Organizations*, <https://lapnet.org/2022/02/15/digital-image-preservation-for-artists-and-small-arts-organizations-webinar/>

28——WoSSS, *Workshop on Sustainable Software Sustainability 2021*, <https://wosss.org/wosss21/home>

29——AICCM (Australian Institute for the Conservation of Cultural Material), *AICCM Preventive SIG Online Forums 2021 Agents of Change: 10 Agents Over 10 Month*, <https://aiccm.org.au/events-and-webinars/webinars/10-agents-10-months/>

最近、筆者はICAのDカテゴリーデジタル会員になって、様々な情報を得られるようになった。会長らの選挙に投票することもできる。会費は学生であれば年間20ユーロ（2022年）である。そして、ICAもいくつかの専門職団体同様、オンライン・トレーニングを充実させようとしている。

筆者は日頃、国際標準に基づいて目録記述を行っているが、アーキビスト仲間という特別な関係性は会議やウェビナーを通じても培われている。ここに挙げた会議等に関係者以外で日本からの参加者は少なかった。まずは、参加してみていただきたい。

彙報

miscellany

行事(2021－2022年度)

2021年度

日程	行事
1月11日	修士論文提出締切日
2月17日	修士論文口述試験
2月19日、20日	大学院入学試験（春期）
3月4日	『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 11 刊行
3月20日	修了式

2022年度

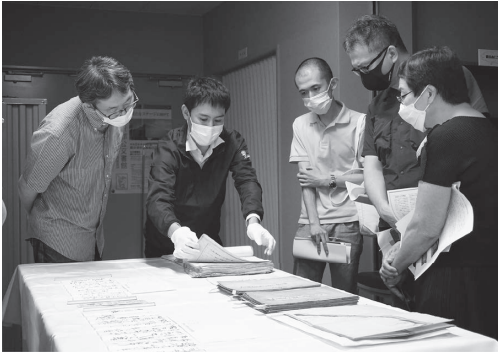
日程	行事
4月3日	入学式および入学者ガイダンス
4月12日	第1学期授業開始（対面、オンライン併用）
4月30日	新入生懇親茶話会（Zoomによる遠隔形式）
6月4日	修士論文中間報告会（報告者：4名）
6月18日～6月19日	国内研修旅行（茨城県）
8月6日	入試説明会（対面、Zoomによるハイブリッド形式）
9月14日	第2学期授業開始（対面、オンライン併用）
9月17日、18日	大学院入学試験（秋期）
10月29日	入試説明会・修了生講演会（講演者：清水ふさ子、小澤梓）（対面、Zoomによるハイブリッド形式）
11月10日～11月30日	エイドリアン・カニングラム先生来日
11月12日	修士論文最終報告会（報告者：4名）
11月19日	エイドリアン・カニングラム先生講演会「ICAアーカイブズ記述のためのRiC（レコード・イン・コンテクスト）概念モデル及びISO23081記録管理のメタデータ標準：レコードキーピングの新しい世界」（対面、Zoomによるハイブリッド形式）
11月26日	エイドリアン・カニングラム先生講演会「レコードキーピングにおいて世界を先導するオーストラリアの革新—それを支えた人々、出来事、環境—」（対面、Zoomによるハイブリッド形式）



2021年度修了式



2022年度入学式



国内研修旅行—常陸大宮市文書館



国内研修旅行—茨城県立歴史館



国内研修旅行—弘道館



入試説明会 (夏)



入試説明会 (秋)



エイドリアン・カニンガム先生講演会

国内研修旅行

1日目●常陸大宮市文書館

福井 恵佳

令和4（2022）年6月18日（土）と19日（日）の2日間にわたり、茨城県のアーカイブズ機関を巡る国内研修旅行が実施され、専攻の学生11名と研究生1名、教職員6名の計18名が参加した。

1日目の最初の見学先である常陸大宮市文書館は、平成26（2014）年10月に開館した。平成16（2004）年の市町村合併（那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村、東茨城郡御前山村）による常陸大宮市誕生、及び平成22（2010）年の常陸大宮市立塩田小学校の廃校を受け、塩田小学校校舎を改修した建物が現在の常陸大宮市文書館として利用されている。

当日は常陸大宮市文書館に到着後、1階会議室において館でご用意いただいたパンフレットやパワーポイントをもとに、館の概要を館長と館職員の方からご説明いただいた。その後、1階閲覧室での館所蔵資料の閲覧と資料室内の見学、2階保存書庫内と作業室内の見学、及び3階保存書庫内の見学をさせていただき、各所で関係する業務や資料の保存状態、保存設備等について職員の方からご説明いただいた。そして最後には再び会議室へ戻り、学生からの質問に対して館長と職員の方から回答をいただいた。

前述の通り、常陸大宮市文書館はアーカイブズ機関として建物が設計されたわけではなく、小学校の校舎が再利用されている。例えば、2階・3階の保存書庫はかつての教室であり、ドアはスライド式で窓に当たる部分は板で完全に塞がれていた。板は内側から見た際は白いものだったが、館を外側から見た際は窓に当たる部分が白や赤、緑などの板で覆われており、見学当日は曇り空であったにもかかわらず、館に対して明るい印象をもった。書庫内（教室内）には木製の書架に資料の入った段ボールが並べられ、除湿器とデータロガーを設置して空調管理が行われていたが、もともと書庫（教室）の数に限りがあるため、特に毎年度行政機関（原課）から受け入れている資料（非現用文書）については、物理的なスペース不足の問題が起り始めているとのことだった。なお、2階の保存書庫には地域史料（古文書）、3階の保存書庫には非現用文書（公文書）が保存されていた。また、保存書庫1室ごとに館内燻蒸の処理を行っているとのことだったが、資料の修復等を行っている作業室にも、かつての教室の構造を活用して区切った小規模な燻蒸室が設けられていた。さらに、体育館を資料の撮影に利用したり、過去に給食などの運搬に利用されていた小型エレベーターを現在は資料の運搬に用いるなど、校舎特有の設備を工夫して利用し、館内の業務を行っているとのことだった。その他、館1階の閲覧室は事務室すぐ横にあり、閲覧室を利用する来館者の多くが常陸大宮市にゆかりある佐竹氏に關係する所蔵資料を閲覧するとのことで、今回の見学においても閲覧室に佐竹氏関係資料の一部を用意いただき、来歴などを解説していただいた。また、1階には資料室があり、日本十進分類法とは異なる館独自の分類で図書資料が管理されていた。

会議室での質疑応答では、事前学習の段階から個人的に関心をもっていた、常陸大宮市

文書館における非現用文書（公文書）の評価選別について、館長から直接お話を伺うことができた。事前学習を通し文書館が評価選別を行っていることは把握していたが、実際は初め文書館が各原課（部署）に移管対象に係るリスト配布（メール配信）を行い、移管後に文書館（館長）による評価選別が行われるという2段階の流れになっていることがわかった。また、事前学習の段階で気になっていた、常陸大宮市文書管理規程などで定められているライフサイクル外になっている文書は、その多くが支所のものであるという実情も伺うことができた。

今回の常陸大宮市文書館の見学は、アーカイブズ機関として利用することを当初の目的とせず、設置された施設において、どのように保存をはじめとした文書館業務を行っていることが適切かを考える上で非常に参考になった。ここで得た多くの知見を今後の研究や調査においても活かしていきたい。

2日目●茨城県立歴史館、徳川ミュージアム、弘道館

赤澤 花凜

快晴に恵まれた茨城研修旅行の2日目、アーカイブズ学専攻一同は茨城県立歴史館を訪問した。同館は緑に囲まれた公園の敷地内に設置されており、到着までの道のりでは自然を感じられた。まず企画展示を鑑賞し、その後、文書整理保管庫を見学させていただいた。見学を通して、同館の博物館機能と文書館機能の特徴を大いに感じられた時間になった。

茨城県立歴史館は茨城県立水戸農業高等学校跡地に建設され、昭和49（1974）年に開館した。開館当時は、文書館機能、博物館機能、県史編さん事業が主な業務であり、管理部、史料部、学芸部の3体制で発足した。当初から文書館と博物館の両機能が併設された施設であったことがうかがえる。平成8（1996）年、県史編さん事業の終了により、組織の一部が改編され、史料室と県史編さん室があった史料部は、歴史資料室と行政資料室の2室となった。平成21（2009）年には再び組織の改編が行われ、史料部と学芸部が史料学芸部に統合され、その下に歴史資料課、行政資料課、学芸課があるという現在の形となった。行政資料の収集・整理・保存業務を行っているのは行政資料課である。

同館に到着後、まず展示を鑑賞した。1階展示室では「ビフォー・アフター三味塚古墳」、 「アーカイブズの部屋」が開催され、2階では常設展「茨城の歴史をさぐる」、ギャラリー展「昔の暮らし」が展示されていた。特に、文書館機能を紹介している「アーカイブズの部屋」は職員の方のご案内の下に鑑賞したため、史資料の展示背景を学ぶことができた。

「アーカイブズの部屋」には同館所蔵のアーカイブズ資料が展示されていた。ここでひととき目を引いたのはローラー式コンベアである。多くの段ボール箱とコンベア上の箱を持つ等身大の人形が設置されており、文書が入った段ボールを移動させる作業過程を表した展示であった。これは同館が採用している、移管された行政文書を効率的に移動させるためのものである。これらの展示により、同館の文書整理保管庫での作業を実際に見ることができない来訪者も、行政文書移管時の業務を容易に想像することができる。視覚的にインパクトのある展示方法であり、博物館を目的に訪れた利用者にも、同館の文書館機能

を知ってもらう機会を提供している。

同展示で文書館機能を理解した後、一同は文書の整理作業が行われる文書整理保管庫を見学した。1階の一時保管庫には移管された段ボールが多く積み上げられており、それらの箱は床に直置きされているのではなく、プラスチックの台の上に置かれているなど資料への配慮が見られた。ここで移管文書リストの照合が行われ、歴史公文書等に該当するかどうかの確認作業が行われる。また、館内で展示されていたローラー式コンベアが実際に複数設置されており、広い保管庫内で効率的に使用されていることがうかがえた。その後、2階の整理補修室や書庫へご案内いただいた。整理補修室では簿冊の長期保存のため、ホチキス等の金属類を除去する作業が行われるというお話を伺った。書庫では簿冊がスチール製の棚に保管されていた。簿冊の側面には小さなシールが貼られており、色ごとに判別できる仕組みになっていた。

博物館機能を持つ同館では複数の展示が並行して行われており、豊富な史資料が紹介されている。アーカイブズの展示は史資料閲覧につながる積極的な取り組みであるといえる。文書整理保管庫を併設している同館への訪問は、普及活動と文書の収集・整理・保存活動の両立を理解するうえで大変勉強になった。

茨城県立歴史館を退館し、昼食を取った後、徳川ミュージアムと弘道館を訪れた。徳川ミュージアムでは水戸徳川家ゆかりの資料を鑑賞し、貴重な古文書や華やかな刀に魅力を感じた。そして弘道館では、藩校当時から残されている風情ある建物が姿を見せた。藩校で使用されていた教科書等の展示資料から、儒学を基盤とした教育思想を学んだ。今回の茨城研修旅行では、各アーカイブズ機関による文書管理の特徴を学ぶだけでなく、茨城県に関する歴史理解も深められ、充実した素晴らしい時間を過ごすことができた。

研究テーマ・研究成果(教員)

氏名	分類	研究成果
久保山 哲二	研究テーマ	情報科学（機械学習・データマイニング）、計算アーカイブズ学
	論文(査読あり)	Beyond ab initio reaction simulator : An application to GaN metalorganic vapor phase epitaxy. Applied Physics Letters, 2022, 121 (16), 162101. (共著)
		Exploration of a large-scale reconstructed structure on GaN (0001) surface by Bayesian optimization, Applied Physics Letters, 2022, 120 (2), 021602. (共著)
		Nearest-neighbor Search from Large Datasets using Narrow Sketches. In : ICPRAM. 2022. pp. 401-410. (共著)
		Using Label Information in a Genetic Programming Based Method for Acquiring Tag Tree Patterns with Vertex Labels and Wildcards. In : Proceedings of 11th International Congress. 2022. pp. 418-428. (共著)
	論文(書籍収録)	唐宋八大家古文の計量分析的考察一序、記、論の虚詞分析一、『唐宋八大家研究』,中国書店, 収録, 2022. (共著)
	国内学会・研究会論文	共食における銘々膳と共同膳の形式が参加者の会話行動に及ぼす影響. 電子情報通信学会技術研究報告, 2022, vol. 121, no. 363, HCS2021-50, pp. 43-48. (共著)
		ラベル情報を利用した進化的学習による複合的なワイルドカード付きタグ木パターンの獲得. In : 人工知能学会全国大会論文集 第36回, 人工知能学会, 2022. pp. 2G4GS202-2G4GS202. (共著)
		深層距離学習を利用した伝統文様のカテゴリ識別手法に関する検討,第25回 画像の認識・理解シンポジウム,IS1-23, 2022. (共著)
		多様性の解析を用いたニュース記事に対するコメント集合の分析, じんもんこん2022 論文集, B-4-2, 2022. (共著)
下重 直樹	研究テーマ	マイクロクラスタリングを用いた選挙公報テキスト分析, じんもんこん2022 論文集, I-2-5, 2022. (共著)
		日本近現代の記録アーカイブズ研究、記録管理制度研究

氏名	分類	研究成果
	編著	『アーキビストとしてはたらくー記録が人と社会をつなぐー』（山川出版社、2022年4月）
	座談会	「「シリーズ 歴史家とアーキビストの対話」を振り返る」（『歴史学研究』第1026号、2022年9月）
	書評	「書評 伊藤陽平著『日清・日露戦後経営と議会政治ー官民調和構想の相克』」（『ヒストリア』第293号、2022年8月）
	その他	「アーキビスト養成システムを確かなものにするためにー学習院大学の取組とアーカイブズ機関への希望ー」（『アーカイブズ』第84号、2022年5月） 『福島県立白河高等学校百周年記念誌』（2022年11月）執筆及び寄稿
	講演等	「デジタル時代の公文書管理改善とその課題ー自治体の取組を事例にー」（行政管理研究センター「公文書管理セミナー」、2022年7月25日） 「日本における公文書管理とアーカイブズ」（独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅰ」、2022年8月22日） 「近代日本公文書管理史ー文書行政システムの形成と展開からー」（独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅲ」、2022年11月14日） 「学習院大学アーカイブズ学専攻の教育と研究」（東北大学創立115周年、東北大学文学部創立百周年記念、東北大学史料館設置60周年記念 認証アーキビスト養成コース開設記念シンポジウムーアーカイブズ専門職拡充と大学の役割ー、2022年12月3日）
武内 房司	研究テーマ	東アジアの記録史料学
千葉 功	研究テーマ	日本近代史
保坂 裕興	研究テーマ	アーカイブズ学、アーキビスト教育
	講演等	「アーカイブズ隣接領域関係論」（国文学研究資料館「アーカイブズ・カレッジ」、7月22日）
	講演等	「アーキビスト論」（独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅲ」、9月14日）
	講演等	「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」（企業史料協議会「ビジネスアーキビスト研修講座」、10月3日）
山永 尚美	研究テーマ	アーカイブズ学、映像史料学
	論文	「第二次大戦期の米国における映画の検索手段の作成プロセス：整理と管理をめぐって」（『学習院大学文学部研究年報』第68号、2022年3月、111-134頁）

氏名	分類	研究成果
	研究ノート	「研究記録と視覚的記録の境界の探求：中谷宇吉郎の実験と映画」（『研究者資料の学術資源化に向けた資料整理法の提案—実験物理学者・中谷宇吉郎資料を事例としたアーカイブズ学的実践』最終報告書』、2022年8月、63-70頁）
	研究ノート	「目録分析からアーカイブズの編成方針を読み解く—AIPの個人文書を対象とした試み」（『研究者資料の学術資源化に向けた資料整理法の提案—実験物理学者・中谷宇吉郎資料を事例としたアーカイブズ学的実践』最終報告書』、2022年8月、83-86頁）（共著）
	口頭発表	「科学者の個人資料に含まれる視覚的記録：霧研究の映画フィルムを巡って」（『研究者資料の学術資源化に向けた資料整理法の提案—実験物理学者・中谷宇吉郎資料を事例としたアーカイブズ学的実践』最終報告会、2022年7月2日、石川県加賀市）
	展示協力	Fujiko Nakaya. Nebel Leben. 映画『霧の研究（仮題）』上映協力（一般財団法人中谷宇吉郎記念財団、山永尚美、森田菜絵、越田乃梨子、期間：2022年4月8日-2022年7月31日）
	競争的資金	「行政映画の保存に向けた効果的な管理プログラムに関する研究」（日本学術振興会：科学研究費助成事業 研究活動スタート支援 研究期間：2021年08月-2023年3月、研究代表者）
	競争的資金	「研究者資料の学術資源化に向けた資料整理法の提案—実験物理学者・中谷宇吉郎資料を事例としたアーカイブズ学的実践」（サントリー文化財団：研究助成 学問の未来を拓く 研究期間：2020年8月-2022年7月、研究分担者）

研究テーマ・研究成果(学生)

学年	氏名	分類	研究成果
D3	中村 友美	研究テーマ	アーカイブズ学から考えるパフォーマンスアートにおける記録と記憶
		翻訳	カール＝ペーター・エラーブロック（ヴェストファーレン経済文書館館長）論文「ドイツにおけるビジネスアーカイブズ—構造変化とグローバル化に挑む地域経済文書館の始まりと現在の役割について」（『企業と史料』第17集、2022年6月、159-170頁）

学年	氏名	分類	研究成果
		解題（共著）	「ドイツにおけるビジネスアーカイブズ—構造変化とグローバル化に挑む地域経済文書館の始まりと現在の役割について」（『企業と史料』第17集、2022年6月、171-176頁）
D3	久保田 明子	研究テーマ	
D3	金本 弘之	研究テーマ	企業アーカイブズの認識と編成記述に関する基礎的研究—戦後の山一證券を事例として—
		論文	「戦後日本企業の記録・アーカイブズにおける社内報の位置づけ—山一證券における『山びこ』・『山びこ新聞』の分析を通じて—」（GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 11、2022年3月、22-39頁）
		学会発表	「戦後日本企業の組織運営と稟議制—山一證券における意思決定過程記録の分析を通して」（日本アーカイブズ学会2022年度大会自由論題研究発表会、2022年4月24日、東京）
D2	大西 智子	研究テーマ	赤十字アーカイブズ研究—記憶機関をめぐる世界の潮流—
D2	坂本 昭彦	研究テーマ	地方公共団体における公文書の評価選別
D1	ディララ ディリシャティ	研究テーマ	福島県における民俗芸能伝承団体資料のアーカイブズ化に関する研究
D1	則竹 理人	研究テーマ	スペイン語圏の記録管理における記録の移管に関する研究—行政記録管理を中心に—
		動向	「スペイン中央行政記録の段階的管理の特性」（『アーカイブズ学研究』第37号、2022年12月、80-93頁）
		コメンテータ	「The Dissemination of Latin American and Japanese Academic Information in the Age of Open Science」（43rd Congress of Japan Association for Latin American Studies、2022年6月5日、京都）
D1	藤原 孝公	研究テーマ	福祉分野における個人記録を中心とした文書記録のアーカイブに関する研究
		研究ノート	「戦前期社会事業団体における記録管理—社会福祉法人興望館のアーカイブズを手がかりとして—」（『学習院大学人文科学論集』第31号、2022年10月、193-225頁）
M2	大場 亮平	研究テーマ	地方自治体における保健衛生行政文書の適切な保存期間についての考察—許可等に関する文書を事例に—

学年	氏名	分類	研究成果
		書評	「大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト—記録を守り伝える担い手たち—』」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.11、2022年3月、68-74頁)
M2	金 河恩	研究テーマ	デジタルアーカイブズの基礎的トレーニングに関する一考察—日米英韓における取組み事例を通して—
		書評	「スー・マケミッシュ、マイケル・ピゴット、バーバラ・リード、フランク・アップウォード 編、安藤正人、石原一則、坂口貴弘、塚田治郎、保坂裕興、森本祥子 訳『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会—』」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.11、2022年3月、75-79頁)
M2	香村 由佳	研究テーマ	近現代建築物の維持管理に関する組織記録のアーカイブズ記述と管理—朝香宮邸を事例として—
M2	肉倉 汐莉	研究テーマ	アーカイブズ資料としての写真資料研究
M1	赤澤 花凜	研究テーマ	日本におけるフィルムアーカイブの保存とデジタル化に関する研究
M1	井出 竜郎	研究テーマ	アート・プロジェクト実施団体のアーカイブズ構築
M1	福井 恵佳	研究テーマ	東京都宗教関係記録の管理システムに係る体系的認識とアーカイブズ学的評価

論文題目2021年度

年度	分類	氏名	題目
2021	博論	蓮沼 素子	漫画家の活動記録とアーカイブズ管理に関する研究
2021	博論	李 華瑩	アーカイブズ・アクセス制度に関する日本と中国の比較研究
2021	修論	汪 柯慧	民族学研究アーカイブズに関する一考察—日本国内所在の鳥居龍蔵関連資料を中心に—
2021	修論	釜谷 友梨子	戦後農林省における記録管理システムの形成と展開
2021	修論	藤井 萌	民間所在の地域資料のための災害防備計画—茨城県常総地域の水害リスク評価を中心として—
2021	修論	藤原 孝公	戦前期社会事業におけるケース記録管理の受容過程についての一考察
2021	修論	山口 まどか	旧開智学校における資料保存活動に関する基礎的研究

授業2022年度

アーカイブズ学演習 [アーカイブズ学研究法]

Seminar in Archival Science [Archival research methodology]

保坂 裕興・下重 直樹

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、研究者・専門職としての倫理、実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ管理演習

Seminar on Records and Archives Management [Arrangement and description of archives]

加藤 聖文 (国文学研究資料館准教授)

記録アーカイブズの構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

デジタルアーカイブズ演習

Seminar on Digital Archives [Information technology in archives]

久保山 哲二

情報科学の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワーク・システムについて学ぶ

アーカイブズ実習

Practice in Archives

保坂 裕興・下重 直樹

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

アーカイブズ学概論Ⅰ [現代アーカイブズ制度とその機能]

Introduction to Archival Science I

下重 直樹

原則や理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職倫理などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

アーカイブズ学概論Ⅱ [現代アーカイブズの構築と実施]

Introduction to Archival Science II

保坂 裕興

システム設計から調査論、評価論、情報サービスまでアーカイブズを科学的に保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ学理論研究Ⅰ [アーカイブズ及びアーキビスト史]

Study on Archival Theory and Methodology I [History of Archives and Archivist]

青木 祐一 (静岡市歴史博物館)、宮間 純一 (中央大学文学部教授)

世界と日本における現在までのアーカイブズの発展過程をたどり、国・社会を支える根幹システムとしての将来を展望する

アーカイブズ学理論研究Ⅱ [海外基本文献研究 基礎・応用]

Study on Archival Theory and Methodology II [Overseas archival science literature]

平野 泉 (立教大学共生社会研究センター)

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

記録アーカイブズ研究Ⅰ [前近代の組織と記録]

Study on Records and Archives I [Pre-modern organizations and records]

小宮山 敏和・長坂 良宏 (国立公文書館)

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値を探究する

記録アーカイブズ研究Ⅱ [現代日本の組織と記録]

Study on Records and Archives II [Modern organizations and records]

下重 直樹

国、地方自治体等の組織構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値と可能性を追求する

記録アーカイブズ研究Ⅱ [映像資料学]

Study on Records and Archives II [Audiovisual records and archives]

山永 尚美

視聴覚記録の取り扱いについて知識と技能を学び、記録アーカイブズの多様性について理解を深める

記録アーカイブズ研究Ⅱ [近代日本の公文書と私文書]

Study on Records and Archives II [Modern public archives and private documents in Japan]

千葉 功

近代日本の公文書管理制度の特質を歴史的に検討し、私文書を中心とする幅広い記録アーカイブズについて認識と理解を深める

記録アーカイブズ研究Ⅲ [東アジアにおける記録の歴史と現在]

Study on Records and Archives III [East Asian records and archives]

牧野 元紀 (昭和女子大学人間文化学部歴史文化学科准教授)

近現代の中国とベトナムを中心に記録と記録システムの歴史を研究し、それぞれの社会における記録アーカイブズの意味と特質を考える

アーカイブズ管理研究Ⅰ【アーカイブズ管理法制論】

Study on Records and Archives Management I [Legal system for the management of records and archives]

早川 和宏（東洋大学法学部法律学科教授）

記録アーカイブズの管理法制について正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、新たな制度を創造できる力を養成する

アーカイブズ管理研究Ⅰ【アーカイブズをめぐる法制度】

Study on Records and Archives Management I [Legal systems related to the management of records and archives]

早川 和宏（東洋大学法学部法律学科教授）

記録アーカイブズの管理に関わる諸制度とその運用について正確な知識を身につけ、法体系に対する立体的な理解を深める

アーカイブズ管理研究Ⅱ【公的機関のレコードキーピング活動】

Study on Records and Archives Management II [Record keeping program in public organizations]

岡西 涼・笥 雅貴・小宮山 敏和（国立公文書館）

公文書管理法下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

アーカイブズ管理研究Ⅱ【レコード・マネジメント論】

Study on Records and Archives Management II [Records management]

古賀 崇（天理大学教授）

レコード・マネジメント（記録管理）とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

アーカイブズ管理研究Ⅲ【記録アーカイブズの保存と修復 基礎・応用】

Study on Records and Archives Management III [Preservation and conservation of archives]

青木 睦（国文学研究資料館准教授）

紙から電子記録まで、様々な記録アーカイブズを物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法について学ぶ

アーカイブズ管理研究Ⅳ【視聴覚アーカイブ論】

Study on Records and Archives Management IV [audiovisual archive]

児玉 優子（放送番組センター）

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

デジタルアーカイブズⅠ

Digital Archives I

下重 直樹

システムデザインと国内外の施策や規範、知的財産保護などの法務の観点からデジタルアーカイブズの現状と課題を俯瞰する

デジタルアーカイブズⅡ

Digital Archives II

下重 直樹、嘉村 哲郎（東京藝術大学）、塩崎 亮（聖学院大学）、寺澤 正直・吉田 敏也（国立公文書館）

コンテンツの構築と管理、サービスのためのシステムについて、インターネット空間とリアル空間での活動の複合・再構成という観点から研究する

情報資源論Ⅰ【図書館情報学研究】

Study on Information Resources I [Library and information science]

水谷 長志（跡見学園女子大学文学部人文学科教授）

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

学生数2022年度

博士前期課程	1年	3名
博士前期課程	2年	4名
博士後期課程	1年	3名
博士後期課程	2年	2名
博士後期課程	3年	3名
研究生		1名
科目等履修生		5名

謹告

2021年12月28日に逝去された入澤寿美先生への専攻関係者による追悼文を『学習院大学計算機センター年報』第43号（2023年3月）に掲載しております。

関係者一同、改めて先生のご冥福をお祈りしたいと存じます。

執筆者一覧〔五十音順〕

赤澤花凜（あかざわ・かりん）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

阿久津美紀（あくつ・みき）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程修了、目白大学

井出竜郎（いで・たつろう）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

エイドリアン・カニンガム

元オーストラリア国立公文書館及びクイーンズ
ランド州立文書館アーキビスト、ICAフェロー

香村由佳（こうむら・ゆか）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

清水ふさ子（しみず・ふさこ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程単位取得退学、東京大学
人文社会系研究科

千代田裕子（ちよだ・ゆうこ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、東京大学文書館

津久井恵子（つくい・けいこ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、聖心女子大学史学
研究室

筒井弥生（つつい・やよい）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、筑波大学アーカイ
ブズ

寺澤正直（てらさわ・まさなお）

独立行政法人国立公文書館

中村友美（なかむら・ともみ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

福井恵佳（ふくい・あやか）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

保坂裕興（ほさか・ひろおき）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 教授

〔編集協力〕

邊見統（へんみ・おさむ）

学習院大学非常勤講師・同人文科学研究所客員
研究員

『GCAS Report』 2022年度編集委員

保坂裕興
下重直樹
井出竜郎
大西智子
金本弘之
金河恩
香村由佳
坂本昭彦
山永尚美（事務局）

Editorial Board 2022

Hirooki Hosaka
Naoki Shimoju
Tatsuro Ide
Tomoko Ohnishi
Hiroyuki Kanamoto
Kim Haeun
Yuka Komura
Akihiko Sakamoto
Naomi Yamanaga (Secretariat)

編集後記

編集委員：井出 竜郎

アーカイブズ学専攻の1年目を振り返って、今号では執筆者として、また編集委員として研究年報の編纂に関わることができ、たいへん有意義な経験となりました。構成の検討や投稿原稿の査読を積み重ねた編集会議はとても学びの多い時間であり、『GCAS Report』Vol.12として刊行できることを心より嬉しく思います。

今年度はエイドリアン・カニングム先生を招聘した公開講演会の開催もあり、コロナを巡る世相の変化を記録した節目となる号にもなりました。「12」という数字はものごとの一巡りを感じさせます。新しいフェーズに入る『GCAS Report』の誌面がますます充実していくように、本専攻のアーカイブズ学研究のさらなる発展に今後もご期待いただければ幸いです。

事務局：山永 尚美

『GCAS Report』Vol.12をお届けします。本号では、コロナ禍を経て2022年秋に来日された短期客員研究員エイドリアン・カニングム先生の公開講演会（11/19・26開催、ハイブリッド形式）のRecords in Contexts (RiC) にまつわる講演録を1本、それから参加記2本を掲載しています。

また、在学生やOB/OGの方々による書評3本（和図書・洋図書）、報告2本という多彩な内容の原稿が揃いました。ぜひご一読いただけたら幸いです。

来年度は学習院大学に新東1号館が開館し、当専攻の新たな学びの場として「史資料調査・作業室」と「保存修復実習室」が稼働し始めます。ぜひご期待ください。

この場をお借りし、お世話になった関係者の皆さまに改めて深く御礼申し上げます。

投稿規程

1. 発行

- (1) 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。
- (2) 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会（以下、編集委員会）が行うものとする。
- (3) 本誌は、年一回刊行する。
- (4) 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

2. 投稿資格

- (1) アーカイブズ学専攻の教員および元教員
- (2) アーカイブズ学専攻の学生および修了生（但し、博士後期課程単位取得退学者を含む）
- (3) その他編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

- ①論文 ②研究ノート（資料研究を含む）
③書評（文献紹介を含む） ④報告等

4. 形式と分量

- (1) 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。
- (2) 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。
- (3) 投稿原稿は、以下の各字数を上限とす

る。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

- ①論文（24000字）
- ②研究ノート（16000字・資料研究としての性格をもつものについては20000字程度）
- ③書評（8000字） ④報告等（8000字）
- (4) 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。
①題目：和文および英文
②執筆者名：和文および英文
③所属
④連絡先：郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス
⑤キーワード：5語以内
⑥論文要旨（和文および英文）：和文は400字以内、英文は200ワード程度
- (5) 執筆形式は、原則として以下の通りとする。
①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。
②日本語の文章は、約物（句読点、疑問符、括弧等）を含めてすべて全角を用いる。
③句読点は「、」「。」を用いる。
④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。
⑤漢字は常用漢字を用いる。
- (6) 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧（『』）、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧（「」）でつつむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。
- (7) 注は、本文中の当該箇所の末尾に〔1〕、〔2〕のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用

した文献はすべて注に含める。

- (8) 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合：著（編）者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合：著者名、論文題名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合：著者名、論文名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先（入手日付）

④ウェブサイトの場合：著者名、“ウェブサイトの題名”、ウェブサイトの名称、入手先（入手日付）

- (9) 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

5. 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

6. 発行スケジュール

- (1) 原稿締切：9月末日
(2) 発行予定：2月末日

7. 審査と採否

- (1) 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。
①先行研究の把握 ②独創性
③実証性 ④論理性 ⑤表記・表現
- (2) 論文の採否は、(1)により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。
3で定める他のジャンルの採否も、(1)に掲げる審査基準に準じて、編集委員

会が審査・決定する。

- (3) 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。
(4) 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

8. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。
(2) 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。
(3) 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。
(4) 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

9. 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科

アーカイブズ学専攻事務室

TEL：03-5992-1278

E-mail：gcas-off@gakushuin.ac.jp

附則

- (1) 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。
(2) 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。
2020年10月10日改訂。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報
第12号

〔発行日〕 2023年 3 月 3 日

〔編集・発行〕

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : 03-5992-1278 (直通)

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/>

〔表紙デザイン〕 木村稔将

〔デザイン・印刷〕 ヨシダ印刷株式会社

GCAS Report Vol. 12

2023-3-3

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL : +81 3 5992 1278

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/en/>

Cover design : Toshimasa Kimura

Design and Print : Yoshida Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

